

第 3 回 鳥 取 市 移 動 等 円 滑 化 協 議 会

日時 令和4年10月31日（月）午前10時00分から
場所 鳥取市役所 本庁舎6階 会議室6-5～8

会 議 次 第

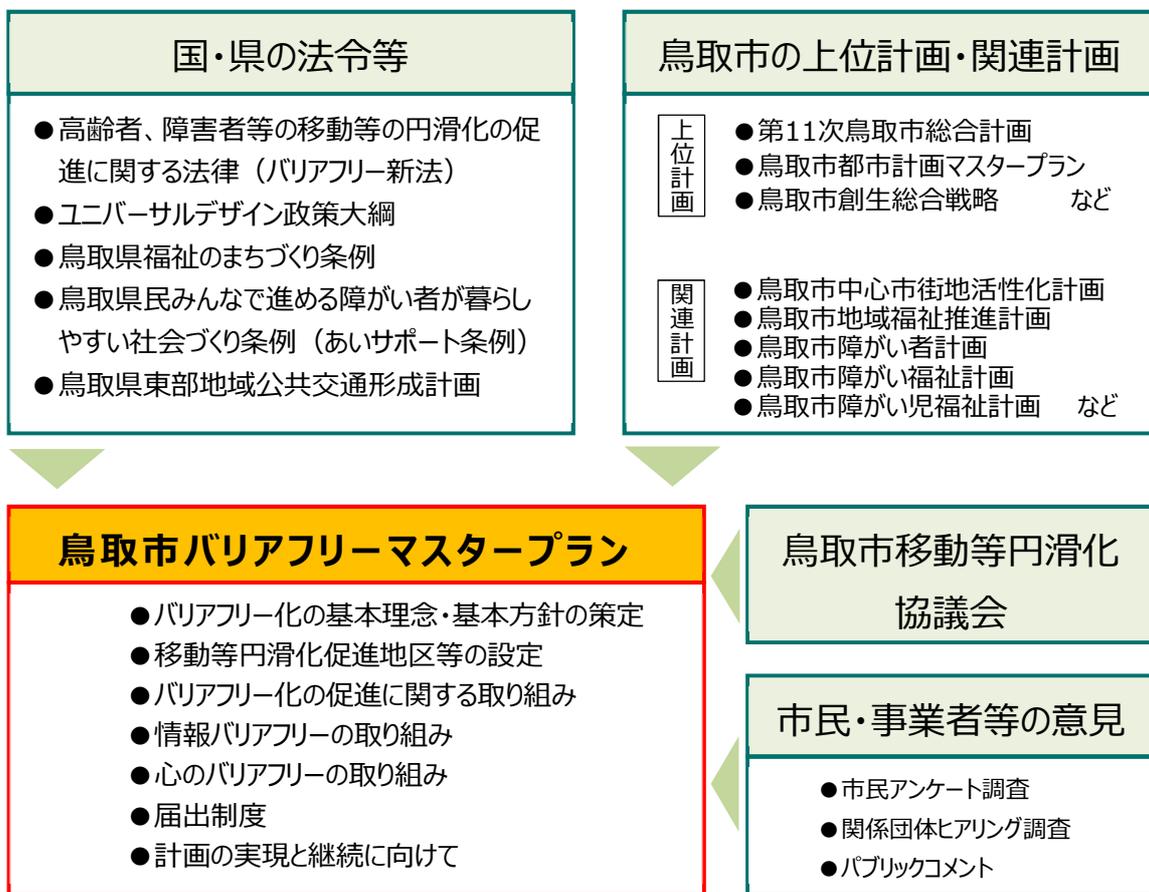
1. 開会
2. 改選委員の紹介
3. 議事
 - (1) 鳥取市バリアフリーマスタープラン（素案）について
 - (2) スケジュールについて
 - (3) 質疑応答
4. 閉会

鳥取市バリアフリーマスタープラン(素案)

【概要版】

◆マスタープランの位置づけ

バリアフリーマスタープランとは、バリアフリー法に基づく計画で、高齢者や障がい者等が利用する施設や経路等のバリアフリー化に関する基本的な方針を示すことにより、市民や事業者等と広く考え方を共有し、バリアフリー化を促進することを目的としています。



◆計画期間

令和5（2023）年度～令和14（2032）年度までの10年間とします。

◆バリアフリーの課題

- ◎ 公共交通は、誰もが快適に移動できる鉄道駅のバリアフリー化等。
- ◎ 道路は、安心・快適に移動できる歩行者空間の確保。
- ◎ 建築物（施設）は、だれもが利用しやすい施設のユニバーサルデザイン化等。
- ◎ 公園・広場は、移動経路の確保等。
- ◎ 情報提供・心のバリアフリーは、障がいの特性に合わせた情報提供等。

◆バリアフリー化の基本理念

本市では、平成14年1月に策定した「鳥取市交通バリアフリー基本構想」における「すべての人に優しいまちづくりを目指して」の基本方針などにより、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー化に取り組んできました。より一層、全市的なバリアフリー化の促進にあたり、

「みんなが支え合い 誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくり」

を基本理念として掲げ、誰もが安心・快適に暮らせるまちの実現を目指します。

◆バリアフリー化の基本方針

1. ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー整備

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるようなまちづくりを推進します。

2. 全市域でのバリアフリー化の展開

安心・快適なまちづくりを推進していくために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備・取組みを全市域で展開します。また、施設整備においては、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等、多様な利用者の意見を反映していきます。なお、バリアフリー化を促進するために、交通事業者や民間事業者等への各種補助制度の拡充等を検討します。

3. 緊急性・重要度・実現性等に配慮したバリアフリー化の推進

不特定多数の人が利用する施設が集積し、かつ、徒歩による施設間移動が見られる地区は、面的・一体的なバリアフリー化の緊急性や重要度が高い「移動等円滑化促進地区」として設定し、短期的かつ重点的にバリアフリー化を進めていきます。

移動等円滑化促進地区以外でも、施設の改修や道路の改修工事等の機会に併せたバリアフリー整備を実施していきます。

4. 緊急時にも対応可能な情報提供の充実

特に災害発生等の緊急時は、迅速な情報入手が重要であり、だれもが容易に情報を取得できるように、施設管理者による案内板設置や音声案内等の様々な手段での情報提供を推進します。

5. 心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が抱える困難さや不自由さを市民一人ひとりが理解し、互いに尊重し、支え合う心を育むため、社会全体でバリアフリー教育の充実や啓発・広報活動を推進します。

また、障がい者等と円滑に意思疎通を図るために、コミュニケーションツールの導入や手話通訳者・要約筆記者等の支援者の養成・派遣を推進していきます。

◆移動等円滑化促進地区の設定

a.) 移動等円滑化促進地区（エリア）の設定

本市においては、“短期的に”かつ“面的に”バリアフリー化を優先的に促進していく地区を移動等円滑化促進地区（以下、促進地区）として決めました。まず、促進地区は、鳥取市都市計画マスタープランにおいて、「中心拠点」及び「地域生活拠点」に位置づけられている箇所、または、鳥取県東部地域公共交通網形成計画において、「主要交通結節点」及び「その他の交通結節点」に位置づけられる箇所とし、14地区を設定しました。



図 移動等円滑化促進地区等のイメージ
出典：国土交通省資料

◆鳥取市都市計画マスタープランにおいて、「中心拠点」及び「地域生活拠点」に位置づけられる箇所

「中心拠点」 → 中心市街地(鳥取駅周辺)

「地域生活拠点」 → 各総合支所周辺(青谷・気高・鹿野・福部・国府・河原・用瀬・佐治)、
鳥取大学前駅周辺、末恒駅周辺、津ノ井駅周辺、若葉台

◆鳥取県東部地域公共交通網形成計画において、「主要交通結節点」及び「その他の交通結節点」に位置づけられる箇所

「主要交通結節点」 → 鳥取駅

「その他の交通結節点」 → 青谷駅、浜村駅、宝木駅、鳥取大学前駅、福部駅、用瀬駅

b.) 移動等円滑化促進地区の区域設定

移動等円滑化促進地区に選定した14地区（鳥取駅・城跡周辺地区、その他の地区）の詳細なエリアは、次のような考え方にに基づき設定しました。

◆鳥取駅・城跡周辺地区

① 旅客施設から一般的な徒歩圏（800m 圏内）にあるエリア

② 鳥取市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区を踏まえたエリア

③ 境界の設定（後述する「生活関連施設」の分布状況を考慮）

◆その他の地区

① 旅客施設などから一般的な徒歩圏（800m 圏内）にあるエリア

② 境界の設定（後述する「生活関連施設」の分布状況を考慮）

◆生活関連施設・経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

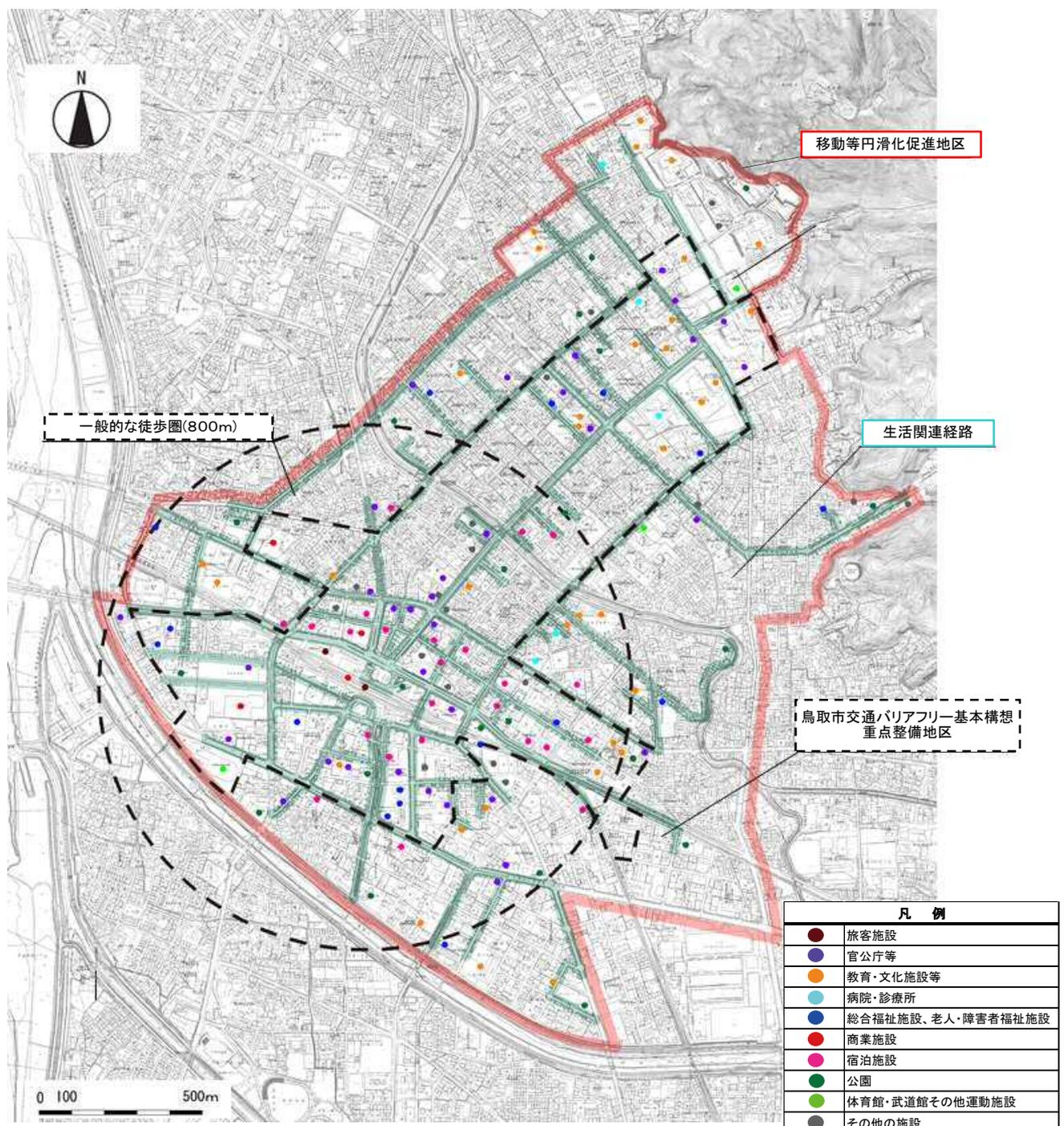
本マスタープランにおける生活関連施設は、「常に多数の人が利用する施設」かつ「促進地区の軸となる施設から通常徒歩による移動範囲内の施設」としました。

(2) 生活関連経路の設定

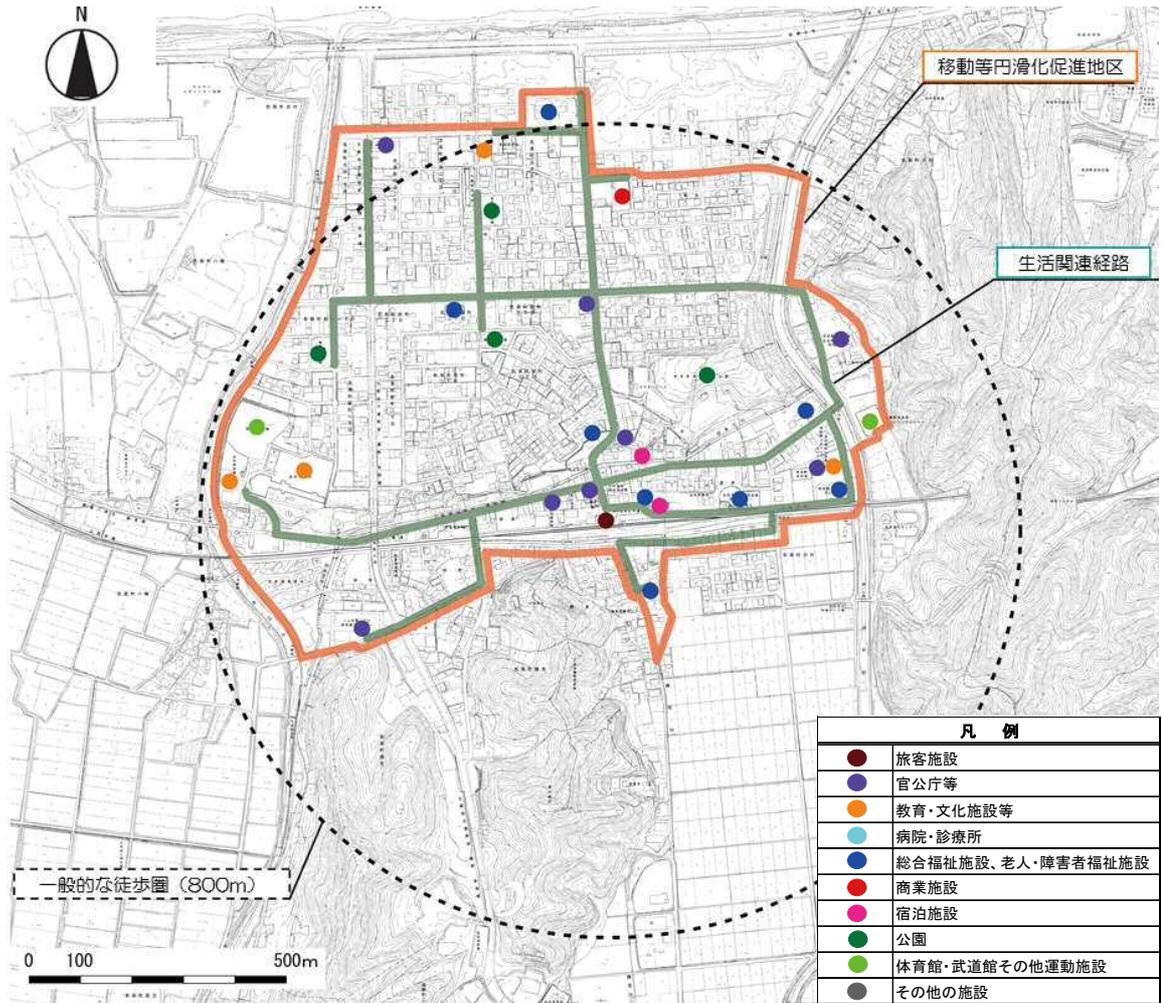
本マスタープランにおいては、旅客施設（鉄道駅やバスターミナル）と主要な公共施設等を結ぶ経路を軸とし、生活関連施設間の移動が多い経路の中から、バリアフリー化の必要性が高い経路を生活関連経路に設定しました。

◆移動等円滑化促進地区

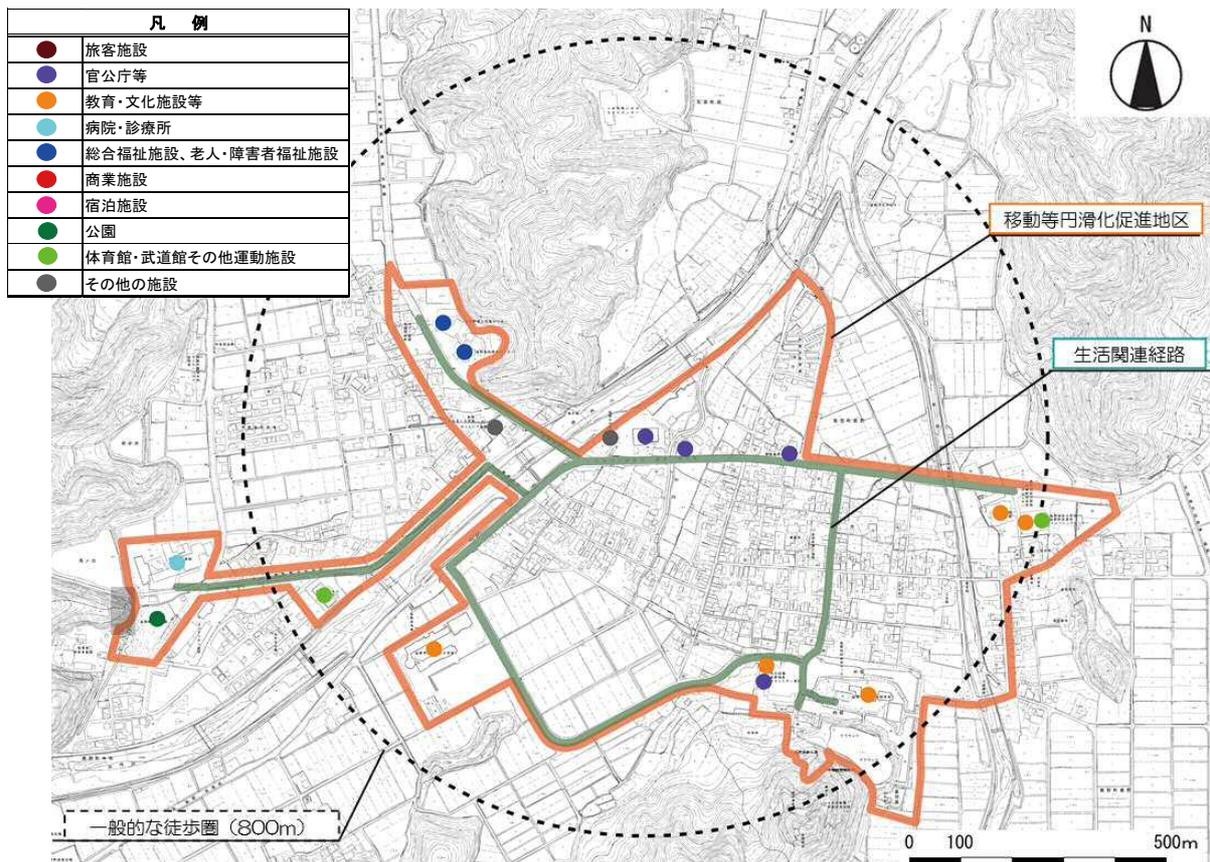
■鳥取駅・城跡周辺地区



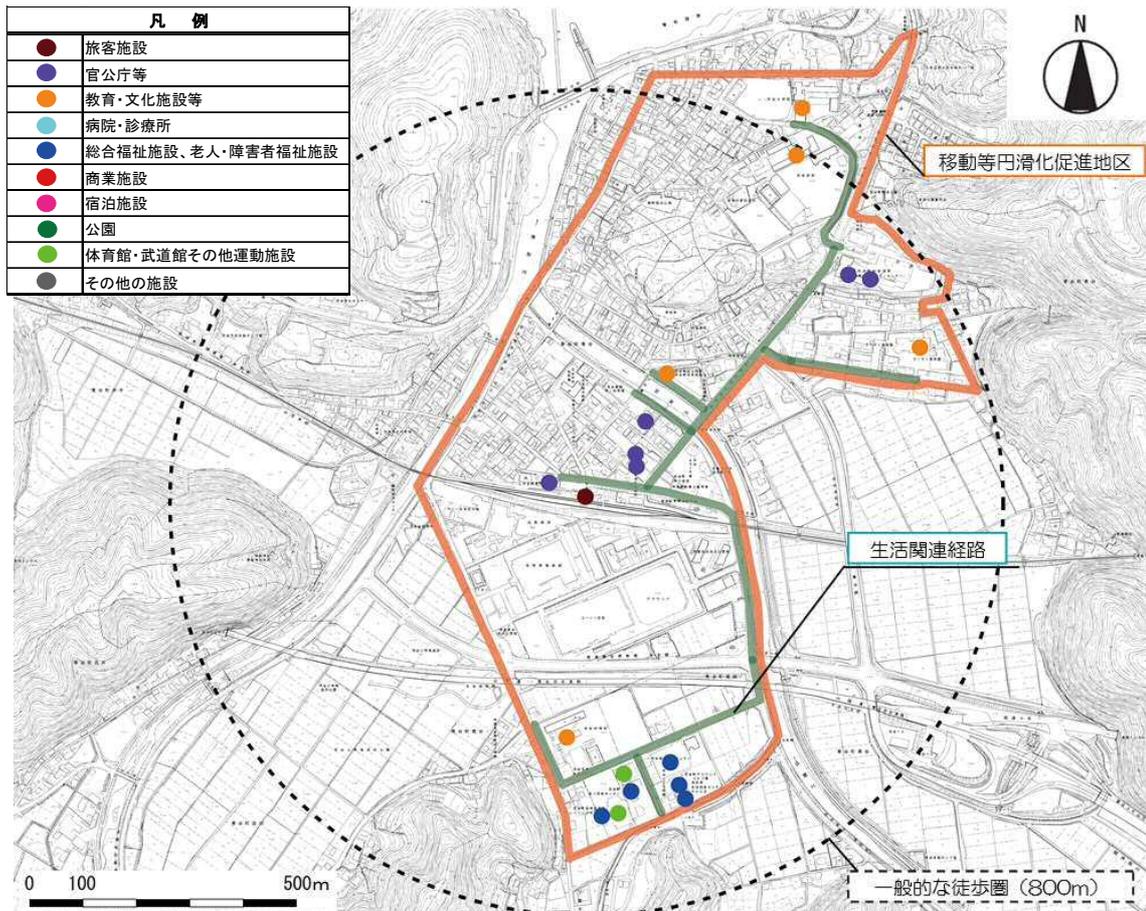
■ 気高町総合支所・浜村駅周辺地区



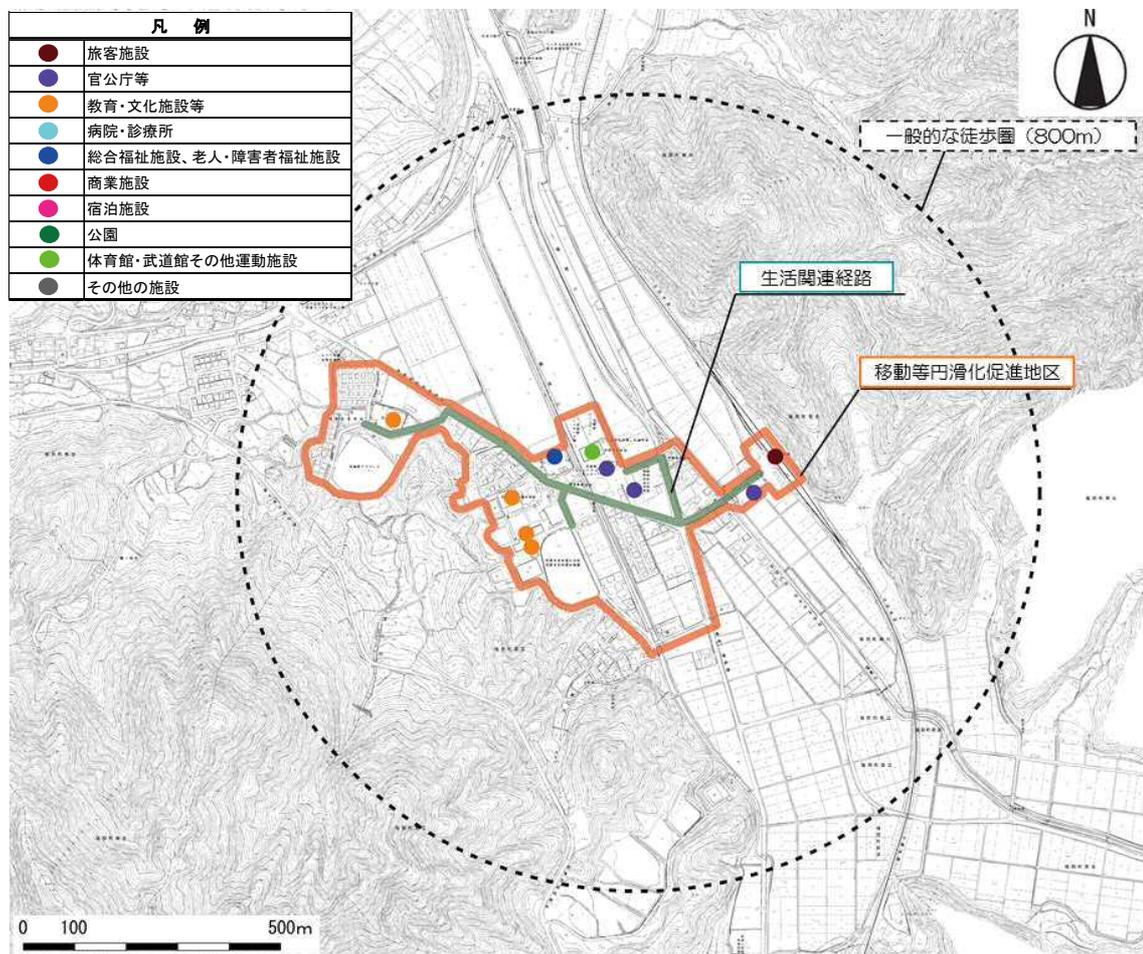
■ 鹿野町総合支所周辺地区



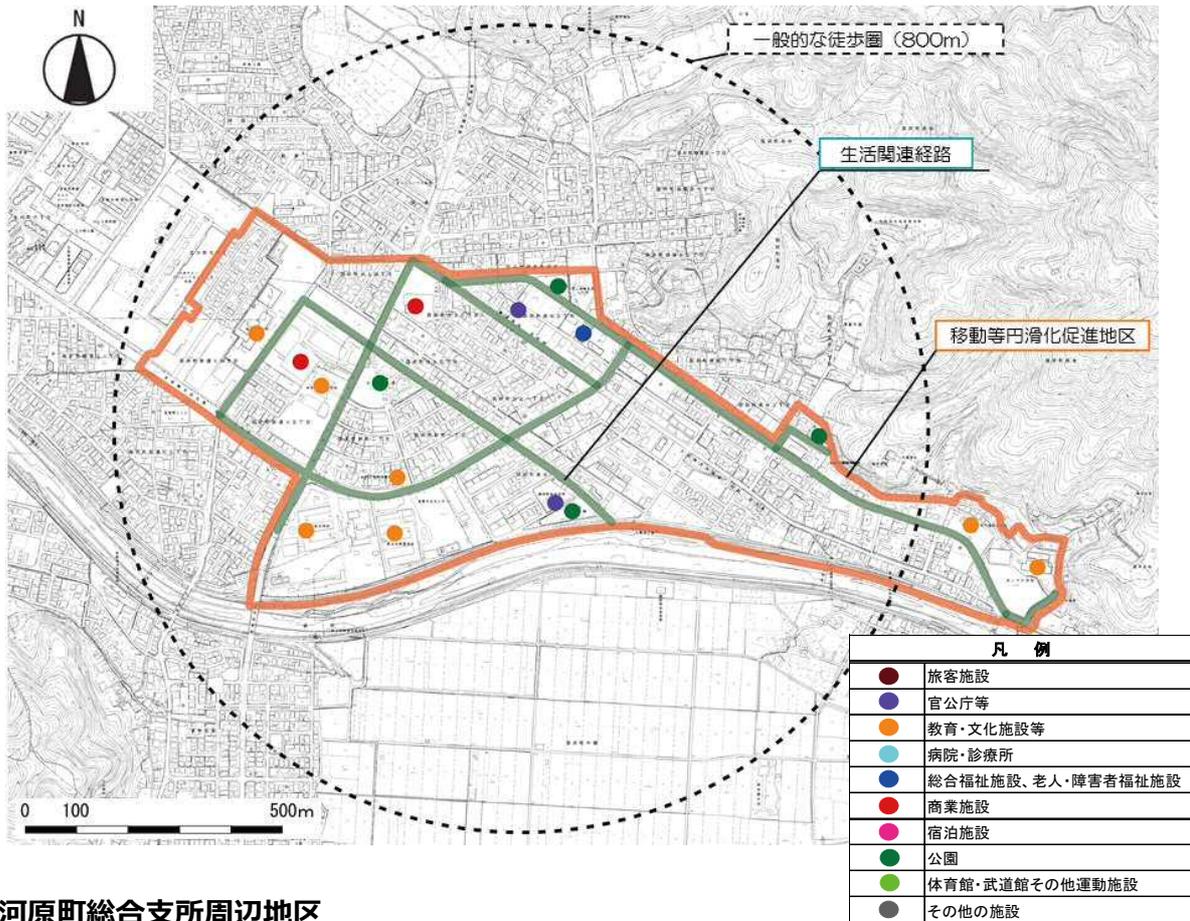
■ 青谷町総合支所・青谷駅周辺地区



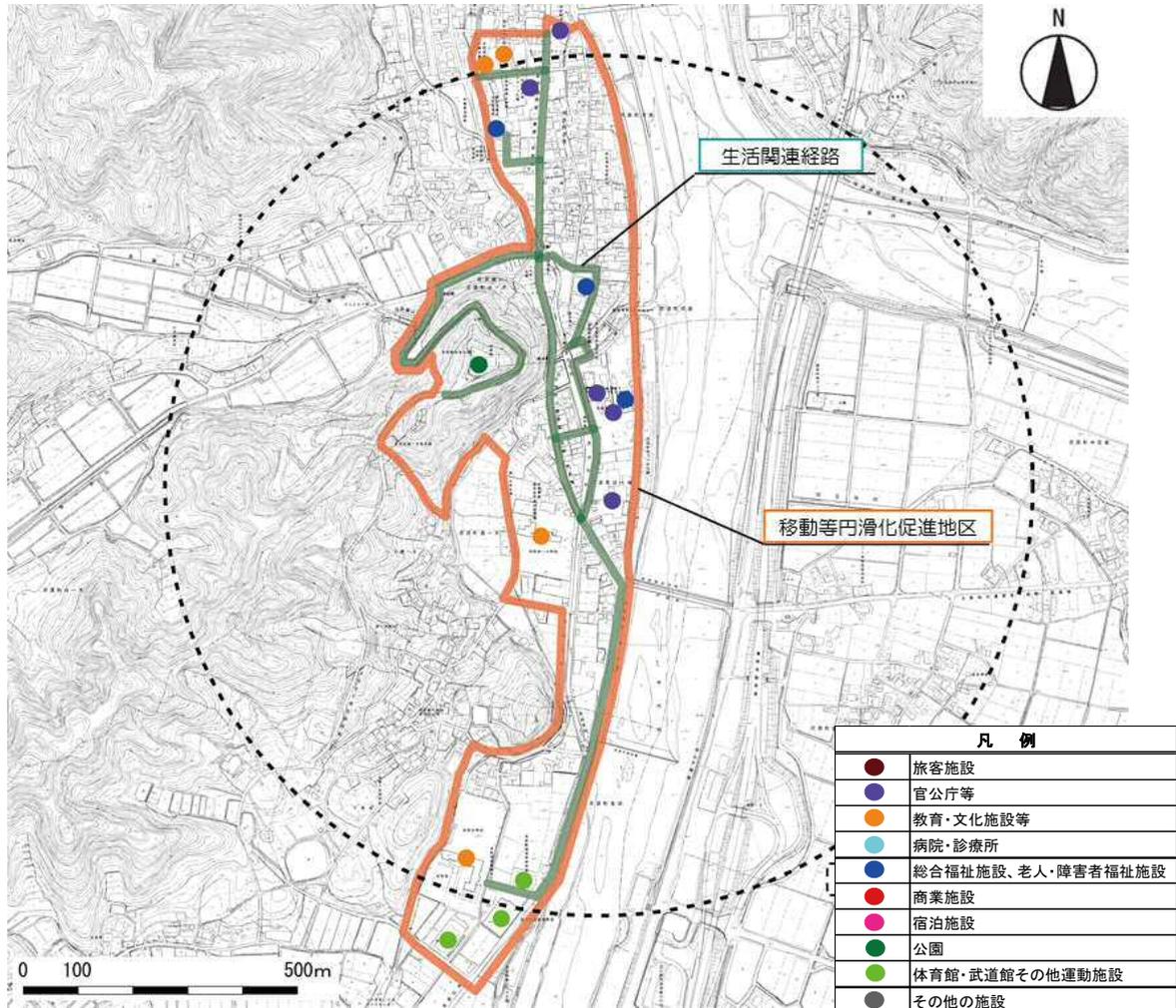
■ 福部町総合支所・福部駅周辺地区



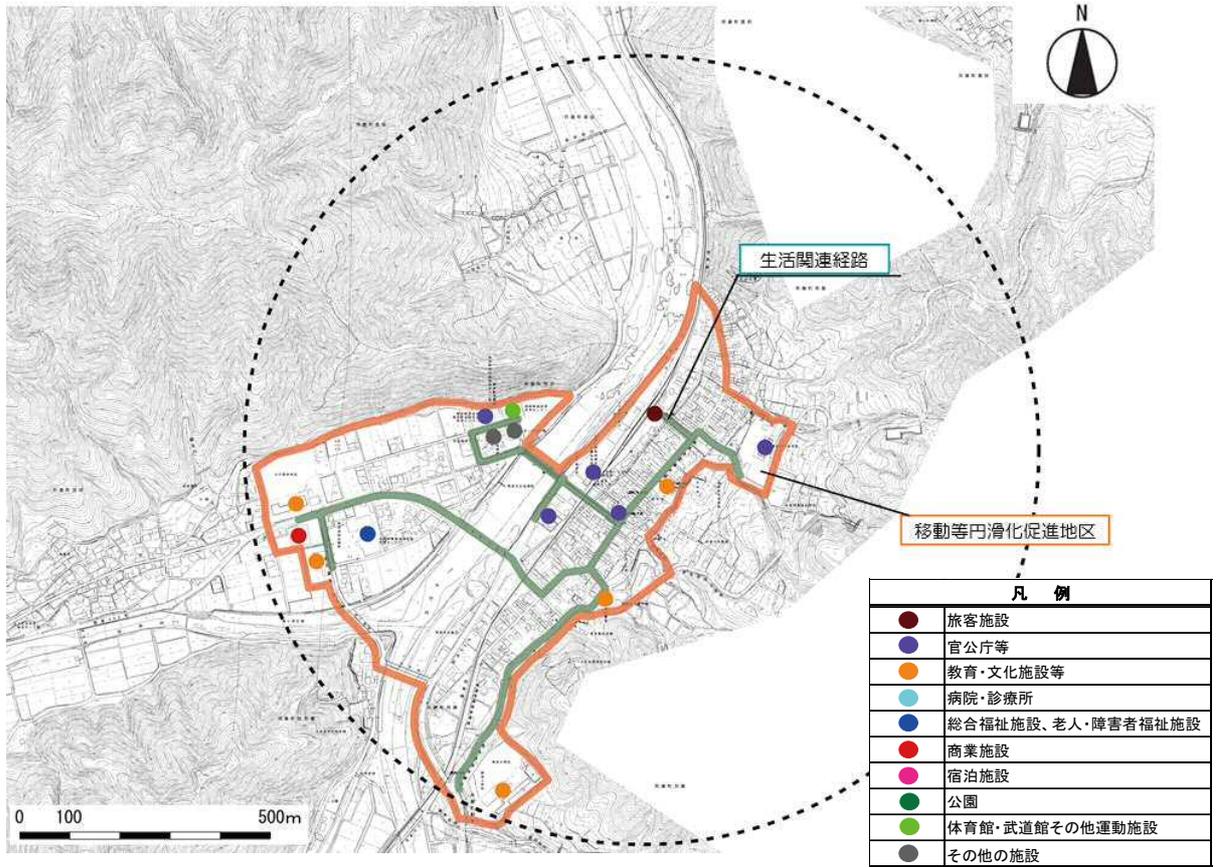
■ 国府町総合支所周辺地区



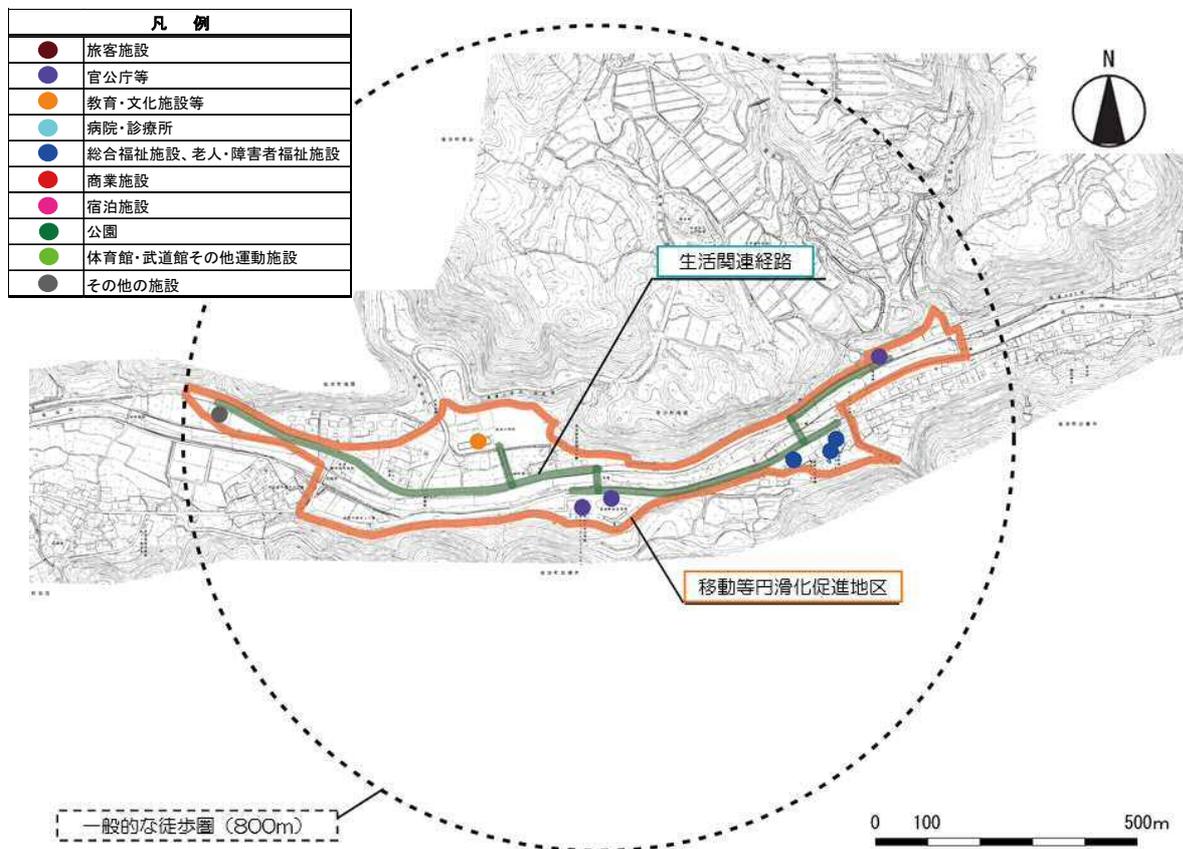
■ 河原町総合支所周辺地区



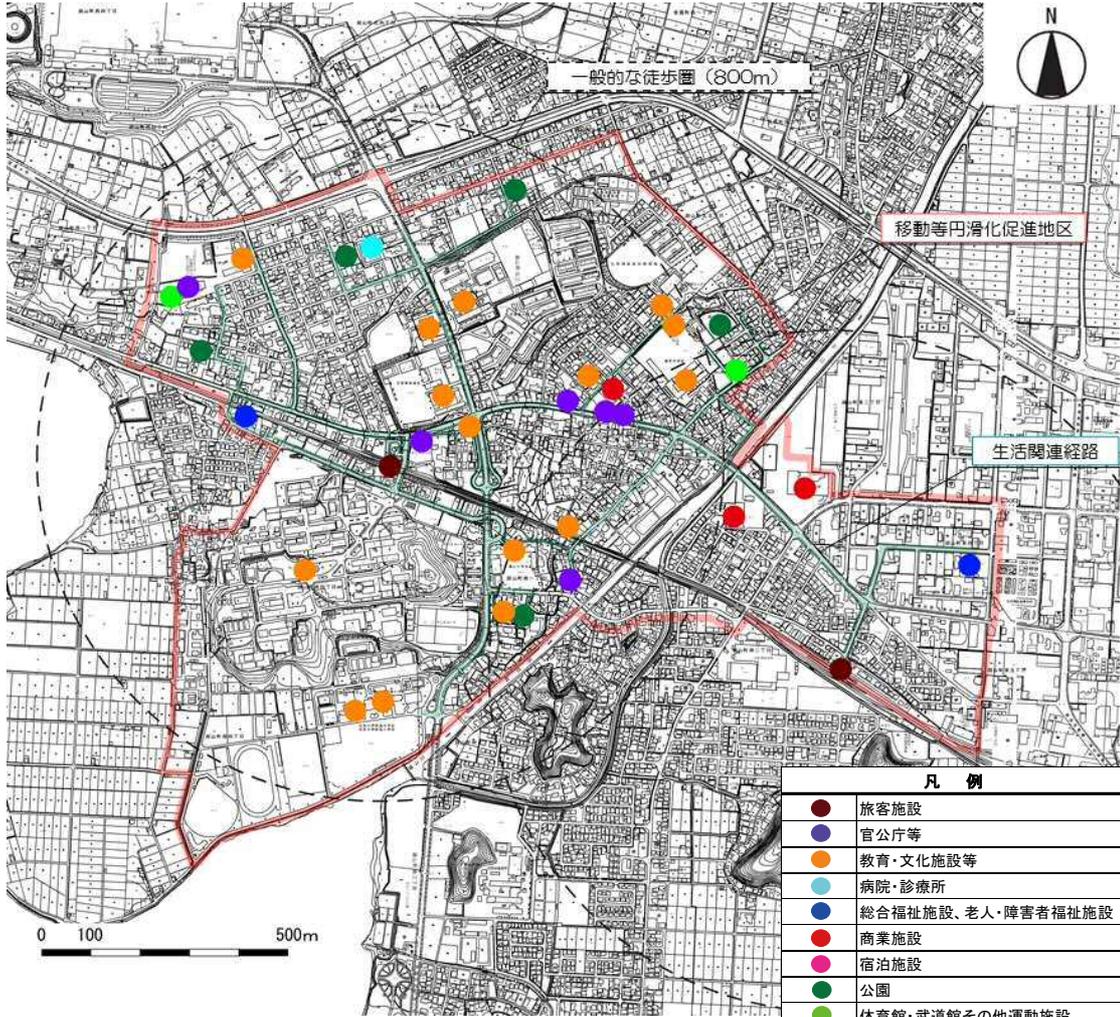
■用瀬町総合支所・用瀬駅周辺地区



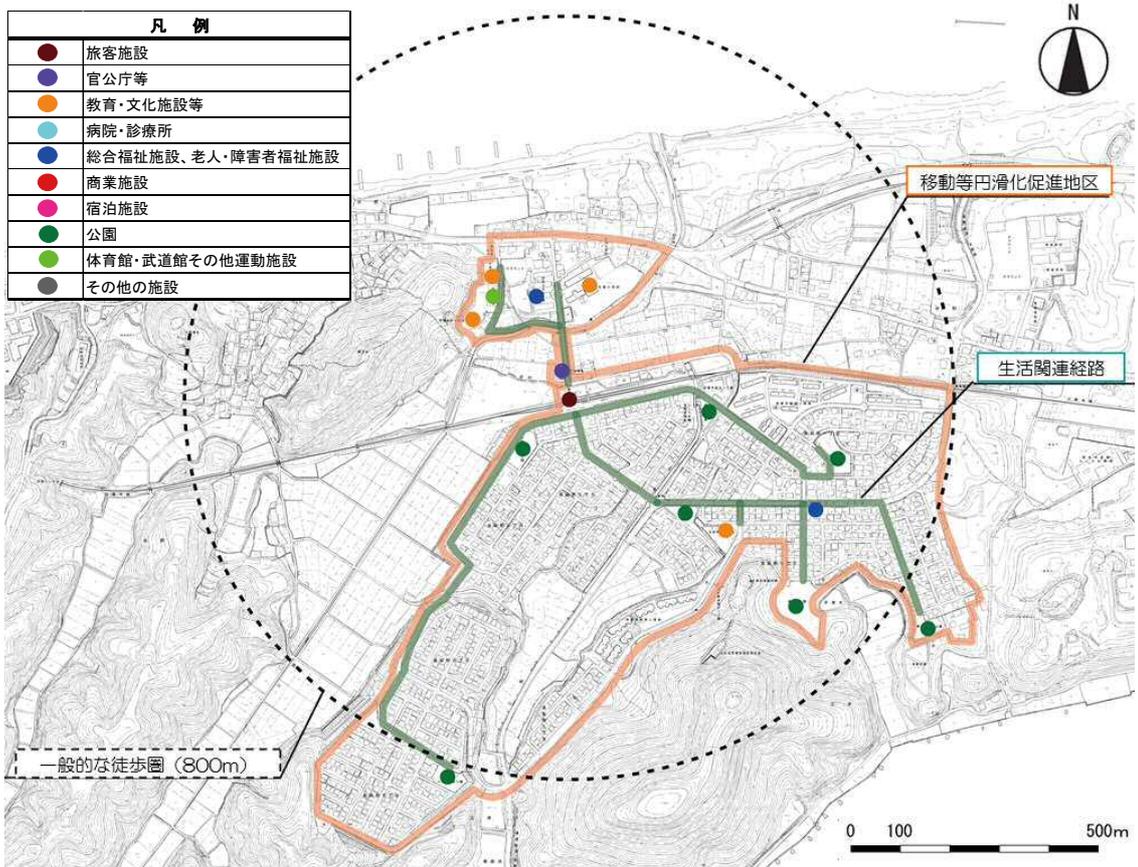
■佐治町総合支所周辺地区



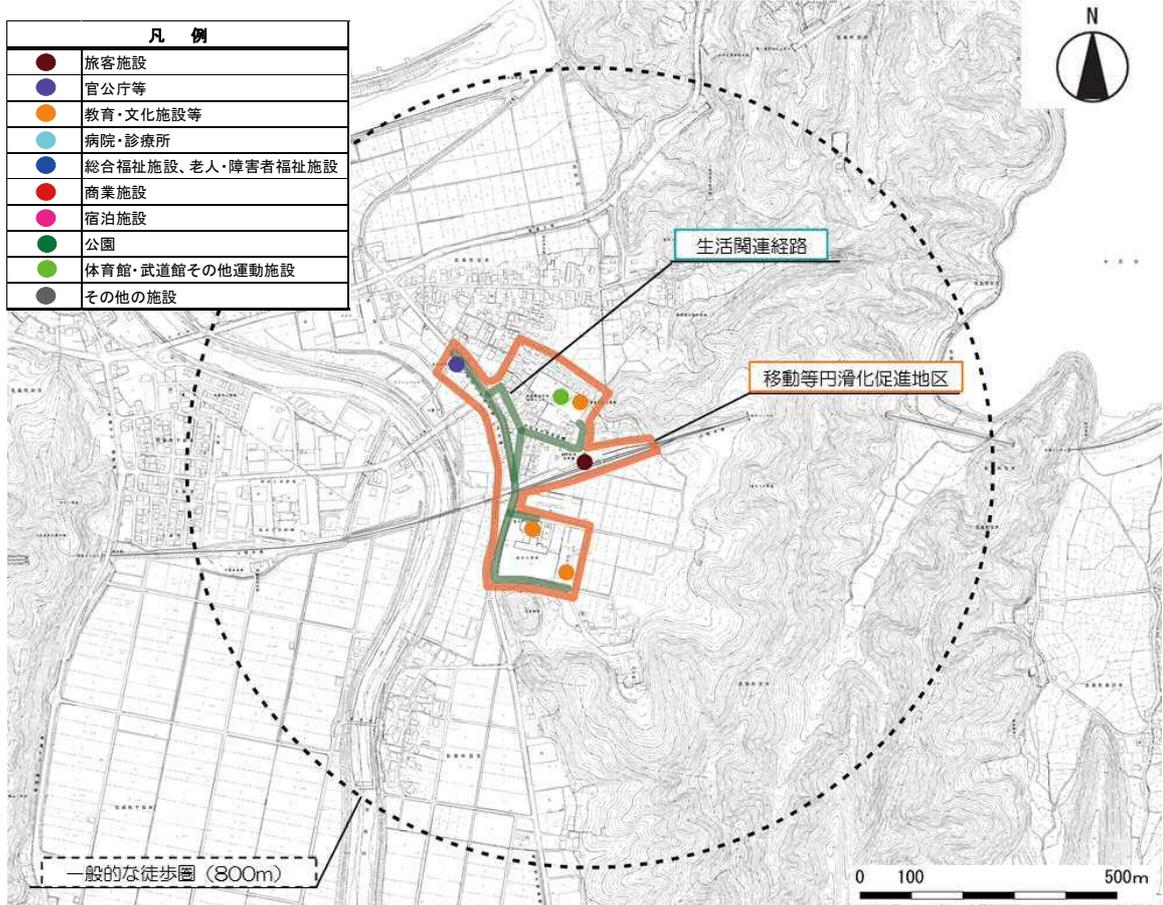
■鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区



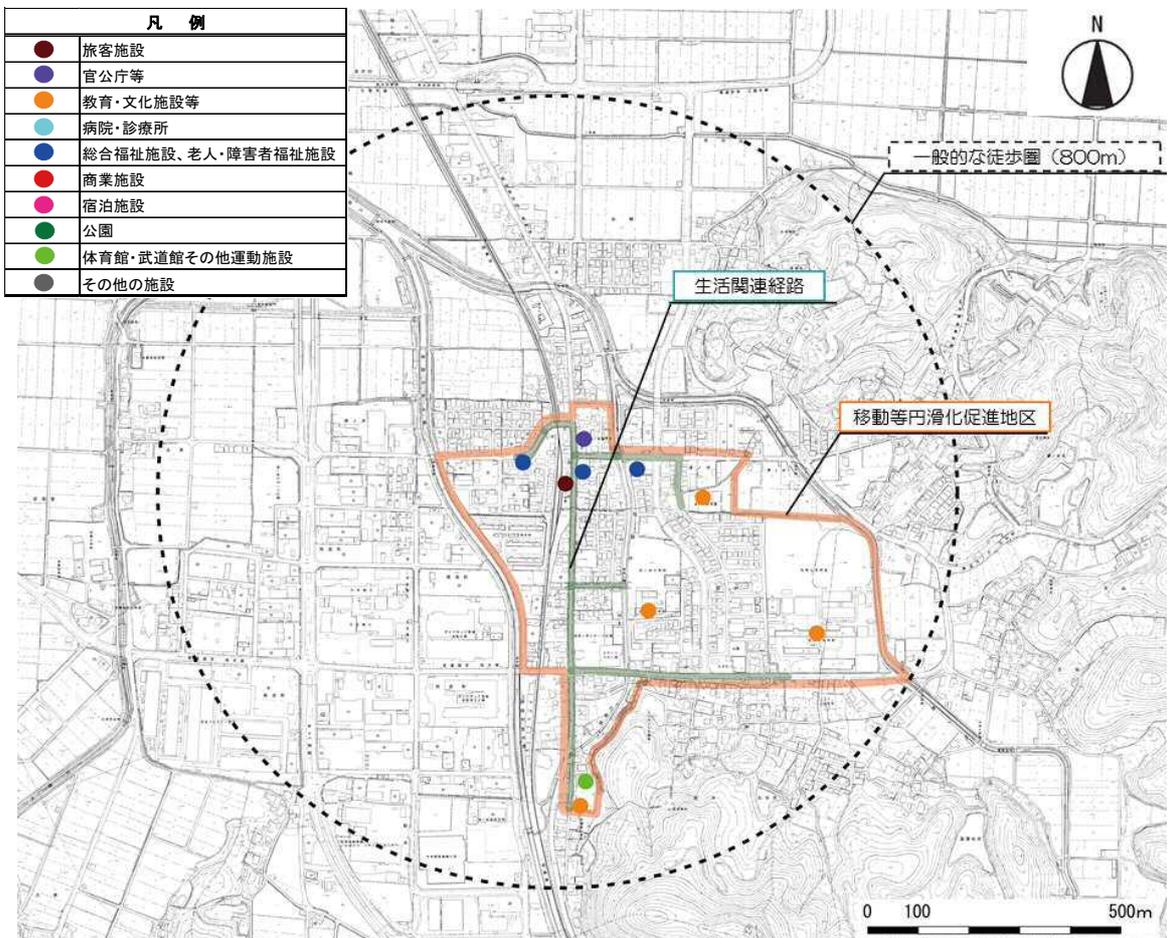
■末恒駅周辺地区



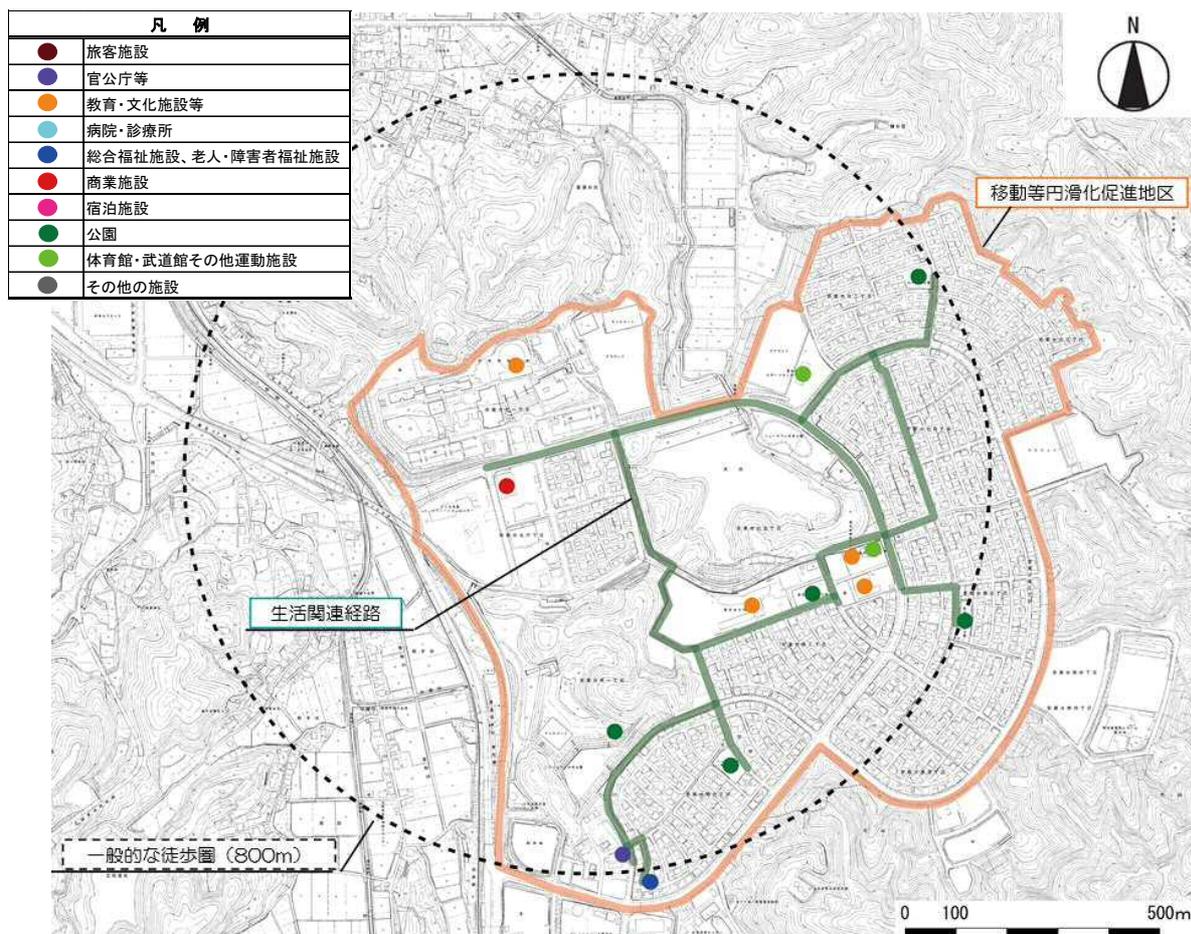
■ 宝木駅周辺地区



■ 津ノ井駅周辺地区



■ 若葉台地区



◆バリアフリー化の促進に向けた取り組み

鳥取市におけるバリアフリーの現状と課題を踏まえ、高齢者や障がい者、乳幼児連れをはじめとする全ての人が利用しやすい施設の整備を促進するための取り組みを以下のとおり設定しました。

バリアフリー化の促進に向けた取り組み

項目		方針
鉄道	通路	車いす使用者が安全に通行できるよう通路幅を確保
	上下移動	エレベーターやスロープの設置による段差の解消
	トイレ	車いす使用者でも利用しやすいバリアフリートイレの整備
	案内設備	乗車位置の表示等、案内設備（音声案内設備を含む）の充実 日本語が分からない人でも安全で快適に移動できるよう多言語表記やピクトグラムを活用した案内表示の設置等、駅を拠点とした交通手段等の情報提供
バス	車両	車両の更なるバリアフリー化（低床バスやノンステップバスの導入）の推進
	乗降場	道路管理者と連携し、安全に乗降しやすいバス停（マウントアップ構造等）を整備
		バス停は、降雨時等でも快適な待合環境となるよう、屋根やベンチの設置
案内設備	時刻表や料金表等、分かりやすい表示	
タクシー	車両	車両の更なるバリアフリー化（UD タクシーの導入）の推進
道路	歩道	歩行者が安全・快適に移動できるよう歩行空間を確保
		生活関連経路では、JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックを設置
	安全施設	歩行者が安全に移動できるよう街灯（防犯灯）の整備
		交通量が多い道路では、歩行者用信号機・音響信号を設置
	維持・修繕	老朽化が進んでいる舗装や視覚障害者誘導用ブロックの改良や修繕
生活関連経路の除雪		
建築物	出入口	滑りにくい材料による床面の整備・改良
	通路	車いす使用者が安全に通行できるよう通路幅を確保
	上下移動	エレベーターやスロープの設置による段差の解消
	トイレ	施設の規模や利用状況に応じたバリアフリートイレの整備
	駐車場	施設内駐車場～施設出入口までの安全な移動経路の確保
一般駐車場においても、ベビーカー等の利用者を考慮し、余裕を持った乗降幅を確保		
公園・広場	園路	すべての人が安全に移動できるようバリアフリー化された経路の確保
	トイレ	一時避難所となる都市公園・広場内にバリアフリートイレの整備

◆情報のバリアフリーの取り組み

(1) バリアフリーマップの作成・活用

高齢者や障がい者等が利用可能な施設や経路を選択できるようにするためには、これらの施設や経路が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的であるとされています。鳥取県では、高齢者や障がい者等の社会参加の一助として、県内公共的施設を中心としたバリアフリー施設情報を掲載したバリアフリーマップ（電子地図）をウェブサイト上で提供しています。

本市においても、「鳥取県バリアフリーマップ」を充実させるため、施設管理者に対してバリアフリー情報の提供を促進します。

施設管理者等に提供を求める情報

項目	内容
出入口	●出入口まで平坦、自動ドアの有無
廊下等	●視覚障害者誘導用ブロックの有無 ●音声誘導装置の有無
傾斜路	●スロープの有無
エレベーター	●身体障がい者用エレベーターの有無
トイレ等	●車いす対応トイレ・オストメイト対応トイレの有無 ●ベビーキープ・ベビーシート・授乳室の有無、
ホテルまたは旅館の客室	●車いす対応客室の有無
駐車場	●ハートフル駐車場・車いす使用者用駐車場の有無
客席	●車いす対応観客席の有無
その他	●福祉のまちづくり条例整備基準適合証交付施設 ●あいサポート運動認定団体 ●とっとり子育て応援パスポート事業協賛店舗 ●とっとり子育て隊登録団体
経路の情報	●視覚障害者誘導用ブロックの設置状況 ●音響信号機の位置 ●歩道の凹凸や幅員が狭い等の危険箇所
その他	●施設のバリアフリー化の好事例

(2) 多様なコミュニケーション手段の普及

障がいがある人も自立した日常生活・社会生活が送れるように手話や点字・音訳等の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の導入や、日本語が分からない人でも意思疎通が図れるようなコミュニケーションツールの導入が求められています。

例えば、鳥取県では、鳥取駅等において遠隔手話通訳サービス導入、鳥取県タクシーハイヤー協会では、タクシー等で多言語音声翻訳アプリ「TOTTRA」を導入する等、多様なコミュニケーション手段が導入されています。

また、鳥取市では、情報取得困難者（聴覚に障がいのある人や外国人旅行者など）に対して迅速かつ正確に情報を発信するため、スマートフォン向け防災用アプリケーションサービスの提供をしています。

このような取組みを広く展開し、障がい者や日本語が分からない人でも特性に応じたコミュニケーション手段が利用可能な施設整備を促進します。



出典：(公社)鳥取県聴覚障害者協会HP



◆心のバリアフリーの取り組み

高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備だけでなく、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」が重要です。

本市では、小学校の「総合的な学習」においてバリアフリー教育を行っているほか、手話通訳者の養成・派遣や職員を対象としたバリアフリー教育を実施しています。公共交通事業者においても、職員を対象としたバリアフリー教育を実施しています。今後も高齢者や障がい者、乳幼児連れ等を含めたすべての人が安全・快適に移動・施設利用ができるように、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から協力し、「心のバリアフリー」を進めていきます。

(1) 市民による取り組み方針

市民一人ひとりが、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性を理解し、思いやりのある行動が必要です。心のバリアフリーの実践するために以下のような取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ・障がい者理解講座やバリアフリー教室等の開催・参加等により、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性への理解に努めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの上や周囲に支障物を置かない、健常者がハートフル駐車場に駐車しない等、マナーに気を付けます。

(2) 事業者による取り組み方針

日常的に高齢者や障がい者、乳幼児連れ等と接する機会が多い事業者は、利用者の立場でサービスのあり方を考え、実践していくことが必要です。心のバリアフリーの実践するために以下のような取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ・高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性や必要な配慮について学ぶためのバリアフリー教育を実施し、接遇や介助水準を向上します。

(3) 行政による取り組み方針

行政は、市民や事業者による取り組みが促進されるよう、以下のような取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ・各種学校や地域でのバリアフリーについての学習機会を提供します。
- ・市広報誌や市ホームページ等を通じて、バリアフリーに関する活動紹介を行い、バリアフリーの意識を醸成します。

◆計画の実現・継続に向けて

バリアフリー化の円滑な実現を図るために、市民・事業者・行政が連携して取り組んでいくとともに、本マスタープランの基本方針やバリアフリー化の取り組みを着実に推進し、さらにバリアフリーの取り組みを全市に展開していくために、概ね5年毎に、バリアフリー化の取り組み状況やバリアフリー点検の結果等を踏まえ、必要があれば見直しを検討します。

また、マスタープランの見直しに止まらず、事業化の目処が立った場合には、基本構想の作成へと移行し、具体的なバリアフリー事業を進めていくとともに、バリアフリー・ユニバーサルのまちづくりを全市域に広げていきます。

(素案)

鳥取市バリアフリーマスタープラン

令和5年3月

鳥 取 市

目次

1. 鳥取市バリアフリーマスタープランの策定.....	1
1.1 策定の背景と目的.....	1
1.2 位置づけ.....	2
1.3 計画期間.....	2
2. 鳥取市の概況.....	3
2.1 位置・地勢.....	3
2.2 人口・世帯.....	4
2.3 公共交通.....	6
2.4 施設.....	9
3. 上位計画・関連計画.....	10
4. 鳥取市のバリアフリーの現状.....	12
4.1 公共交通のバリアフリーの現状.....	12
4.2 道路のバリアフリーの現状.....	14
4.3 公園のバリアフリーの現状.....	15
4.4 建築物のバリアフリーの現状.....	16
5. 市民及び関係団体等への調査.....	17
5.1 市民へのアンケート調査.....	17
5.2 関係団体等へのヒアリング調査.....	21
6. バリアフリーに関する課題.....	23
7. バリアフリー化の基本理念・基本方針.....	26
8. 移動等円滑化促進地区等の設定.....	28
8.1 バリアフリー化を促進する地区の考え方.....	28
8.2 移動等円滑化促進地区の設定.....	29
8.3 生活関連施設の設定.....	33
8.4 生活関連経路の設定.....	35
9. バリアフリー化の促進に関する取り組み.....	57
10. 情報バリアフリーの取り組み.....	59
11. 心のバリアフリーの取り組み.....	62
12. 届出制度.....	64
12.1 届出制度の概要.....	64
12.2 届出対象となる範囲.....	64
13. 計画の実現・継続に向けて.....	71
13.1 市民・事業者・行政の連携・協働.....	71
13.2 マスタープランの評価・見直し（スパイラルアップ）.....	71
14. 用語集.....	72

1. 鳥取市バリアフリーマスタープランの策定

1.1 策定の背景と目的

我が国では、近年、急速に高齢化が進展しており、また障がい者等が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、ノーマライゼーションの理念のもとに、高齢者や障がい者等を含むすべての人が自立した日常生活を送り、社会参加できる環境の早急な整備が求められています。

このような背景のもと、高齢者や身体障がい者をはじめ、不特定多数の人が使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が平成6年に制定されました。

また、平成12年には、公共交通機関や駅等を中心とした地区のバリアフリー化を図るため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されました。

その後、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年6月に制定となり、平成30年5月の改正ではバリアフリーマスタープラン制度が、令和2年5月の改正では心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業が新たに創設されました。

本市においては、交通バリアフリー法に基づき、平成14年に「鳥取市交通バリアフリー基本構想」を策定し、主に鳥取駅周辺地区において、高齢者や障がいのある人が歩行による移動経路上の支障を改善するための環境整備を推進してきました。また、建築物については、バリアフリー新法や鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、これまでにバリアフリー化の取り組みを推進してきました。

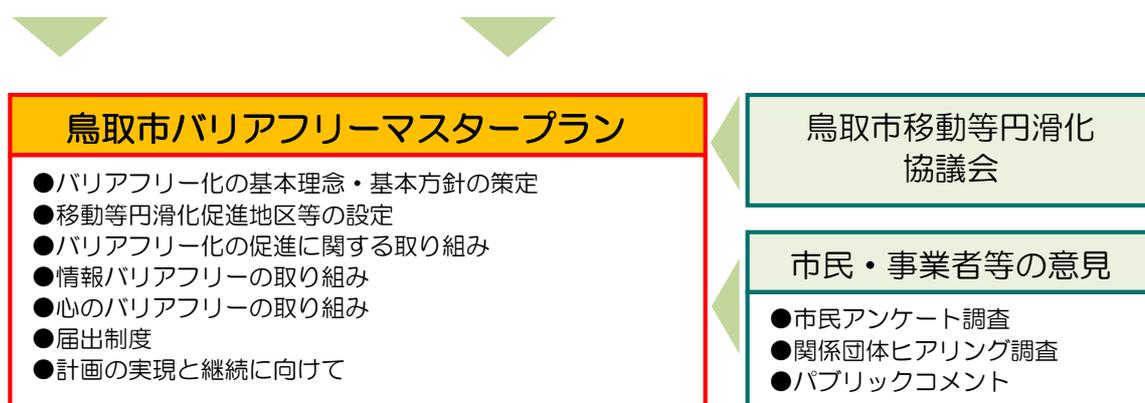
このような中、バリアフリー新法の改正（平成30年、令和2年）に対応するため、この度、本市は、公共交通や建築物、公共施設の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す「鳥取市バリアフリーマスタープラン」（以下、「本マスタープラン」という。）を策定することといたしました。

本マスタープランでは、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を「移動等円滑化促進地区」として設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことにより、広く考えを共有し、バリアフリー化の促進を図ることを主な目的としています。

1.2 位置づけ

鳥取市バリアフリーマスタープランは、国の「バリアフリー新法」や「ユニバーサルデザイン政策大綱」、「鳥取県福祉のまちづくり条例」等の関係法令に基づくものとして、また、本市が目指すべき将来像を定めた上位計画である「第11次鳥取市総合計画」や「鳥取市都市計画マスタープラン」、「鳥取市中心市街地活性化基本計画」、「鳥取市地域福祉推進計画」等との整合を図り、各施策や事業との連携を図ります。

国・県の法令等	鳥取市の上位計画・関連計画
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法） ●ユニバーサルデザイン政策大綱 ●鳥取県福祉のまちづくり条例 ●鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例） ●鳥取県東部地域公共交通形成計画 	<p style="text-align: center;">上位計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第11次鳥取市総合計画 ●鳥取市都市計画マスタープラン ●鳥取市創生総合戦略 など <p style="text-align: center;">関連計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取市中心市街地活性化計画 ●鳥取市地域福祉推進計画 ●鳥取市障がい者計画 ●鳥取市障がい福祉計画 ●鳥取市障がい児福祉計画 など



1.3 計画期間

本マスタープランの目標年次は、実施状況の調査・分析・評価を概ね5年毎に行うことを踏まえ、10年後の令和14（2032）年度末とし、地域共生社会の実現に向けたバリアフリー化を着実に進めていきます。

計画期間：令和5（2023）年度～令和14（2032）年度

2. 鳥取市の概況

2.1 位置・地勢

本市は、鳥取県の北東部に位置し、北は日本海、東は岩美町及び一部兵庫県、西は湯梨浜町及び三朝町、南は八頭町、智頭町及び一部岡山県と接し、県庁所在地として鳥取県東部広域圏の中心をなしています。岡山、姫路からは100km、神戸、大阪、京都からは150kmの圏域にあります。

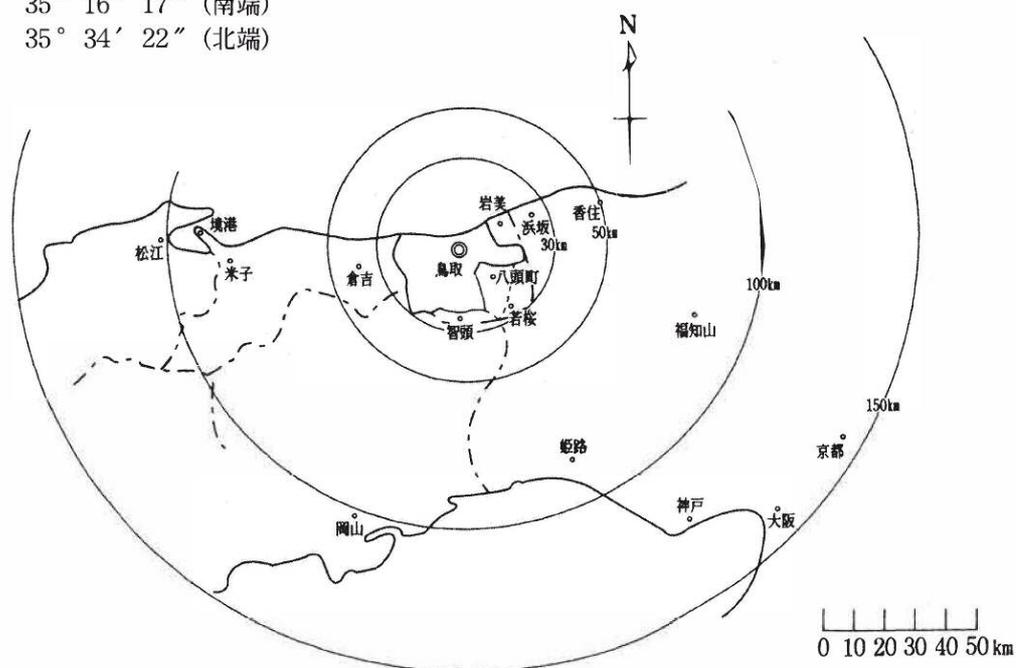
また、本市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町及び兵庫県新温泉町、香美町の7市町による「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、医療、福祉、産業、公共交通など様々な分野で広域的な連携を図っています。

市のほぼ中央部には中国山地を源とする千代川が北流し、また河口付近には千代川の土砂と日本海からの風・波という自然環境のもとに形成された鳥取砂丘や、日本最大の池である湖山池、温泉等があり、独特で豊かな自然環境に恵まれています。気候は、日本海型気候であり、冬季は積雪が見られる等年間を通じて降水量は多いですが、四季のうつろいが実感できる比較的温暖な気候です。

千代川流域から始まった市街地は、概ね半径5km円程の広がり、その中に空港、大学等が立地し、比較的都市機能のまとまった市街地が形成されています。

東経 134° 26′ 27″ (東端)
133° 56′ 46″ (西端)
北緯 35° 16′ 17″ (南端)
35° 34′ 22″ (北端)

面積 765.31 km²



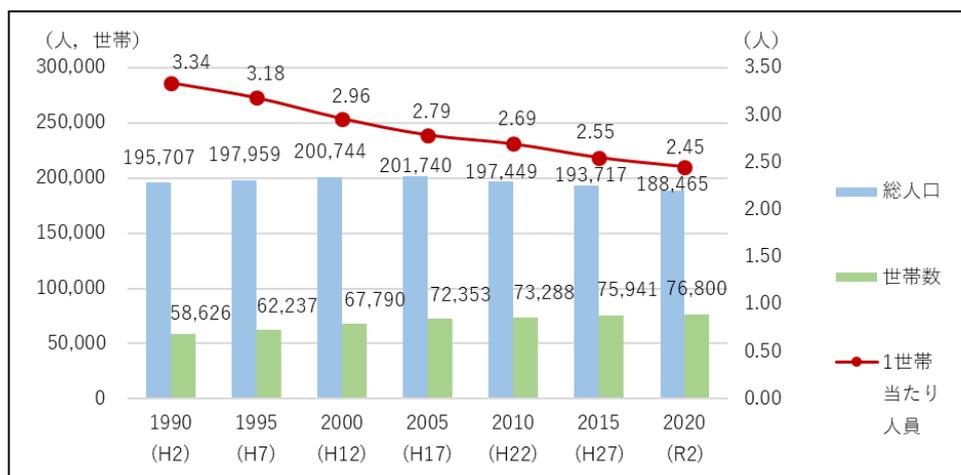
(出典：市勢要覧 2021)

鳥取市の位置

2.2 人口・世帯

(1) 総人口・世帯

本市の総人口は、平成17年をピークに減少傾向がみられ、令和2年時点の国勢調査人口は188,465人となっています。一方、世帯数は、平成2年以降から増加傾向が続いており、1世帯あたり人員は令和2年時点で2.45人まで減少しています。



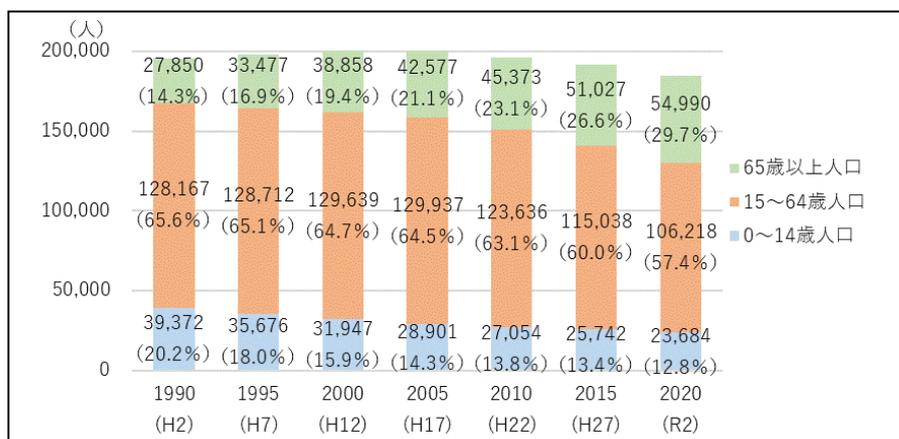
(出典：国勢調査)

本市の総人口及び世帯数・1世帯あたり人員の推移

(2) 年齢3区分別人口

本市における年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）は、平成2年以降で総数・構成比ともに減少を続け、令和2年での構成比は12.8%となっています。

一方、老年人口（65歳以上）は、平成2年以降で総数・構成比ともに増加を続け、令和2年での構成比は29.7%となっており、少子高齢化が進展しています。生産年齢人口（15～64歳）は、平成2年以降で総数・構成比ともに微減傾向です。



※総人口は年齢不詳の人口を含むため各年齢階層別人口の合計値と一致しない

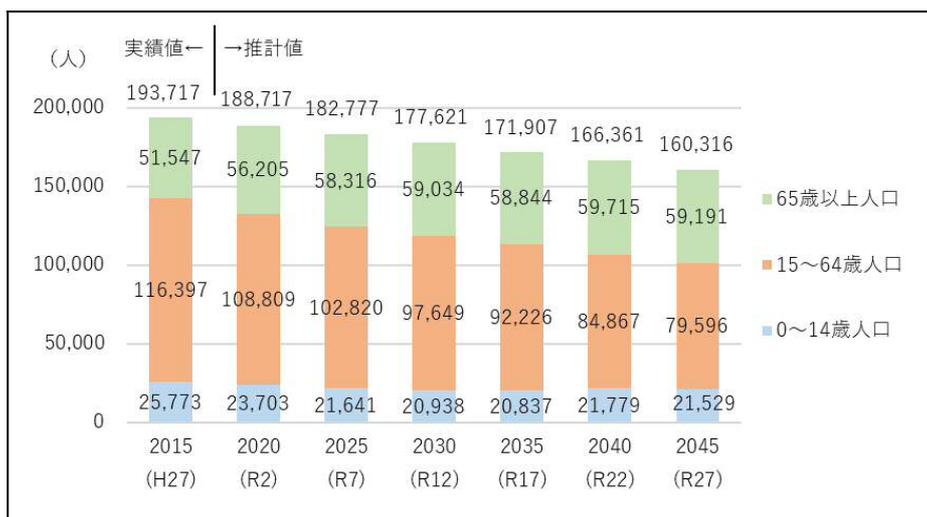
(出典：国勢調査)

本市の年齢3区分別人口の推移

(3) 将来推計人口

鳥取市人口ビジョンの将来人口推計によれば、本市の総人口は今後緩やかに減少していくことが見込まれており、0～14歳人口及び15～64歳人口も同様の傾向が見られます。

一方、65歳以上人口は2030年まで増加し続け、その後、横ばいで推移する見込みです。



(出典：鳥取市人口ビジョン (R3.3))

本市の年齢別人口の将来見通し

(4) 障がい者手帳所持者数の状況

本市の令和2年4月1日における障がい者手帳所持者数は11,299人であり、令和2年総人口に占める割合は、6.0%です。また、障がい種別にみると、身体障害者手帳の所持者が最も多くなっており、障がい者手帳所持者数全体の62.8%を占めています。



(出典：第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画)

本市障がい者手帳所持者数の推移

2.3 公共交通

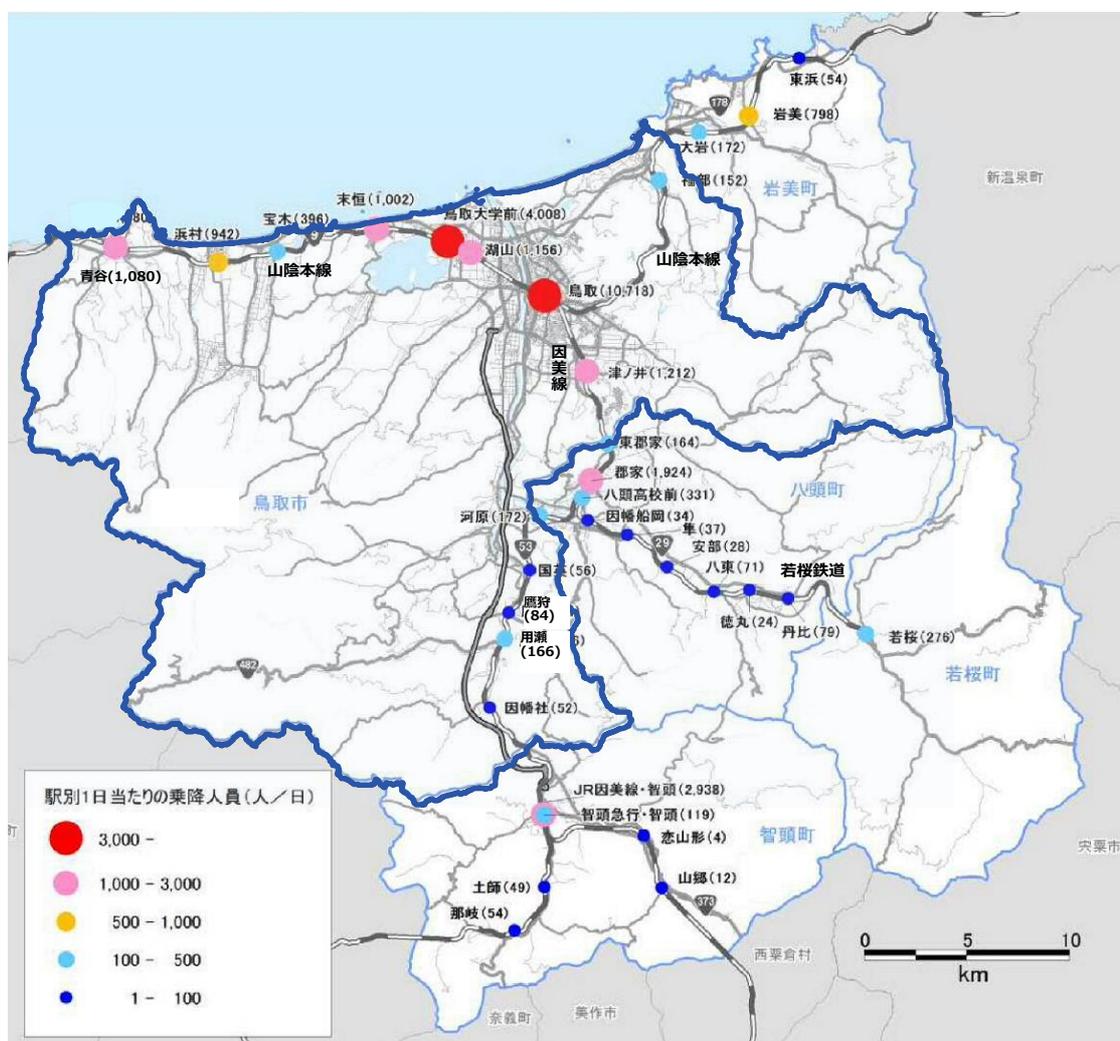
2.3.1 鉄道

(1) 運行経路

鉄道の運行状況をみると、鳥取駅から東西に向かっては JR 山陰本線が運行されており、鳥取駅から南側に向かっては JR 因美線が運行されています。

(2) 利用状況

鉄道の利用状況をみると、鳥取駅、鳥取大学前駅をはじめとする市街地の各鉄道駅においては、まとまった利用がみられる一方、JR 因美線の中山間地域にある国英駅以南の鉄道駅（国英駅、鷹狩駅、因幡社駅）の乗降人員は 100 人/日以下となっています。



資料：各事業者

※JR 山陰本線及び因美線は 1 日あたり乗車人員を 2 倍して、若桜鉄道は年間乗降人員を 365 で除して、それぞれ算出
(出典：鳥取県東部地域公共交通網形成計画 (H29.3))

各鉄道駅の 1 日あたり乗降人員 (H27 年度)

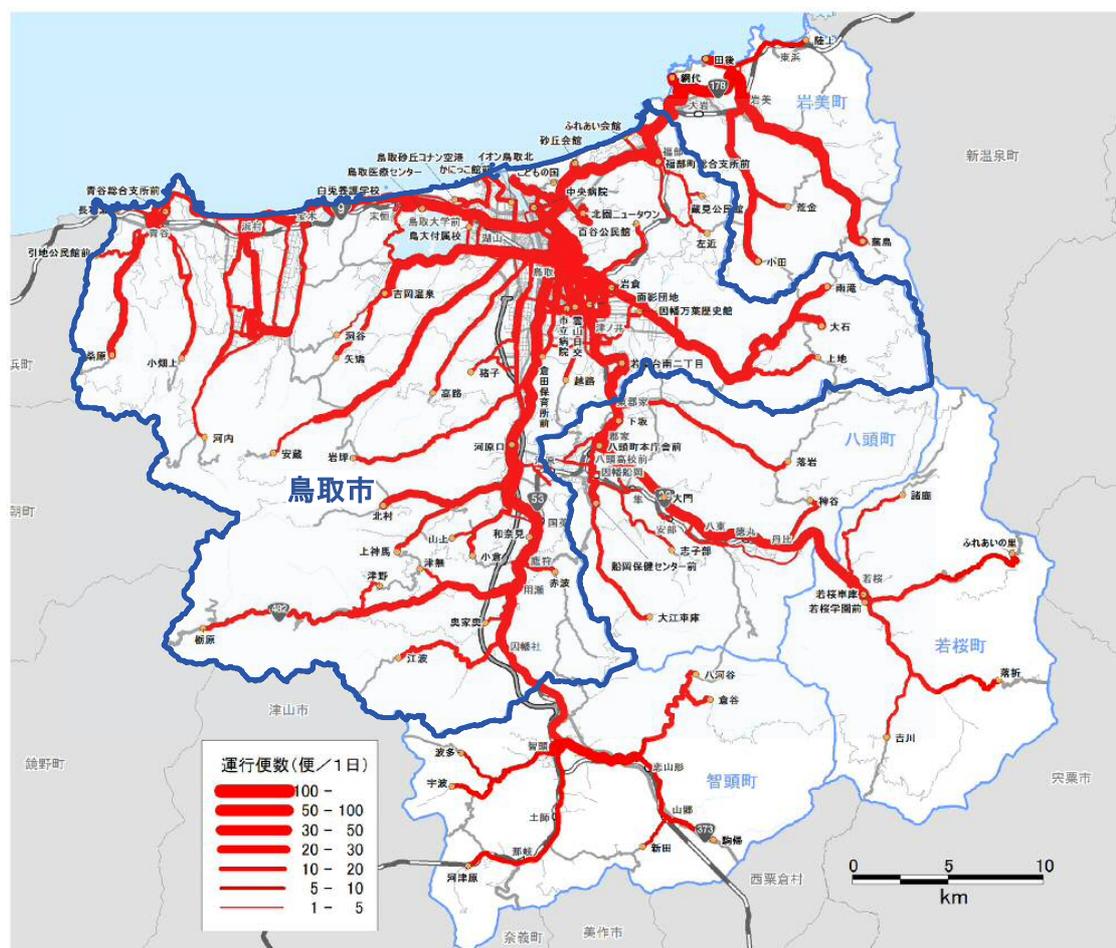
2.3.2 路線バス

(1) 運行経路

路線バスの運行状況を見ると、鳥取駅周辺のほか、鳥取駅から湖山・白兔方面、若葉台方面、河原・用瀬方面の各路線において運行便数が多くなっていますが、放射状路線の末端部や縁辺部では少ない等、運行便数に差が見られます。

(2) 利用状況

鳥取県東部地域において民間事業者が運行する路線バスの利用状況を見ると、日ノ丸自動車と日本交通が運行する路線バスの利用者数は、令和2年度で262.2万人となっており、自家用車の普及とともに、大幅な減少が続いています。



資料：各事業者（平日1日当たり、1往復=2便として計算）

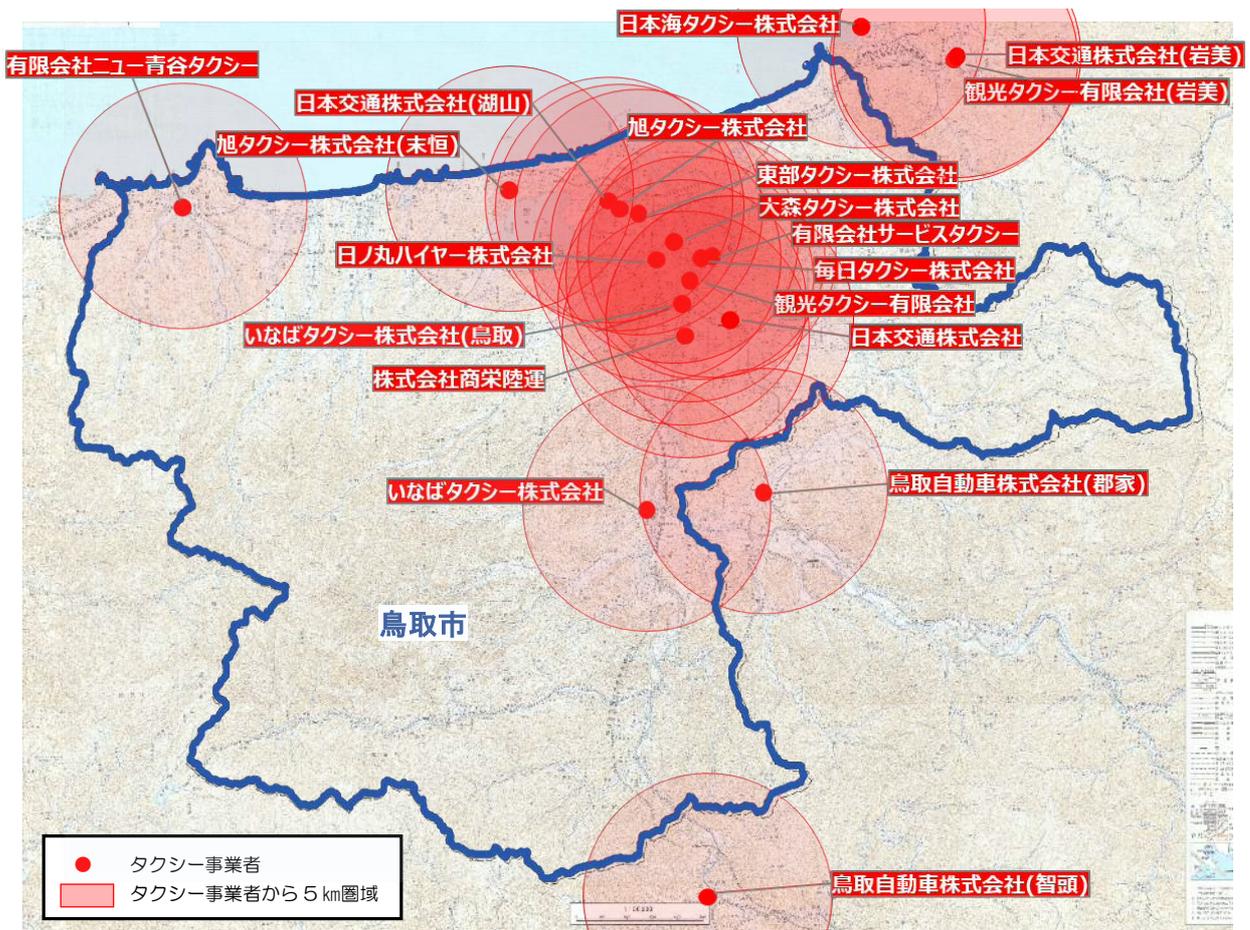
（出典：鳥取県東部地域公共交通網形成計画（H29.3））
路線バスの区間別運行便数

2.3.3 タクシー

(1) 営業拠点

鳥取県東部地域にはタクシーの営業拠点が 19 箇所ありますが、本市の南西部を中心にタクシーの営業拠点から 5 km 以上離れた地域が存在しています。

鳥取地域以外に営業拠点を有する事業者の多くは保有車両台数が 10 台以下の小規模事業者です。

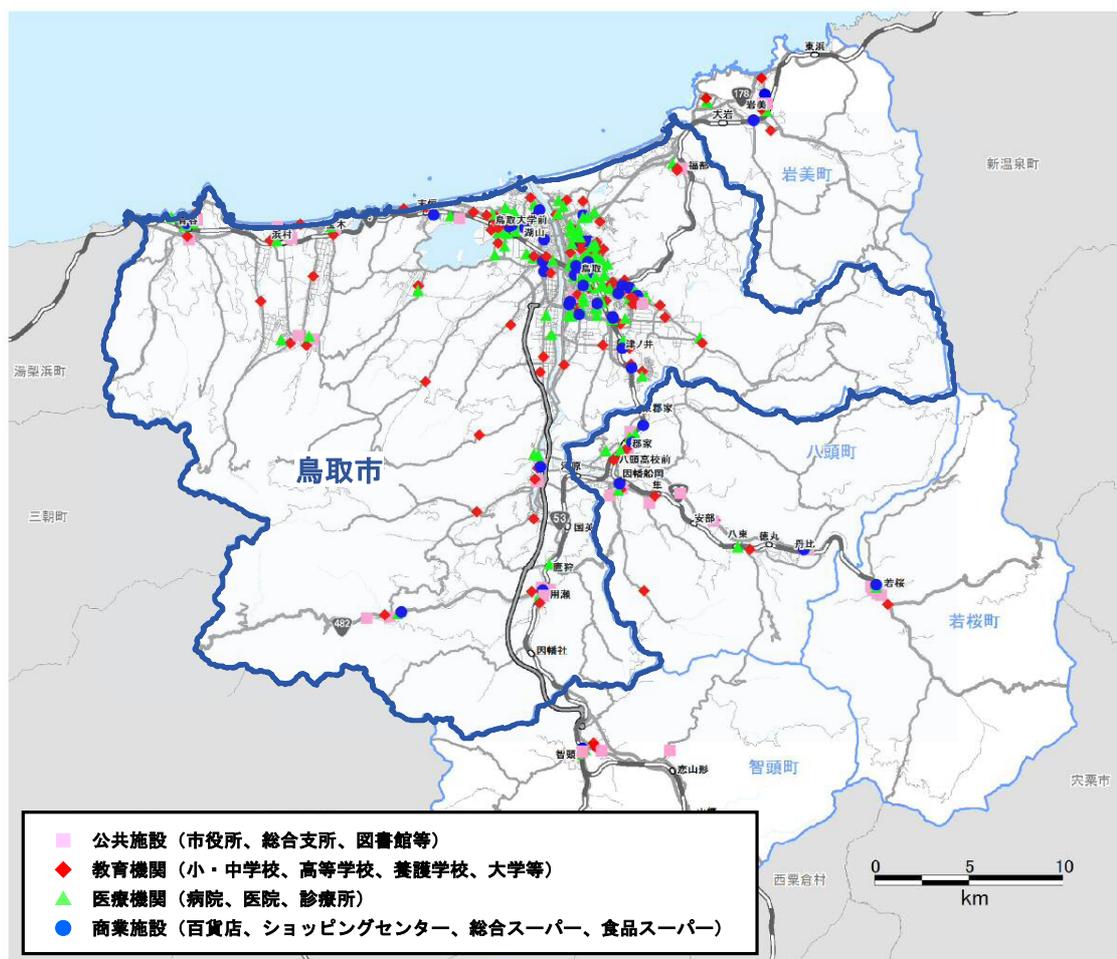


タクシーの営業拠点・営業所

2.4 施設

(1) 分布状況

公共施設や教育機関、医療機関、商業施設などの移動の目的地となる施設の多くは鳥取駅周辺に集中していますが、その他の鉄道駅や総合支所の周辺にも一定の集積が見られます。



(出典：鳥取県地域公共交通網形成計画 (H29.3))

主要な施設の分布状況 (公共施設、教育機関、医療機関、商業施設)

3. 上位計画・関連計画

本市の上位計画・関連計画のバリアフリー化に係る概要は、以下のとおりであり、これらの計画と整合を図った上で、本マスタープランを策定するものとします。

(1) 第11次鳥取市総合計画・第1期実施計画(令和3年4月策定)

本市の将来像として「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」が掲げられており、子どもからお年寄りまで、様々な人がふれあい、みんなが毎日笑ってられる明るく活発なまちや、お互いに尊重するという意識を育て、人々にやさしく、一人ひとりが輝くまちの実現に向けた取り組み方針が挙げられています。

(2) 鳥取市都市計画マスタープラン(平成29年3月策定)

都市づくりの理念として、「中核市の中心エリアとしてふさわしい都市機能や居住地がバランスよくコンパクトに配置された便利で住みよい市街地の形成」、「田園地域での良好な生活環境や営農環境の形成」、「自然環境の積極的な保全とレクリエーションや学習の場としての利活用」、「全ての市民が公共交通を利用して気軽に移動できる公共交通のネットワーク化」が掲げられています。

また、整備方針として、歩行者の安全性・回遊性、利便性を高めるため、適切な歩行者導線の確保と施設や公共空間のバリアフリー化、案内サインの設置、歩道空間の美装化を進めることにより、まちの案内機能を充実、利便性の高い総合的公共交通体系の確立が挙げられています。

(3) 鳥取市中心市街地活性化基本計画(平成30年4月策定)

中心市街地の活性化の目標として「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」を掲げ、鳥取駅周辺の多様な機能の拡充による賑わいの再生を目指した取り組みについて示されており、その取り組みとして、鳥取駅周辺では、交通結節点機能の強化や商業、公共サービス、交流、防災等のさまざまな機能の充実を図ることや、バリアフリー化も含め、駅北側商店街から駅南口に至るアクセスの改善等により、賑わいを中心市街地全体へ波及させることが挙げられています。

(4) 鳥取市地域福祉推進計画(平成31年3月策定)

基本理念である「みんなで支え合い いつまでもいきいきと自分らしく暮らし つづけることができる 福祉のまちづくり」の実現に向け、地域における福祉活動の推進・支援等の取り組み方針について示されています。その取り組みとして、市民の福祉に対する意識の醸成のための福祉学習の充実や地域福祉を担う人材の育成、高齢者や障がい者等への相談支援体制の充実等が挙げられています。

なお、福祉のまちづくりの実現には、市民や事業者、社会福祉協議会、行政が連携を図ることが必要とされています。

(5) 鳥取市障がい者計画(平成 27 年 4 月策定)

基本理念として「いつまでも暮らしたい鳥取市～共に生きる地域づくり～」を掲げられており、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指して、①障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援、②当事者本位の総合的な支援、③障がい特性等に配慮した支援、④社会参加しやすい環境づくり（アクセシビリティの向上）、⑤総合的かつ取り組みの推進を行うこととされています。具体的な取り組みについては、生活支援をはじめとする9分野からなる施策体系により、総合的・計画的に障がい福祉施策を推進していくことが挙げられています。

(6) 第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画(令和3年3月策定)

「鳥取市障がい者計画」の生活支援分野の実行計画として策定されたものであり、重点施策として、第6期鳥取市障がい福祉計画では、「相談支援事業の充実強化」及び「就労及び就労定着への支援」が、第2期鳥取市障がい児福祉計画では、「切れ目のない支援体制の構築」が挙げられています。

(7) 鳥取県東部地域公共交通網形成計画(平成 29 年 3 月策定)

基本理念である「人々の暮らし、営みと交流を支える 鉄道やバスを中心とした持続可能な公共交通網の形成により いつまでも安心して住み続けられる鳥取県東部地域」を目指し、利便性の高い公共交通網の形成や、交通結節点における乗り継ぎの改善、公共交通による観光地相互間を結ぶ移動手段の確保等により、公共交通の利用を促進することが挙げられています。

4. 鳥取市のバリアフリーの現状

4.1 公共交通のバリアフリーの現状

(1) 鉄道

鳥取駅では、エレベーターや視覚障害者誘導用ブロック、バリアフリートイレが整備される等、概ねバリアフリー化が図られています。

一方、その他の駅については、エレベーターが未設置である他、点字案内板やバリアフリートイレ等は整備されていない場所が多くあります。

鉄道駅のバリアフリー整備状況

駅名	乗車人員 ※1 (人/日)	改札外 通路 ※2	改札内 通路 ※2	改札口 ※3	エレベーター	点字 案内板	トイレ		
							車椅子 対応	オスト メイト 対応	乳幼児 設備
鳥取	7,792	○	○	○	○	○	○	○	○
湖山	1,102	○	×	×	×	×	×	×	×
鳥取大学前	3,066	○	○	○	×	○	○	×	×
末恒	856	○	×	○	×	×	×	×	×
宝木	248	○	×	○	×	×	○	×	×
浜村	784	○	×	○	×	×	○	○	○
青谷	778	○	×	×	×	×	○	○	○
福部	128	×	×	×	×	×	×	×	×
津ノ井	980	○	×	×	×	×	○	×	○
河原	156	○	○	○	-	×	○	×	○
国英	32	×	○	○	-	×	トイレなし		
鷹狩	78	○	×	-	×	×	トイレなし		
用瀬	132	○	○	○	-	×	○	×	○
因幡社	30	×	×	○	-	×	×	×	×

○：あり ×：なし -：該当なし

※1：令和3年度実績

※2：通路幅90cm以上かつ視覚障害者誘導用ブロックが設置されているか。階段や段差がないか。

※3：改札幅90cm以上の改札口が1つ以上あるか。

(2) 路線バス

本市内を走行するバスについて、令和4年8月末時点の低床バス導入率は82%（99台/120台）です。

表 本市内における低床バス導入状況

	運行バス台数	低床バス台数	導入率
日ノ丸自動車	78台	66台	84%
日本交通	42台	33台	78%
合計	120台	99台	82%

（出典：市交通政策課）

また、鳥取県を走行するバスについて、令和3年3月末時点のノンステップバスの導入率は77%（178台/231台）であり、全国平均の63.8%を上回っています。

(3) タクシー

鳥取県ハイヤータクシー協会では、UD タクシー（ユニバーサルデザインタクシー）の導入を進めています。鳥取交通圏（鳥取市・岩美町）では、85台（平成30年5月末時点）導入しており、総車両数の約30%を占めています。



UD タクシー

4.2 道路のバリアフリーの現状

(1) 鳥取市交通バリアフリー基本構想における道路特定事業の実施状況

鳥取市交通バリアフリー基本構想（平成14年1月策定）において設定された道路特定事業は、令和4年8月末時点の実施状況は整備完了が25路線/29路線（未整備区間4路線、計580m）となっています。

道路特定事業で整備すべき特定経路一覧

区分	No	路線	整備する事業	進捗
国道	1	国道53号	歩道美装工事に併せ、歩道のバリアフリー化 (裁判所前付近)	済
	2	国道53号	歩道のバリアフリー化 (県庁～市役所)	済
	3	国道53号	電線共同溝の整備に併せ、歩道のバリアフリー化 (若桜橋～末広温泉町)	済
	4	国道53号	歩道のバリアフリー化 (末広温泉町～今町)	済
	5	国道53号	電線共同溝の整備に併せ歩道のバリアフリー化 (今町)	済
	6	国道53号	電線共同溝の整備に併せ、歩道のバリアフリー化 (今町～天神町)	済
県道	7	県道若葉台東町線	歩道のバリアフリー化	済
	8	県道田島片原線	電線地中化事業に併せ、歩道のバリアフリー化	済
	9	県道樗谿神社線	歩道等のバリアフリー化	済
	10	主要地方道鳥取国府線	電線共同溝の整備に併せ、歩道のバリアフリー化	済
	11	主要地方道鳥取(T)線	歩道のバリアフリー化	済
	12	主要地方道鳥取港線	歩道のバリアフリー化	済
	13	県道西町道鳥取(T)線	歩道と横断歩道等の段差の改良、歩道平坦性の確保	済
	14	県道西町道鳥取(T)線	歩道のバリアフリー化	済
	15	鳥取駅前広場	アーケード等は駅前広場の整備計画の中で検討実施	済
	16	主要地方道鳥取福部線	点字ブロックの設置、歩道のバリアフリー化	済
	17	県道八坂鳥取(T)線	歩道のバリアフリー化	済
	18	県道秋里吉方線	歩道のバリアフリー化	済
市道	19	市道富安掛出線	山白川整備に併せ、道路改良	実施中 (140/400m)
	20	市道富安大路線	点字ブロックの整備	済
	21	市道扇町線	歩道のバリアフリー化	済
	22	市道東品治富安1号線	歩道のバリアフリー化	済
	23	市道永楽富安線	歩道のバリアフリー化	済
	24	市道永楽扇町線	アーケードの設置、点字ブロックの点検補修及び植栽枠 の改良	未 (0/200m)
	25	市道戎町1号線	点字ブロックの設置 (若桜街道～真教寺公園トイレ)	未 (0/60m)
	26	市道戎町2号線	点字ブロックの設置 (若桜街道～真教寺公園トイレ)	未 (0/60m)
	27	市道昭和南通り	点字ブロックの設置 (山白川西側～鳥取生協病院)	済
	28	市道幸町2号線	点字ブロックの設置 (県道鳥取鹿野倉吉線～県道秋里吉方線)	済
	29	市道吉方南吉方線	点字ブロックの設置 (県道停車場卯垣線～鳥取障害者職業センター)	済

(2) バリアフリーの現状

鳥取駅周辺の歩道については、前項の道路特定事業等により一体的なバリアフリー整備を実施していることから、一定の幅員が確保されている他、視覚障害者誘導用ブロックも整備されています。

一方、全市域を見ると、歩道が整備されていない、波打っている等、歩道のバリアフリー化がされていない状況です。また、視覚障害者誘導用ブロックが整備されていない箇所や途切れている箇所が存在しています。



歩道未整備の道路



視覚障害者誘導用ブロックの不連続箇所

4.3 公園のバリアフリーの現状

市内の公園の出入口や公園内の段差はほとんど解消されていますが、一部の公園で段差が残っています。また、大規模な公園を除き、園路は整備されていません。

トイレは整備されていない箇所が多く、整備されている場合でもバリアフリー化されていない箇所が多くあります。



段差のある出入口



バリアフリースイートイレ

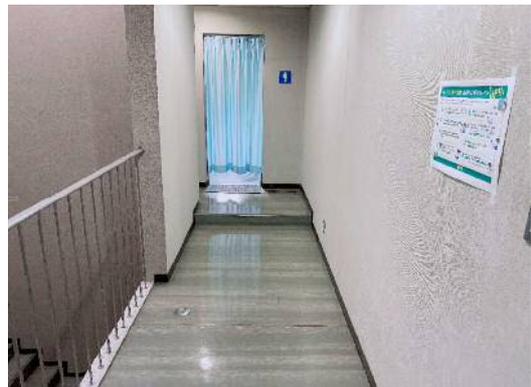
4.4 建築物のバリアフリーの現状

市内で新設される施設は「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づいて、出入口や通路、昇降機、トイレ、駐車場等のバリアフリー化がされています。

一方、旧基準で建築された施設は、入口や通路に段差がある、通路幅が狭い等、バリアフリー化がされていない状況です。



昇降機が設置されていない階段



施設内の段差

5. 市民及び関係団体等への調査

5.1 市民へのアンケート調査

5.1.1 アンケート調査の概要

(1) 調査目的：

本調査は、“バリアフリー”に対する市民の日常的な感想や、現状の満足度、今後の重要度等を尋ね、本マスタープランを検討するための貴重な意見として活用することを目的に実施しました。

特に、不特定多数の利用者が多い鉄道駅やその周辺において、市民が感じているバリアフリーに関する身近な問題点や今後のバリアフリーの取り組みをできる限り具体的に捉え、バリアフリー化の基本方針に市民意見を反映させることを目的としています。

(2) 調査方法：郵送配布、郵送回収

(3) 調査対象：住民基本台帳から、地区別・年齢階層別は無作為抽出した満 18 歳以上の市民男女 2,000 人

(4) 実施時期：令和 3 年 11 月 26 日～12 月 13 日

(5) 調査項目：

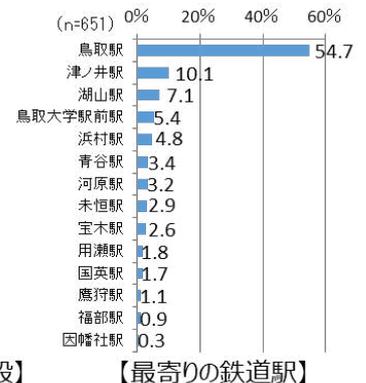
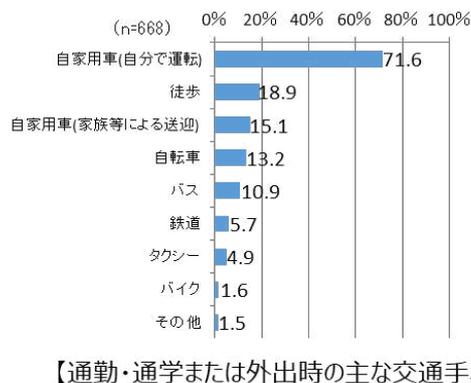
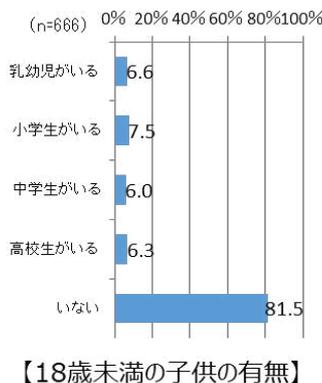
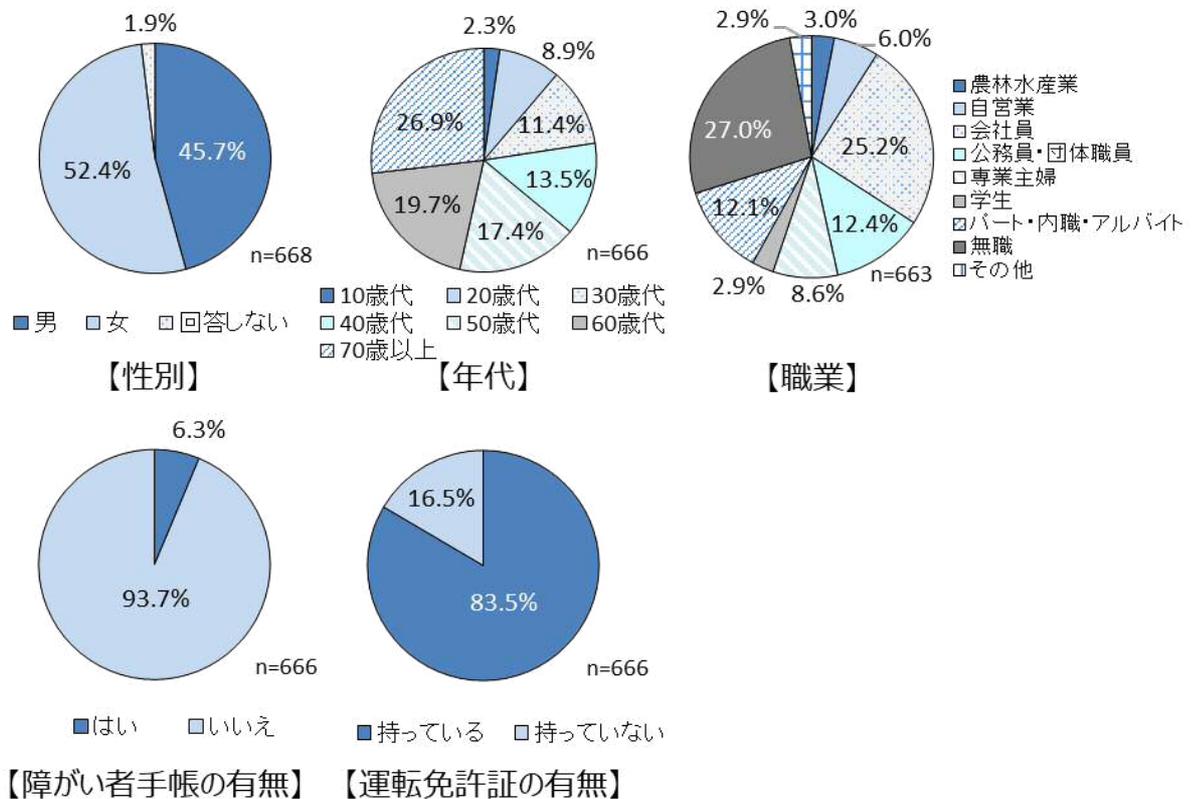
- ◆鉄道駅のバリアフリーの現状評価
- ◆鉄道駅のバリアフリーの今後の重要度
- ◆鉄道駅周辺の道路空間のバリアフリーの現状評価
- ◆鉄道駅周辺の道路空間の今後の重要度
- ◆路線バスのバリアフリーの現状評価
- ◆路線バスのバリアフリーの今後の重要度
- ◆その他バリアフリー整備に対する今後の重要度
- ◆心のバリアフリーについて
- ◆自由意見
- ◆個人属性

5.1.2 アンケート調査結果

アンケート調査の回収率は 33.8% (回収数：675 通/2,000 通) でした。アンケートの集計結果は、次の通りです。

(1) 個人属性

- ▶男女構成比は約 1：1 で、年代別では 60 歳以上の割合が約 5 割でした。
- ▶障がい者手帳の保有率は約 1 割、18 歳未満の子供がいる人は約 2 割でした。
- ▶免許保有率は約 8 割で、通勤・通学や外出時の交通手段は自家用車(自分で運転)が 7 割以上でした。



(2) バリアフリーに関するアンケート調査結果

バリアフリーの現状

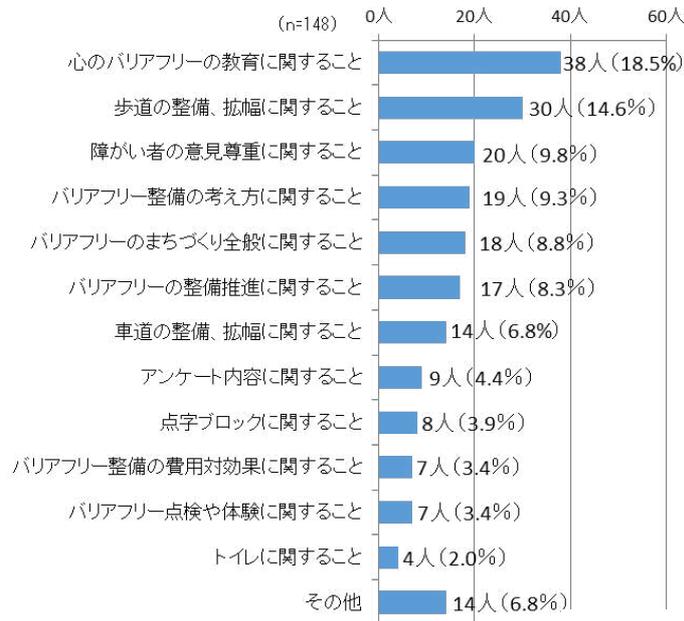
項目	満足度が高かった項目	満足度が低かった項目
鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ・通路やホームの広さ ・バス・タクシー乗場までの近さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅構内でのベンチ等の休憩施設の整備 ・バリアフリースイールの整備 ・バス待合環境（ベンチ・屋根等）の整備 ・エレベーターの整備
道路空間	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上への障害物がないこと（店頭看板、路上駐車、放置自転車、植栽、電柱・標識等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者と自転車の分離 ・ベンチ等の休憩施設の整備
路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停位置の分かりやすさ ・バス車内放送の分かりやすさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス待合環境（ベンチ・屋根等）の整備 ・バス停の案内情報（時刻表・路線図等）の分かりやすさ

バリアフリーの今後の重要度

項目	特に重要度が高かった項目
鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ・バス待合環境（ベンチ・屋根等）の整備 ・バリアフリースイールの整備 ・駅構内でのベンチ等の休憩施設の整備 ・車両とホームの乗り降りのしやすさ
道路空間	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者と自転車の分離 ・歩道の段差がないこと ・歩道に凸凹がないこと ・街灯（防犯灯）の整備
路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ・バス待合環境（ベンチ・屋根等）の整備 ・バス停の案内情報（時刻表・路線図等）の分かりやすさ
その他の施設・心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスやバス停のバリアフリー整備 ・鉄道車両や鉄道駅、駅前広場のバリアフリー整備 ・道路空間（歩道・横断歩道・音響信号）のバリアフリー整備 ・建築物（公共施設・商業施設等）のバリアフリー整備 ・学校等での心のバリアフリー教育

(3) 自由意見

「心のバリアフリーの教育に関すること」が最も多く、関心が高いことが伺えます。次いで、「歩道の整備、拡幅に関すること」が多く見られます。



※パーセンテージは総意見数に対する割合

自由意見の内容

主な自由意見

分類	内容
心のバリアフリーの教育	<ul style="list-style-type: none"> ▶家族にバリアフリーを必要とする人がいないと、バリアフリーを意識したり、考えたりすることがない。 ▶多様化が進む世の中では、相手を思いやり、お互いに助け合えるまちをつくっていく必要がある。 ▶小さい頃から学校等で、バリアフリー教育が必要である。
歩道の整備、拡幅	<ul style="list-style-type: none"> ▶歩道が狭く、ガタツキ・段差があるため、歩きづらく、車いすや自転車も走行しづらい。 ▶車道を走行する自転車が多いが、車道も狭く、危険である。 ▶積雪時には、歩道や横断歩道も除雪をしてほしい。
障がい者の意見尊重	<ul style="list-style-type: none"> ▶当事者の目線でまちづくりを進めてほしい。 ▶車いす体験をして、バリアフリーについて考えてから整備を進めてほしい。
バリアフリー整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ▶障がい者に限らず、誰にもやさしいまちづくりをしてほしい。
バリアフリーのまちづくり全般	<ul style="list-style-type: none"> ▶障がい者に限らず、これからは高齢者が増えていくので、公共交通で移動しやすくしてほしい。

5.2 関係団体等へのヒアリング調査

5.2.1 ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的

交通事業者には、本市における各交通手段のバリアフリー化の対応状況、今後の取り組みや課題等を、関係団体には、普段の移動や施設の利用に関する課題についてそれぞれヒアリングし、バリアフリー化の基本方針に反映させることを目的に実施しました。

(2) 調査の実施概要：下表のとおり、ヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査の概要

対象		日程	主なヒアリング項目
交通事業者	西日本旅客鉄道（株） 米子支社	令和3年 12月15日	◆バリアフリー化の取り組み状況 ◆利用者のバリアフリーに関する意見・要望
	鳥取県バス協会	令和3年 12月17日	◆バリアフリー事業を進めるうえでの課題 ◆今後予定しているバリアフリーに関する取り組み
	鳥取県ハイヤータクシー協会	令和3年 12月15日	
関係団体	鳥取市老人クラブ連合会	令和3年 12月21日	◆よく利用する施設（公共施設・商業施設）や経路 ◆バリアフリーに関する現状の問題点や要望
	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク	令和3年 12月23日	・施設 ・道路空間
	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	令和3年 12月13日	・鉄道車両や鉄道駅、駅前広場 ・路線バスやバス停、バス待ち環境 ・タクシーやタクシー乗場
	鳥取県視覚障害者福祉協会	令和3年 12月20日	・公園や広場 ・駐車場 ・情報提供や心のバリアフリー
	鳥取県聴覚障害者協会	令和3年 12月15日	◆重点的にバリアフリー化してほしい地域

5.2.2 ヒアリング調査結果

(1) 交通事業者へのヒアリング調査結果

項目	内容
鉄道	国の「バリアフリー整備ガイドライン」に基づき、鳥取駅や鳥取大学前駅を中心にバリアフリー化を進めており、今後、更なるバリアフリー化を進める予定である。
バス	鳥取県内を走行するバスは、車両更新時に、ノンステップバスを導入しており、現在の導入率は約77%である。バスターミナルでは、視覚障害者誘導用ブロックの設置、使用文字の拡大化を実施した。今後の予定は、ノンステップバスの更なる導入や、車いすのまま乗れるリフト車両の導入、障がい者に向けた多様な手段による遅延・緊急時の情報提供等の検討を行っていく。
タクシー	現在、UDタクシーや福祉タクシーを導入しており、今後、更なる導入を検討していく。

(2) 関係団体へのヒアリング調査結果

項目	内容
施設	<ul style="list-style-type: none"> ➢移動経路がバリアフリー化されていない（通路幅が狭い、段差がある等）。[A・B・C・D] ➢乳幼児連れに対応したトイレがない。[B]
道路空間	<ul style="list-style-type: none"> ➢歩道が整備されていない、あるいは狭い、波打っている等、歩道の整備が不十分である。[A・B・C・D] ➢歩行者・自転車・自動車の空間分離や、交通量の多い交差点では、歩行者用の信号の設置してほしい。[E]
鉄道	➢ホームの乗降位置の路面標示等、案内設備を充実してほしい。[D・E]
バス	<ul style="list-style-type: none"> ➢バス停について、十分な滞留スペースの確保、ベンチや屋根等、待合環境を整備してほしい。[A・C・E] ➢時刻表、料金表の案内表示の改善、バスの遅延に関する情報提供の充実、観光施設間の交通案内の充実をしてほしい。[E] ➢車両について、ベビーカーでの乗降が大変である。[B]
タクシー	➢安心・快適に乗れるように乗務員の接遇を向上してほしい。[B・E]
公園・広場	➢トイレがない、あるいはバリアフリー化されていない。[A・B・C]
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ➢ハートフル駐車場への屋根設置や、施設入口までの通路の確保等、安全・快適に移動できるよう整備してほしい。[B] ➢ハートフル駐車場に健常者が停めている。[A・C・E]
情報提供・心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➢情報提供について、多様な手段で情報提供してほしい。[D・E] ➢心のバリアフリーについて、歩道に車両が止まっている等、自動車の運転マナーの問題がある。[B・D] ➢手話・筆談の対応施設でも案内が設置されていない、あるいは手話通訳者が少ない。[E]

凡例（略称）：[A] 鳥取市老人クラブ連合会
[B] ゆうゆうとっとり子育てネットワーク
[C] 鳥取市身体障害者福祉協会連合会
[D] 鳥取県視覚障害者福祉協会
[E] 鳥取県聴覚障害者協会

6. バリアフリーに関する課題

バリアフリーの現状と、アンケート調査・ヒアリング調査の結果を総合的に勘案した上で、本市におけるバリアフリーの課題を整理しました。

(1) 公共交通に関する課題

◆だれもが快適に移動できる鉄道駅のバリアフリー化

- ・鉄道については、鳥取駅や鳥取大学前駅ではバリアフリー化が進められており、通路やホームの広さ等に対しては高い評価が得られています。一方、その他の鉄道駅ではエレベーターやスロープが設置されておらず、跨線橋等により移動経路が断たれる場合があります。こうした箇所では、エレベーターやスロープの設置等による連続性のあるバリアフリールート確保が求められています。

◆車両等のバリアフリー化

- ・本市ではノンステップバス導入率は全国平均より高い状況にあるが、更なる利便性向上のため、ノンステップバスの導入率を高めるとともに、車いす使用者がそのまま乗車できるリフト付きバスの導入等を進めていくことが求められています。
- ・近年、UDタクシーや福祉タクシーの導入が進んでおり、好評を得ている一方、それらを利用するための長い待ち時間が発生しているケースも散見されます。こうしたことから、今後はこれらのタクシーの導入率の向上や、一般タクシーでも安心して乗れるよう乗務員の接客・介助水準を向上していくこと等が求められています。

◆待合環境の充実

- ・鳥取駅や鳥取バスターミナル等一部の交通拠点では、ベンチや屋根、バリアフリートイレ等の待合環境が充実している一方、利用者数の少ない鉄道駅や多くのバス停においては、こうした待合環境が不十分な状況にあります。市民アンケートや関係団体へのヒアリングにおいても、多くの人々がこれらの待合環境整備について今後の重要性を指摘しており、悪天候時等においても少しでも快適に鉄道やバスを待てるような待合環境の充実が求められています。
- ・路線バスについては、特に道路幅員が狭い区間に設置しているバス停が危険であるとの指摘が多く、これらのバス停の位置変更や改良等が求められています。

◆分かりやすい情報提供

- ・緊急時や遅延時における運行状況等の情報について、特に障がい者への情報提供が不十分な状況にあることから、入手しやすく、また分かりやすい情報提供が求められています。
- ・外国人旅行者等の日本語が分からない人でも安全で快適に移動できるような情報提供が求められています。
- ・路線バスについては、市民アンケートや関係団体へのヒアリング結果から、時刻表や路線図の分かりやすさ、バス車両内での時刻表や料金表の見えやすさに対して不満を抱く人が多く、これらへの対応が求められています。

(2) 道路に関する課題

◆安心・快適に移動できる歩行者空間の確保

- 道路空間全般に関して、市民アンケートや関係団体へのヒアリング結果から、歩行者と自転車それぞれの動線確保や、歩道の整備・拡幅、歩道の段差の解消、街灯の整備、降雪時の素早い除雪等への意見が多く、優先順位を考慮しながら、これらへ対応していくことが求められています。
- 鳥取駅周辺地区については、他地区と比べ、多くの路線で歩道や視覚障害者誘導用ブロックが整備されている一方、整備から長期間経過して旧整備基準や旧規格となっているもの、舗装や視覚障害者誘導用ブロックが劣化しているものがあり、これらの改良や修繕が必要となっています。また、比較的交通量の多い交差点でも歩行者用信号が設置されていない箇所が存在しており、歩行者用信号の整備が求められています。

(3) 建築物（施設）に関する課題

◆だれもが利用しやすい施設のユニバーサルデザイン化

- 平成 20 年に「鳥取県福祉のまちづくり条例」が制定されて以降、新たに整備される施設については、「鳥取県福祉のまちづくり施設整備マニュアル」に基づいて整備されており、施設内の移動経路や設備について、バリアフリー化が図られていますが、今後も利用者ニーズの変化等に応じて、適宜改善していくことが必要です。
- 条例制定前に整備された施設（特に民間施設）については、その後の改良等によるバリアフリー対応がされていないケースが多くみられ、関係団体へのヒアリング結果からも、通路の拡幅やエレベーターの設置、バリアフリートイレの整備等の要望が挙がっており、これらへの対応が求められています。

◆安全に利用できる駐車場の整備・運用

- 多くの施設では、身体障がい者用駐車スペースが設置されており、身体障がい者の車でのアクセス性は向上しています。一方、精算機の案内が音声のみである、対向車が来たことを知らせるパトライトが設置されていない等、聴覚障がい者へのサービスが不十分であり、改善が望まれています。
- 鳥取県では、心身の障がいや高齢・難病、けが・出産前後で歩行が困難な人等に利用証を交付し、施設（公共施設、病院、ショッピングセンター等）の専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を適切に利用できるよう「ハートフル駐車場利用証制度」を導入しています。一方、これらのハートフル駐車場を健常者が利用し、それを必要とする人が利用できない状況が散見されることから、監視体制の強化や利用者のマナー向上に向けた取り組み等が求められています。
- その他、施設内のバリアフリー化は進んでいるものの、施設内駐車場～施設出入口までの移動経路の安全性確保やバリアフリー化が未対応のケースがあり、これらの改善が望まれています。

(4) 公園・広場に関する課題

◆移動経路の確保

- ・車いす利用者や高齢者等を含めたすべての人が安全に移動できるバリアフリールート
の確保が求められています。

◆バリアフリースイレの確保

- ・比較的用户の多い公園・広場において、トイレが未整備またはバリアフリー化さ
れていない箇所があることから、周辺エリアも含めた徒歩圏内にバリアフリースイ
レを確保することが求められています。

(5) 情報提供・心のバリアフリーに関する課題

◆障がいの特性に合わせた情報提供

- ・多くの施設や公共交通では、案内板の設置や音声案内により情報提供が行われてい
ますが、視覚情報か聴覚情報のどちらか一方であることが多く、障がいの特性によ
っては必要な情報を入手することができない場合があります。特に事故や災害等の
緊急時は、迅速な情報提供が必要であり、障がいの特性に合わせた様々な手段での
情報提供が求められています。

◆心のバリアフリー社会の実現

- ・バリアフリーのまちづくりを実現するためには、ハード面の施設整備だけでなく、
市民一人ひとりが助けあいの精神を持つ環境づくりを行うことが必要です。このた
めには、ソフト面の取り組みを通じて、市民一人ひとりがバリアフリーについて理
解を深めるとともに、ボランティア意識を高め、だれもが高齢者や障がい者、幼児
等に対して優しくサポートできる「心のバリアフリー」の社会を実現していくこと
が求められています。
- ・市民アンケートの結果では、「心のバリアフリー」という言葉の認知度は約4割に
とどまっています。一方で、「心のバリアフリー」そのものへの関心度は非常に高
く、特に学校での心のバリアフリー教育を望む意見が多く、学校や職場・地域等、
社会全体で心のバリアフリー教育を推進していくことが求められています。

7. バリアフリー化の基本理念・基本方針

本市では、平成 14 年 1 月に策定した「鳥取市交通バリアフリー基本構想」における「すべての人に優しいまちづくりを目指して」の基本方針などにより、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー化に取り組んできました。

より一層、全市的なバリアフリー化の促進にあたり、「みんなが支え合い 誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくり」を基本理念として掲げ、誰もが安心・快適に暮らせるまちの実現を目指します。

■基本理念

**みんなが支え合い
誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくり**

■基本方針

「バリアフリーに関する課題」を踏まえて、基本理念の実現のために以下の基本方針を設定します。

1. ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化の推進
2. 全市域でのバリアフリー化の展開
3. 緊急性・重要度・実現性等に配慮したバリアフリー化の推進
4. 緊急時にも対応可能な情報提供の充実
5. 心のバリアフリーの推進

1. ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるようなまちづくりを推進します。

2. 全市域でのバリアフリー化の展開

安心・快適なまちづくりを推進していくために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備・取組みを全市域で展開します。また、施設整備においては、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等、多様な利用者の意見を反映していきます。なお、バリアフリー化を促進するために、交通事業者や民間事業者等への各種補助制度の拡充等を検討します。

バリアフリー化推進の基盤となる公共交通、道路、建築物（施設）、公園広場の基本的な取組方針は、次のとおりです。

(1) 公共交通のバリアフリー化の基本方針

国の公共交通移動等円滑化基準に基づき、各交通事業者が必要なバリアフリー整備を行うとともに、バスやタクシーにおいては、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が利用しやすい福祉車両の更なる導入を促進します。また、待合環境の整備や交通手段等の情報提供、社員教育の実施による乗務員の接遇・介助水準の向上により快適な移動の確保を推進します。

(2) 道路のバリアフリー化の基本方針

車いす利用者を含むすべての歩行者が安全・快適に通行できるよう、道路の改良・修繕、交通安全施設の整備を推進します。

(3) 建築物（施設）のバリアフリー化の基本方針

新築や建替え、増改築時には、鳥取県福祉のまちづくり条例に沿った整備を行うとともに、既存施設においても、可能な限りバリアフリー化を推進します。

(4) 公園・広場のバリアフリー化の基本方針

だれもが安心・快適に公園を利用できるよう、園路の改良やバリアフリースイアの整備を推進します。

3. 緊急性・重要度・実現性等に配慮したバリアフリー化の推進

不特定多数の人が利用する施設が集積し、かつ、徒歩による施設間移動が見られる地区は、面的・一体的なバリアフリー化の緊急性や重要度が高い「移動等円滑化促進地区」として設定し、短期的かつ重点的にバリアフリー化を進めていきます。

移動等円滑化促進地区以外でも、施設の改修や道路の改修工事等の機会に併せたバリアフリー整備を実施していきます。

4. 緊急時にも対応可能な情報提供の充実

特に災害発生等の緊急時は、迅速な情報入手が重要であり、だれもが容易に情報を取得できるように、施設管理者による案内板設置や音声案内等の様々な手段での情報提供を推進します。

5. 心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が抱える困難さや不自由さを市民一人ひとりが理解し、互いに尊重し、支え合う心を育むため、社会全体でバリアフリー教育の充実や啓発・広報活動を推進します。

また、障がい者等と円滑に意思疎通を図るために、コミュニケーションツールの導入や手話通訳者・要約筆記者等の支援者の養成・派遣を推進していきます。

8. 移動等円滑化促進地区等の設定

8.1 バリアフリー化を促進する地区の考え方

本マスタープランでは、多くの人々が利用する地区及び高齢者や障がい者等が利用する地区が集まった地区を「移動等円滑化促進地区」に設定し、重点的にバリアフリー化を促進していきます。

■移動円滑化促進地区とは

鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区であり、面的・一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区のことです。

■生活関連施設とは

高齢者や障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設のことであり、バリアフリー化を図るべき施設のことです。

■生活関連経路とは

生活関連施設相互間の経路のことであり、バリアフリー化を図るべき施設で、既にバリアフリー化されている経路も生活関連経路の対象です。



移動等円滑化促進地区のイメージ

8.2 移動等円滑化促進地区の設定

8.2.1 基本的な考え方

「移動等円滑化方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」に記載されている移動等円滑化促進地区の設定における基本的な考え方は次のとおりです。

(1) バリアフリー法における促進地区の要件

①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

基本方針では、原則として生活関連施設が概ね3以上あることとしています。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としています。なお、旅客施設を含まない移動等円滑化促進地区の設定も可能です。

②生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区

移動等円滑化促進地区は、その趣旨から、バリアフリー化を促進すべき地区であることが求められます。基本方針では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区であることを求めています。

③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

都市機能としては、高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等があげられます。地区におけるバリアフリー化の促進が、このような様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

(2) 国ガイドラインにおける促進地区設定の考え方

移動等円滑化促進地区の要件を満たす候補地区は、同一自治体内に複数存在することが想定され、これらすべてを移動等円滑化促進地区に指定し、併せて市全体の方針を示すことが望ましいです。一方、優先順位の高い地区から順次マスタープランを作成することも考えられます。優先順位の設定にあたっては、客観的な指標やデータに基づき検証することが望まれます。

(出典：「移動等円滑化方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」)

8.2.2 移動等円滑化促進地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区（エリア）の設定

本市においては、前述したバリアフリー法における促進地区の要件を満たす地区は複数存在することが想定されるため、“短期的に”かつ“面的に”バリアフリー化を優先的に促進していく地区を定めていく必要があります。

そのため、上位関連計画におけるまちづくり方針を考慮し、以下に挙げる箇所を移動等円滑化促進地区として設定します。

◆鳥取市都市計画マスタープランにおいて、「中心拠点」及び「地域生活拠点」に位置づけられる箇所

「中心拠点」 → 中心市街地(鳥取駅周辺)

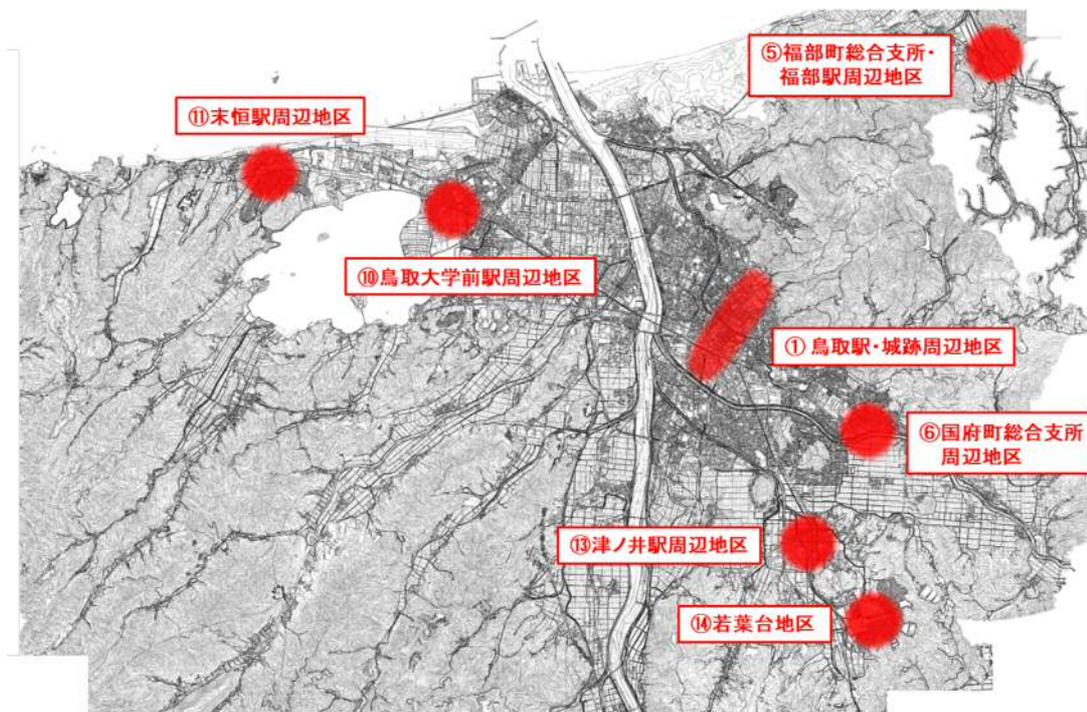
「地域生活拠点」 → 各総合支所周辺(青谷・気高・鹿野・福部・国府・河原・用瀬・佐治)、鳥取大学前駅周辺、末恒駅周辺、津ノ井駅周辺、若葉台

◆鳥取県東部地域公共交通網形成計画において、「主要交通結節点」及び「その他の交通結節点」に位置づけられる箇所

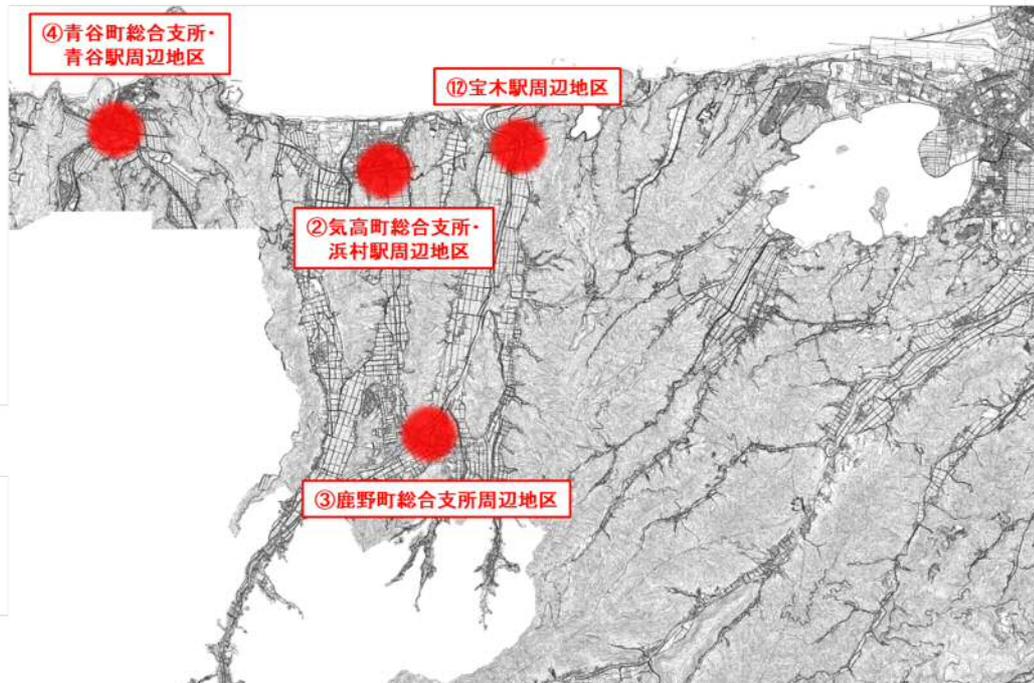
「主要交通結節点」 → 鳥取駅

「その他の交通結節点」 → 青谷駅、浜村駅、宝木駅、鳥取大学前駅、福部駅、用瀬駅

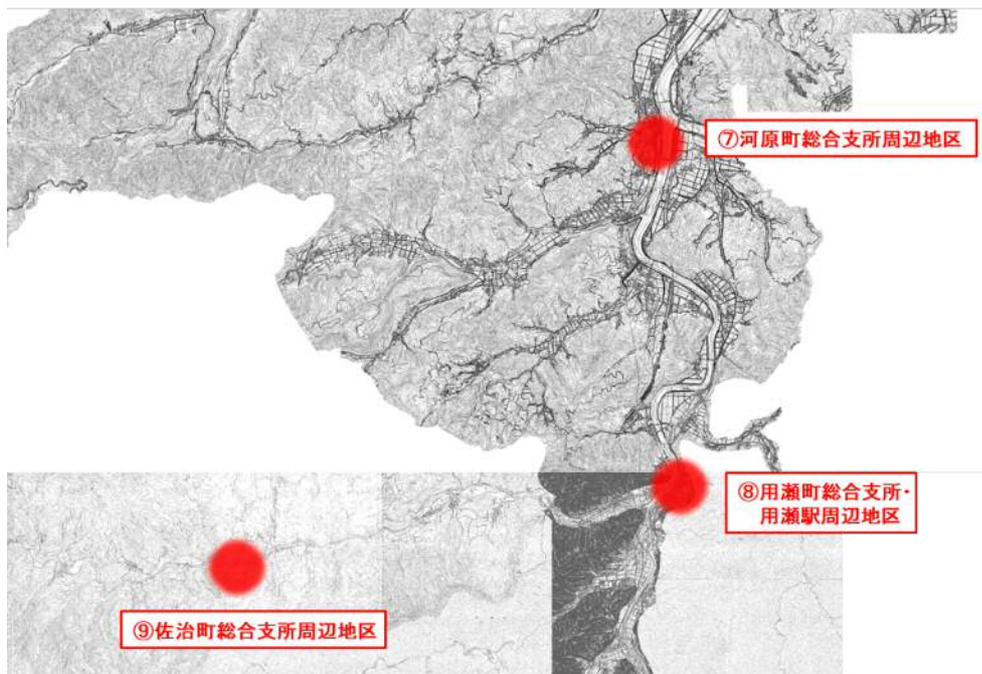
◆移動等円滑化促進地区（鳥取地域・福部地域・国府地域）



◆移動等円滑化促進地区（青谷地域・気高地域・鹿野地域）



◆移動等円滑化促進地区（河原地域・用瀬地域・佐治地域）



(2) 移動等円滑化促進地区の区域設定

移動等円滑化促進地区に選定した14地区（鳥取駅・城跡周辺地区、その他の地区）の詳細なエリアは、次のような考え方にに基づき設定します。

◆鳥取駅・城跡周辺地区

①旅客施設から一般的な徒歩圏（800m 圏内）にあるエリア

原則として、旅客施設から概ね一般的な徒歩圏（800m 圏内）を含むエリアとします。

②鳥取市交通バリアフリー基本構想を踏まえたエリア

鳥取駅・城跡周辺地区については、平成14年の鳥取市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区を踏まえたエリアとします。

③境界の設定

①と②のエリアを基本とし、また、後述する「生活関連施設」の分布状況を考慮しながら、道路・河川等によって境界を明確に設定します。

◆その他の地区

①旅客施設などから一般的な徒歩圏（800m 圏内）にあるエリア

原則として、旅客施設などから概ね一般的な徒歩圏（800m 圏内）を含むエリアとします。

②境界の設定

①のエリアを基本とし、また、後述する「生活関連施設」の分布状況を考慮しながら、道路・河川等によって境界を明確に設定します。

※1：【参考】鳥取市交通バリアフリー基本構想（平成14年1月）における重点整備地区は次のとおり設定されています。

①位置：地区の位置は、JR鳥取駅及び鳥取駅バスターミナルを中心とする地区とします。

②区域：・地区の区域は、原則500mから1kmの範囲とします。

・ただし、市役所跡地、市民会館、鳥取赤十字病院、県民文化会館（県立図書館）、県庁を含む地区は1kmを超えていますが、相当数の利用が見込まれる広域的な公共・公益施設が集積しているため、地区の範囲とします。

③その他：鳥取市の主要施設は、JR鳥取駅およびバスターミナルから市役所跡地・県庁に至る広範囲に立地しています。しかし、その立地の中心は駅周辺と市役所跡地・県庁周辺に二極化しています。そのため、この2つの地区と、両地区を結ぶ主要経路である若桜街道を重点整備地区としてバリアフリー化する必要性があります。

8.3 生活関連施設の設定

8.3.1 基本的な考え方

「移動等円滑化方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」に記載されている生活関連施設の設定における基本的な考え方は次のとおりです。

① 常に多数の人が利用する施設

旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者や障害者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の多様な来訪者が多いため生活関連施設としての優先度は高くなります。これらについて、施設利用者数や入場者数を考慮し、生活関連施設として設定します。また、国・都道府県・市町村が管理する施設については、率先して生活関連施設に位置づけることにより、民間事業者や住民への啓発を行う等、地域の移動等円滑化をけん引することが重要です。

② 高齢者、障害者等の利用が多い施設

老人ホーム・障害者支援施設等高齢者・障害者が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・（障害者）地域活動支援センター等の高齢者・障害者等の利用が多い施設は、生活関連施設としての優先度が高いと考えられます。

区 分	種 類
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場
	郵便局、銀行、ATM
	警察署（交番を含む）、裁判所
	市民・地区センター、コミュニティーセンター等
	都道府県税事務所、税務署
教育・文化施設等	図書館
	市民会館、市民ホール、文化ホール
	学校（小・中・高等学校）
	公民館
	博物館・美術館・音楽館、資料館
保健・医療・福祉施設	病院・診療所
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等
商業施設	大規模小売店舗等
	商店街等（地下街を含む）
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等
公園・運動施設	公園
	体育館・武道館その他屋内施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設
	観光施設
	路外駐車場

（出典：「移動等円滑化方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」）

8.3.2 本マスタープランにおける生活関連施設の考え方

本マスタープランにおける生活関連施設は、「常に多数の人が利用する施設」かつ「促進地区の軸となる施設から通常徒歩による移動範囲内の施設」とします。

本マスタープランにおいて選定した生活関連施設

区分	種類	採用	備考
旅客施設	鉄道駅、バスターミナル	○	
官公庁等	県庁、市役所	○	
	郵便局、銀行	○	
	ATM	×	①
	警察署（交番）、裁判所	○	
	市民・地区センター、コミュニティセンター等	○	
	県税事務所・税務署	○	
教育・文化施設	図書館	○	
	市民会館、市民ホール、文化ホール	○	
	保育所・幼稚園	○	
	学校（小・中・高等学校・大学・専門学校）	○	
	公民館	○	
	博物館・美術館・音楽館、資料館	○	
保健・医療・福祉施設	病院、診療所	△	① (ただし、20床以上の病院は採用)
	総合福祉施設	○	
	老人・障害者福祉施設	△	② (ただし、自立型は採用)
商業施設	大規模小売店舗	○	
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	△	① (ただし、200m ² かつ10室以上は採用)
公園・運動施設	小規模な公園・緑地(街区公園レベル)	△	① (ただし、一時避難場所に指定されている公園は採用)
	上記以外の公園・緑地	○	
	体育館・武道館その他運動施設	○	
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設	×	②
	観光施設	○	
	路外駐車場	△	① (ただし、500m ² 以上は採用)

※①同種施設と比較し小規模な施設

②車で来訪し、かつ、他の目的地への徒歩移動が想定されない施設

※面積要件を適用しているものについては、その数値基準は、鳥取県福祉のまちづくり条例に準じています。

8.4 生活関連経路の設定

8.4.1 ガイドラインにおける基本的な考え方

「移動等円滑化方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」に記載されている生活関連経路の設定における基本的な考え方は次のとおりです。

①より多くの人を利用する経路を選定する

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります。

②生活関連施設相互のネットワークを確保する

生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成することが重要です。また、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいと考えられます。

(出典：「移動等円滑化方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」)

8.4.2 本マスタープランにおける生活関連経路の考え方

本マスタープランにおいては、旅客施設（鉄道駅やバスターミナル）と主要な公共施設等を結ぶ経路を軸とし、生活関連施設間の移動が多い経路の中から、バリアフリーの必要性が高い経路を生活関連経路に選定します。

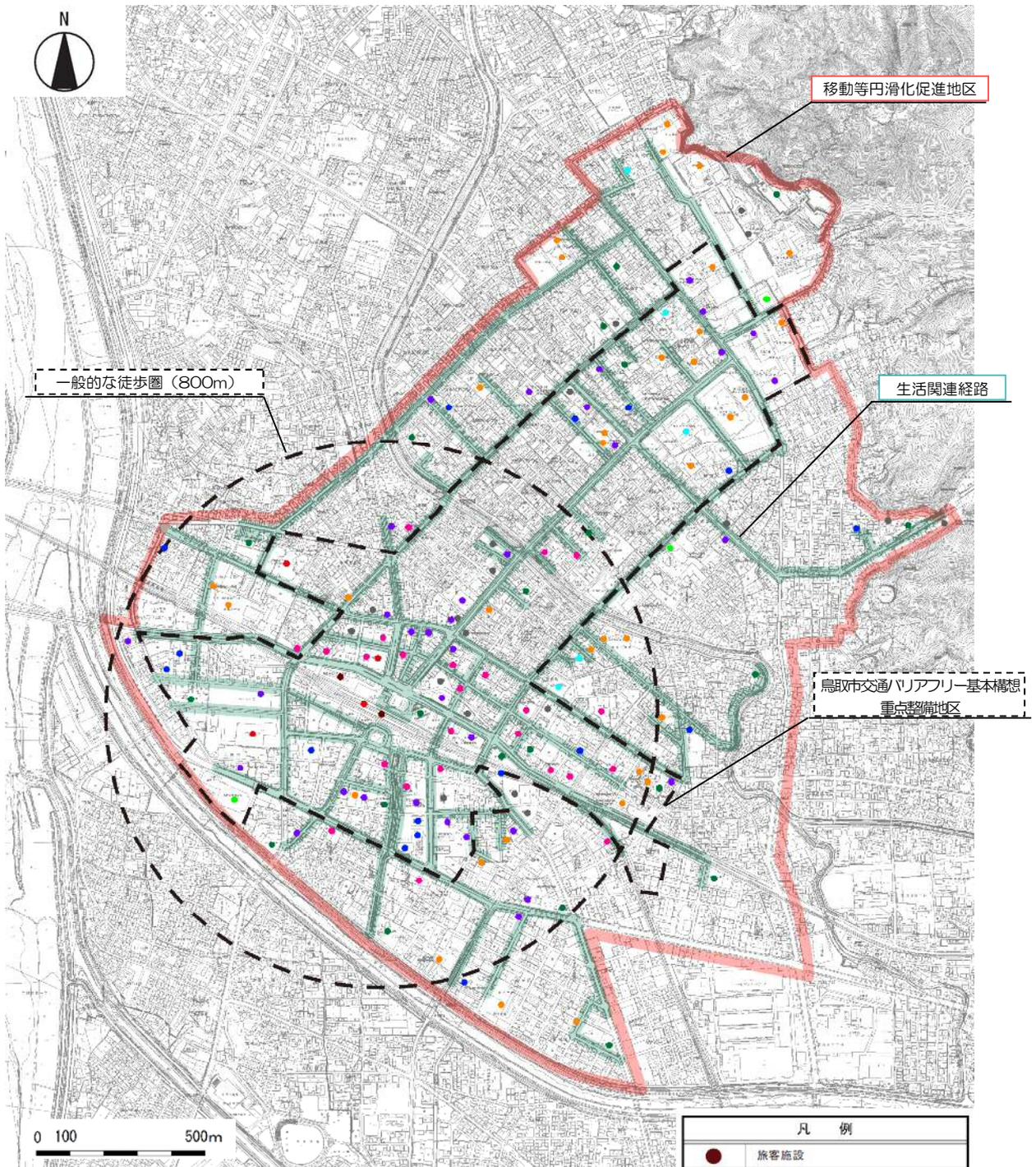
①生活関連施設間の移動を確保できる経路

旅客施設などから一般的な徒歩圏内（800m 圏内）の主要な公共施設または生活関連施設が集積している箇所を結ぶ経路を基本とします。

②原則、生活関連施設間の最短経路

上記の経路選定にあたっては、原則、生活関連施設間の最短経路とする。ただし、歩行者が安全に通行できる経路は積極的に生活関連経路に設定します。

■鳥取駅・城跡周辺地区



凡 例	
●	旅客施設
●	官公庁等
●	教育・文化施設等
●	病院・診療所
●	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設
●	商業施設
●	宿泊施設
●	公園
●	体育館・武道館その他運動施設
●	その他の施設

生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	旅客施設	鉄道駅	JR鳥取駅
2		バスターミナル	鳥取バスターミナル
3	官公庁等	行政機関	鳥取第1合同庁舎
4			鳥取交通事故相談所
5			鳥取県庁
6			鳥取市役所駅南庁舎
7			鳥取市役所本庁舎
8			郵便局・銀行
9		鳥取東町郵便局	
10		鳥取本町郵便局	
11		鳥取瓦町郵便局	
12		鳥取栄町郵便局	
13		鳥取大工町郵便局	
14		鳥取富安郵便局	
15		鳥取吉方郵便局	
16		鳥取銀行本店営業部・産業会館支店・県庁前出張所	
17		鳥取銀行鳥取駅南支店・東支店	
18		山陰合同銀行資産運用プラザ	
19		山陰合同銀行鳥取営業部・鳥取西支店・国府出張所	
20		山陰合同銀行鳥取駅南支店・河原出張所	
21		島根銀行鳥取支店・鳥取駅南出張所	
22		鳥取信用金庫本店営業部	
23		鳥取信用金庫鳥取南支店	
24		鳥取信用金庫鳥取西支店	
25		鳥取信用金庫とりしんローン・資産運用プラザ	
26		鳥取信用金庫とりしん本町プラザ	
27		中国労働金庫鳥取支店	
28		山陰労働金庫鳥取県庁前支店	
29		みずほ銀行鳥取支店	
30		三井住友信託銀行鳥取支店	
31		商工中金	

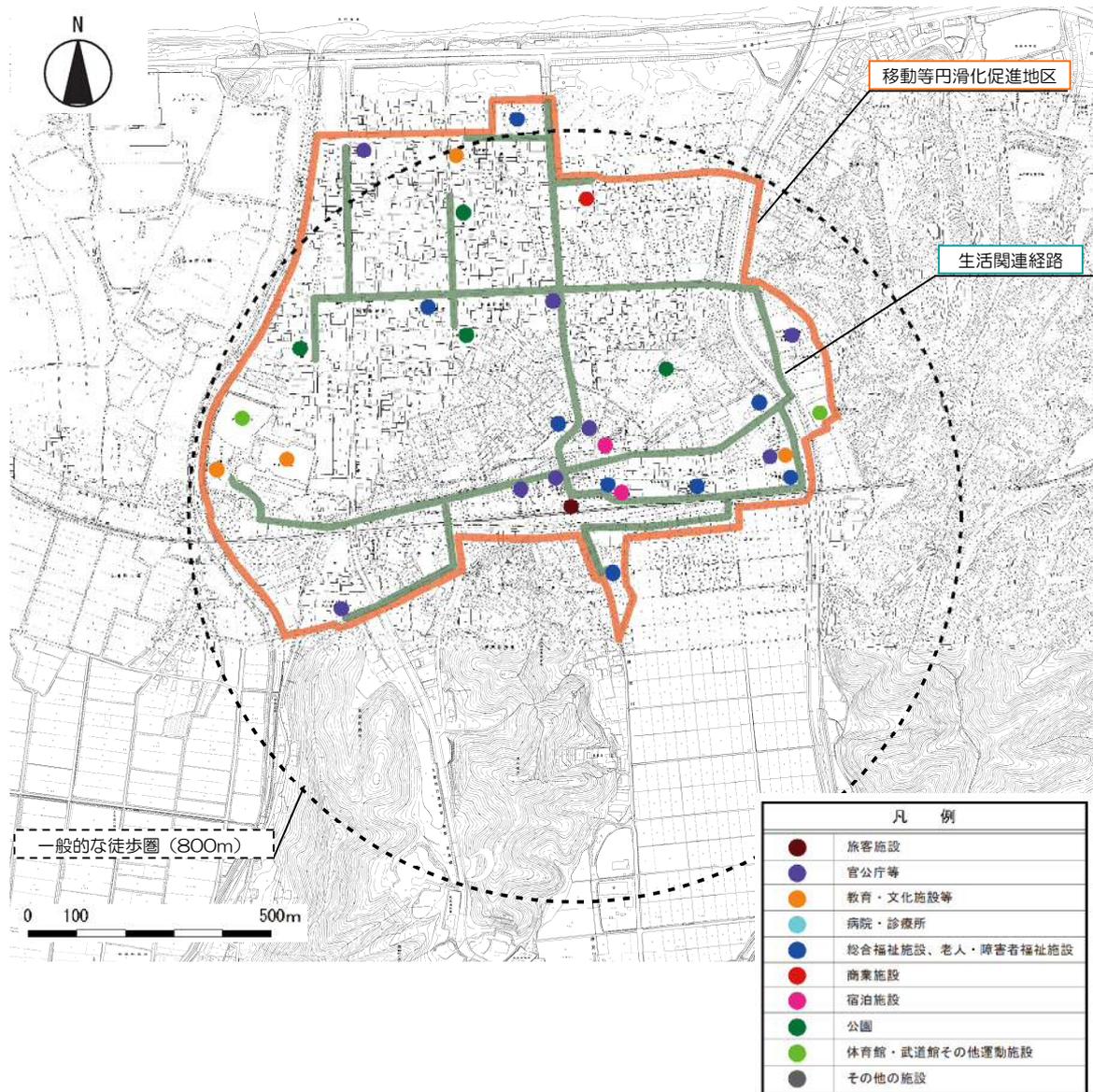
番号	大分類	中分類	名称
32	官公庁等	警察署、裁判所	鳥取地方裁判所・鳥取家庭裁判所・鳥取簡易裁判所
33		市民・地区センター、 コミュニティーセンター等	ハローワーク鳥取(鳥取公共職業安定所)
34			人権ひろば21
35			鳥取市男女共同参画センター(輝なんせ鳥取)
36			鳥取市人権交流プラザ
37		都道府県税事務所、税務署	鳥取税務署
38	教育・ 文化施設等	図書館	図書館
39			中央図書館
40		市民会館、市民ホール、文化ホール	県民ふれあい会館
41			とりぎん文化会館
42			鳥取市民会館
43			鳥取市文化ホール
44			鳥取市文化センター
45		学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	久松小学校
46			醇風小学校
47			遷喬小学校
48			日進小学校
49			明德小学校
50			南中学校
51			北中学校
52			鳥取西高等学校
53			鳥取敬愛高等学校
54			歯科衛生専門学校
55			鳥取歯科技工専門学校
56		鳥取看護高等専修学校	
57		保育園、幼稚園	託児所ふたば
58			ニチイキッズ鳥取駅南保育園
59			ニチイキッズ富安保育園
60			むつみ保育園
61			久松保育園
62			コモド第一保育園
63			わかば保育園

番号	大分類	中分類	名称
64	教育・ 文化施設等	保育園、幼稚園	愛真幼稚園
65			小さき花園幼稚園
66			鳥取第一幼稚園
67		公民館	久松地区公民館
68			醇風地区公民館
69			遷喬地区公民館
70			日進地区公民館
71			明德地区公民館
72		博物館・美術館・音楽館、資料館	博物館
73		保健・医療・ 福祉施設	医療施設
74	上田病院		
75	鳥取赤十字病院		
76	鳥取産院		
77	鳥取生協病院		
78	福祉保健施設		鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)
79			鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)
80	高齢者施設		鳥取市高齢者福祉センター
81	軽費老人ホーム・ケアハウス		あすなる
82	サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム		シニアステージ幸町南館
83			シニアステージ幸町
84			ガーデンこうなん
85			有料老人ホームたけた
86			サービス付き高齢者向け住宅 樹の郷にこふふ
87			ともいきの杜 樗谿
88			吉方温泉友和苑
89			ラ カーサ ゆくり
90			りんくけあハウス
91			西町友和苑
92		ドンドロ家	
93		モアスマイル富安	
94	商業施設	大規模小売店舗等	鳥取駅ショッピングプラザ(シャミネ)
95			トスク 本店
96		大規模小売店舗等	丸由百貨店(旧 鳥取大丸)
97			イオン鳥取店

番号	大分類	中分類	名称
98	宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル	鳥取グリーンホテルモーリス
99			グリーンリッチホテル鳥取駅前
100			アパホテル<鳥取駅前>
101			鴻南閣
102			松屋荘
103			とらや旅館
104			ビジネスイン河越
105			BIRD STAY HOTEL
106			ドロップイン鳥取
107			鳥取シティホテル
108			スーパーホテル鳥取駅北口
109			ホテルレッシュ 鳥取駅前
110			ホテルニューオータニ鳥取
111			白兔会館
112			ホテルナショナル 本館・新館
113			ホテル・アルファワン 鳥取
114			ホテルモナーク鳥取
115			鳥取ワシントンホテルプラザ
116			温泉旅館 丸茂
117			観水庭こぜにや
118			ホテルユニオンプラザ
119	東横 INN 鳥取駅南口		
120	スーパーホテル鳥取駅前		
121	対翠閣		
122	公園・ 運動施設	街区公園	幸町棒鼻公園
123			高架記念公園
124			なかよし公園
125			西町公園
126			行徳公園
127			元町公園
128			真教寺公園(動物公園)
129			東富安公園(交通公園)
130			富安公園
131			天神公園

番号	大分類	中分類	名称
132	公園・ 運動施設	街区公園	風紋広場
133			永楽公園
134			弥生公園
135			吉方北公園
136			吉方南公園
137			井原公園
138			樗谿公園
139			沢井手公園
140		歴史公園	久松公園
141		緑地	吉方中央緑地
142			西町緑地(わらべ夢ひろば)
143		体育館・武道館その他運動施設	鳥取産業体育館
144			鳥取市教育センター体育館
145			鳥取市武道館
146	久松会館体育館		
147	その他の 施設	観光施設	まちパル鳥取【鳥取市ふるさと物産館】
148			鳥取市歴史博物館(やまびこ館)
149			梅鯉庵
150			城下町とっとり交流館「高砂屋」
151			宝扇庵
152			仁風閣
153			わらべ館
154		路外駐車場	アップルパーク
155			NPC24H 鳥取駅前パーキング
156			とっとり中央パーキング
157			日交パーキング
158			日本観光センタービル駐車場
159			鳥取駅南第1パーキング
160			鳥取駅南第2パーキング
161	日ノ丸パーキング		
162	新聞ビル駐車場		
163	鳥取本通り商店街駐車場		
164	ダイコーパーキング		
165	市営片原駐車場		

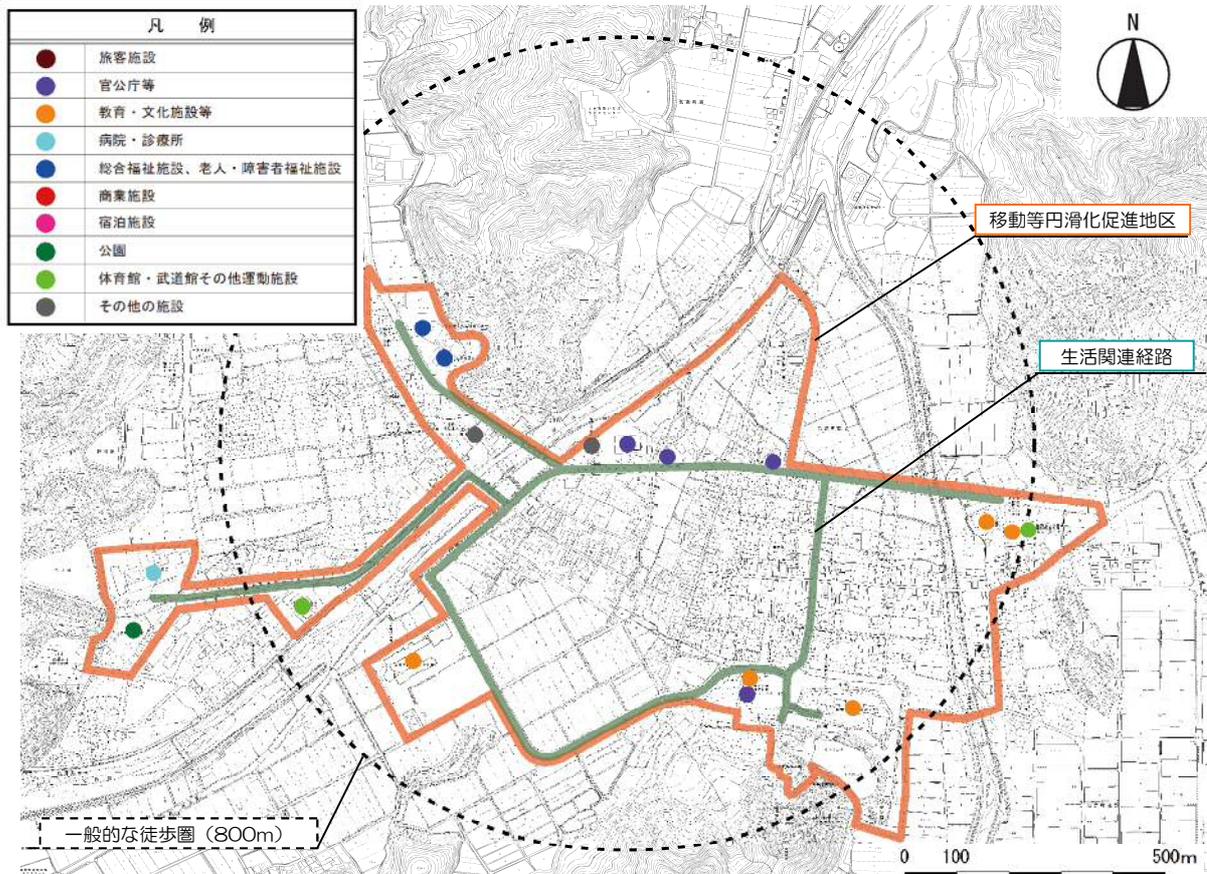
■ 気高町総合支所・浜村駅周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	旅客施設	鉄道駅	JR浜村駅
2	官公庁等	行政機関	気高町総合支所
3		郵便局・銀行	浜村郵便局
4			鳥取銀行浜村支店
5			山陰合同銀行浜村支店
6			鳥取信用金庫気高支店
7			JA 鳥取いなば気高支店
8			警察署
9		市民・地区センター、コミュニティセンター等	気高町コミュニティセンター
10		教育・文化施設等	図書館
11	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)		浜村小学校
12	保育園、幼稚園		浜村保育園
13	公民館		浜村地区公民館
14	保健・医療・福祉施設	福祉保健施設	気高町老人福祉センター
15			鳥取西部地域包括支援センター
16		サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム	のどかの家
17			サービス付き高齢者向け住宅ガーデンハウスはまむら
18		障がい者福祉施設	かぼす
19			さくら工房
20			鳥取こども学園はまむら作業所
21			スマイルセンター浜村
22	商業施設	大規模小売店舗	エスマート浜村店
23	宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル	貝殻節の里 旅風庵
24			魚と屋
25	公園・運動施設	街区公園	気高町北浜公園
26			気高町新町 1 号公園
27			気高町新町 2 号公園
28		地区公園	気高町浜村砂丘公園
29		体育館・武道館その他運動施設	気高町農業者トレーニングセンター
30		その他の運動施設	気高町運動場

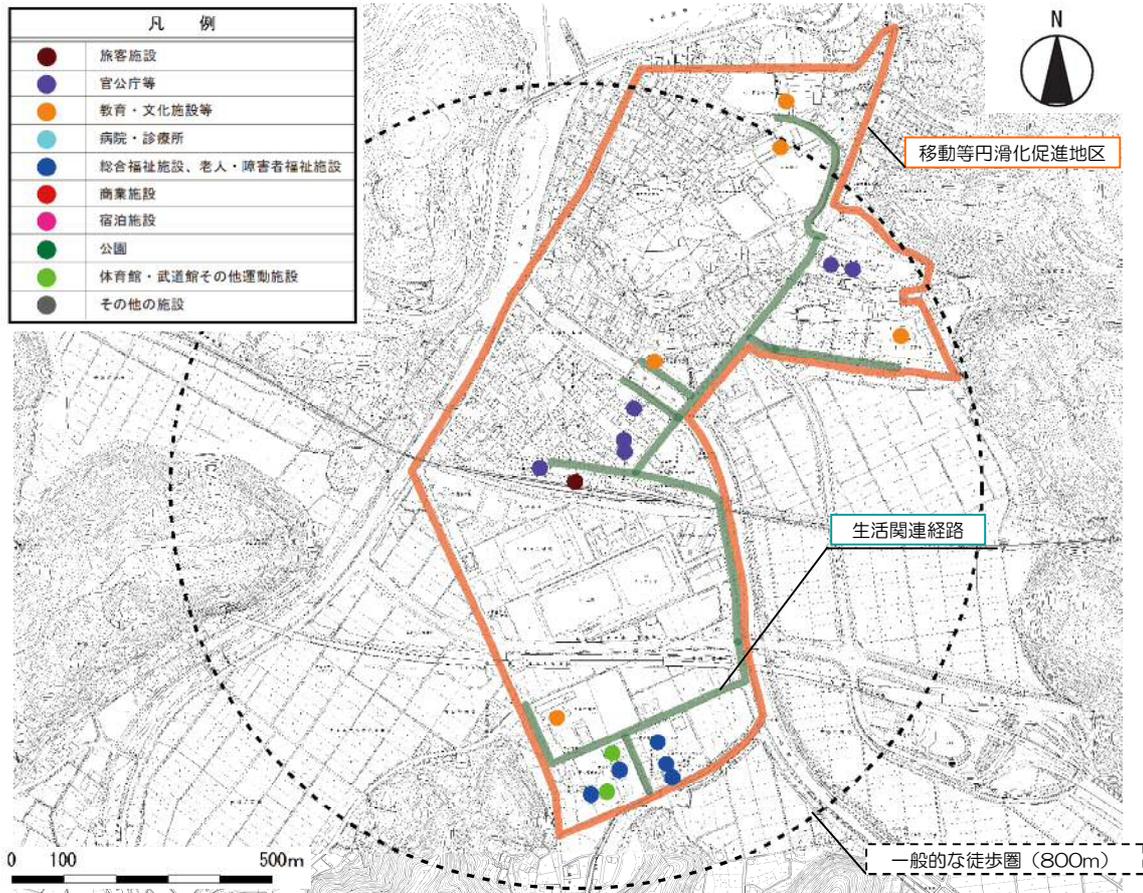
鹿野町総合支所周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	官公庁等	行政機関	鹿野町総合支所
2		郵便局・銀行	鹿野郵便局
3			山陰合同銀行鹿野出張所
4		市民・地区センター、コミュニティセンター等	鹿野地区コミュニティ施設
5	教育・文化施設等	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	鹿野学園(流沙川学舎)
6			鹿野学園(王舎城学舎)
7		保育園・幼稚園	こじか保育園・幼稚園
8		公民館	鹿野地区公民館
9		博物館・美術館・音楽館・資料館	鳥の劇場
10	保健・医療・福祉施設	医療施設	鹿野温泉病院
11		福祉保健施設	鹿野地区保健センター
12		高齢者施設	鹿野町老人福祉センター
13	公園・運動施設	近隣公園	鹿野温泉公園
14		体育館・武道館その他運動施設	鹿野町農業者トレーニングセンター
15			鹿野町B&G海洋センター
16	その他の施設	観光施設	鹿野そば道場
17			ホットピア鹿野

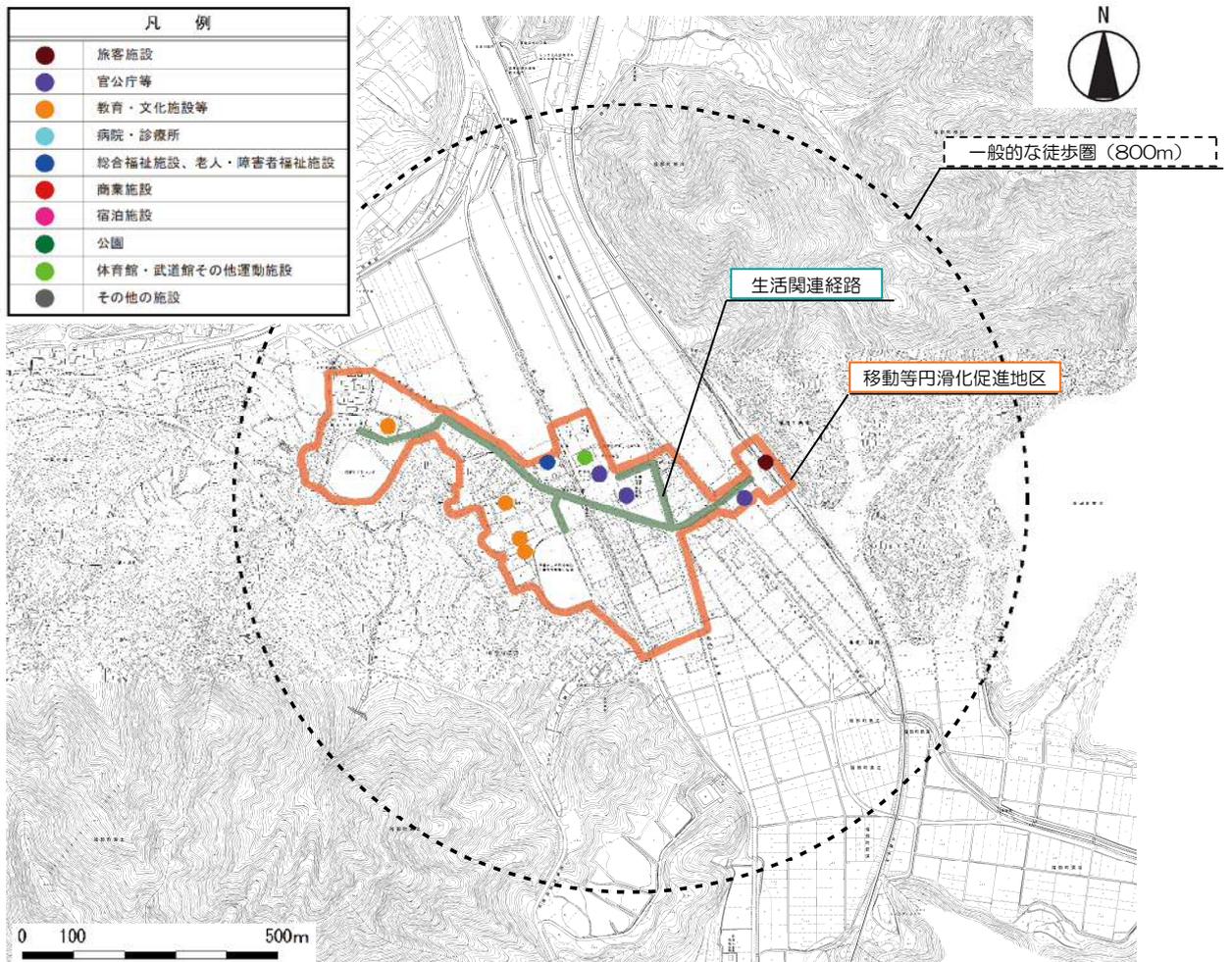
■青谷町総合支所・青谷駅周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	旅客施設	鉄道駅	JR青谷駅
2	官公庁等	行政機関	青谷町総合支所
3		郵便局・銀行	青谷郵便局
4			鳥取銀行青谷支店
5			山陰合同銀行青谷出張所
6		JA 鳥取いなば青谷支店	
7	市民・地区センター、コミュニティセンター等	青谷町コミュニティセンター	
8	教育・文化施設等	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	青谷小学校
9			青谷中学校
10			青谷高校
11		保育園、幼稚園	すくすく保育園
12	公民館	青谷地区公民館	
13	保健・医療・福祉施設	福祉保健施設	青谷地区保健センター
14		高齢者施設	青谷町総合福祉センター
15			高齢者生活福祉センター
16		障がい者福祉施設	鳥取市社会福祉協議会ふくし作業所
17			のぞみハウス
18	公園・運動施設	体育館・武道館その他運動施設	青谷町体育館
19			青谷町農林漁業者トレーニングセンター

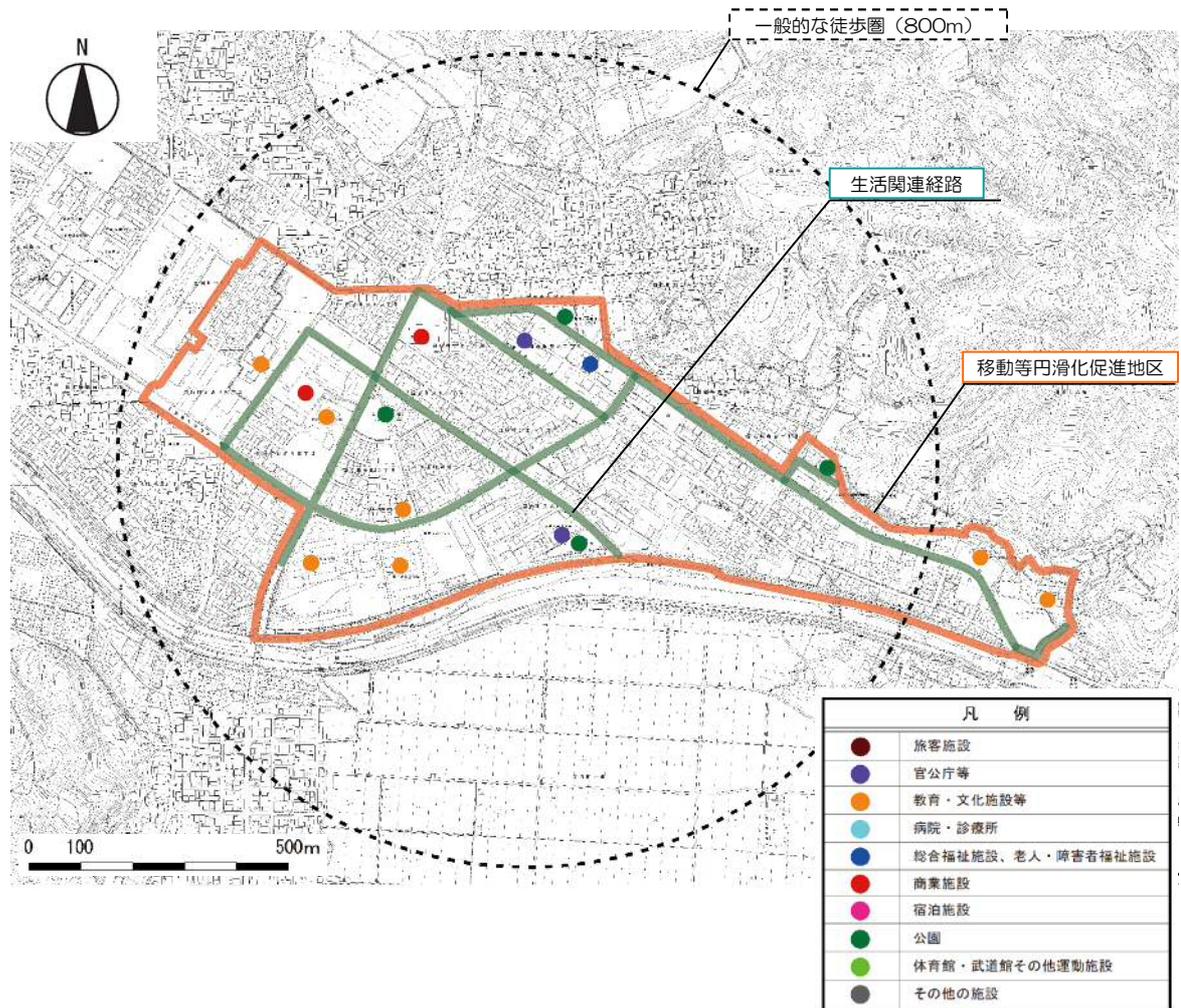
■ 福部町総合支所・福部駅周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	旅客施設	鉄道駅	JR 福部駅
2	官公庁等	行政機関	福部町総合支所
3		郵便局・銀行	JA鳥取いなば福部支店
4		市民・地区センター、コミュニティセンター等	福部町コミュニティセンター
5	教育・文化施設等	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	福部未来学園幼稚園
6			福部未来学園小学校
7			福部未来学園中学校
8			保育園、幼稚園
9	保健・医療・福祉施設	障がい者福祉施設	季の風ふくべ
10	公園・運動施設	体育館・武道館その他運動施設	福部町体育館

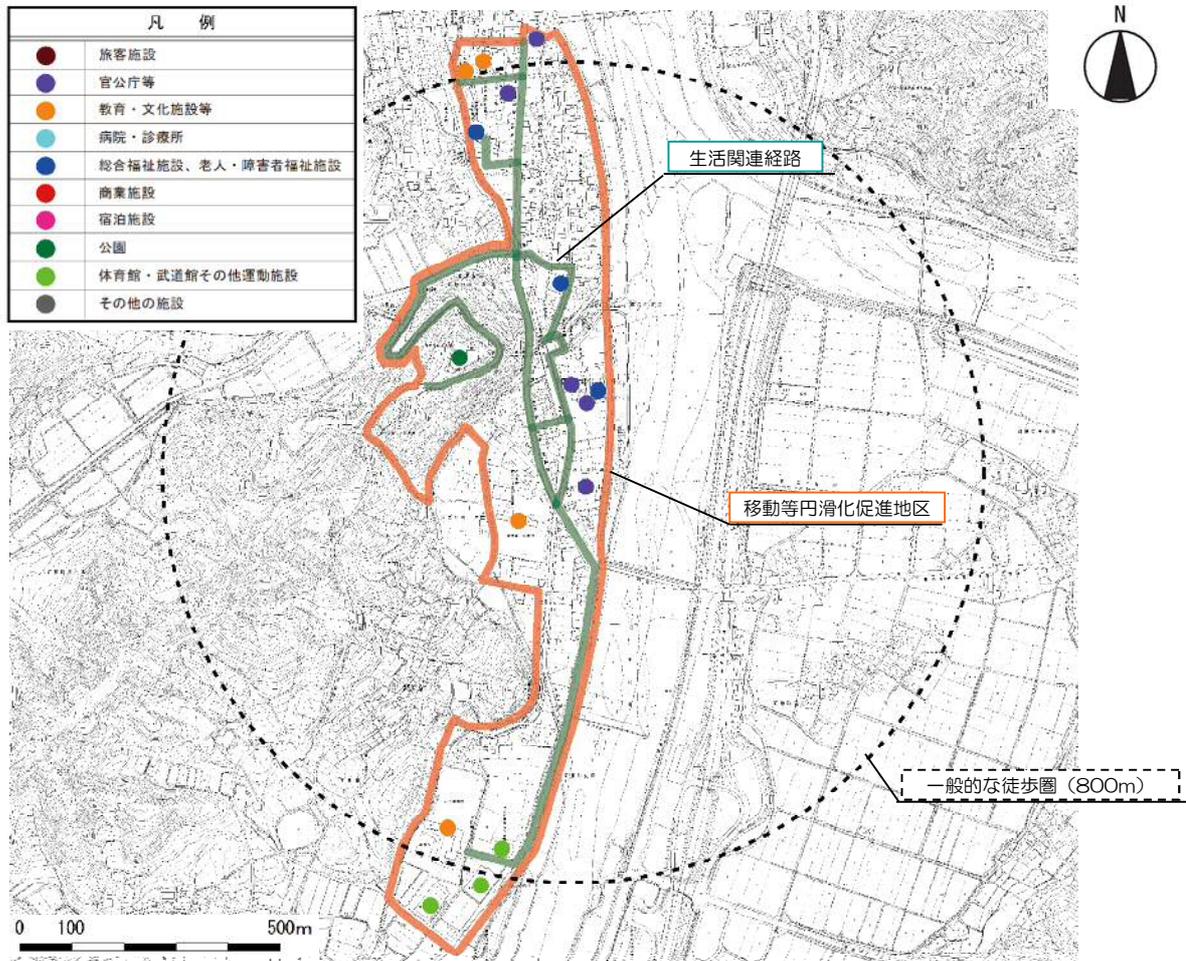
■国府町総合支所周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	官公庁等	行政機関	国府町総合支所
2		郵便局・銀行	国府宮ノ下郵便局
3	教育・ 文化施設等	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	宮ノ下小学校
4			岩倉小学校
5			青翔開智中学校・高等学校
6			鳥取盲学校
7		鳥取聾学校	
8		公民館	宮下地区公民館
9			あおば地区公民館
10	保健・医療・ 福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム	いきいきハウスふたば
11	商業施設	大規模小売店舗	サンマート岩倉店
12			マルイ国府店
13	公園・ 運動施設	街区公園	国府町宮下公園
14			国府町ふたば公園
15			国府町あおば公園
16			国府町いなば公園

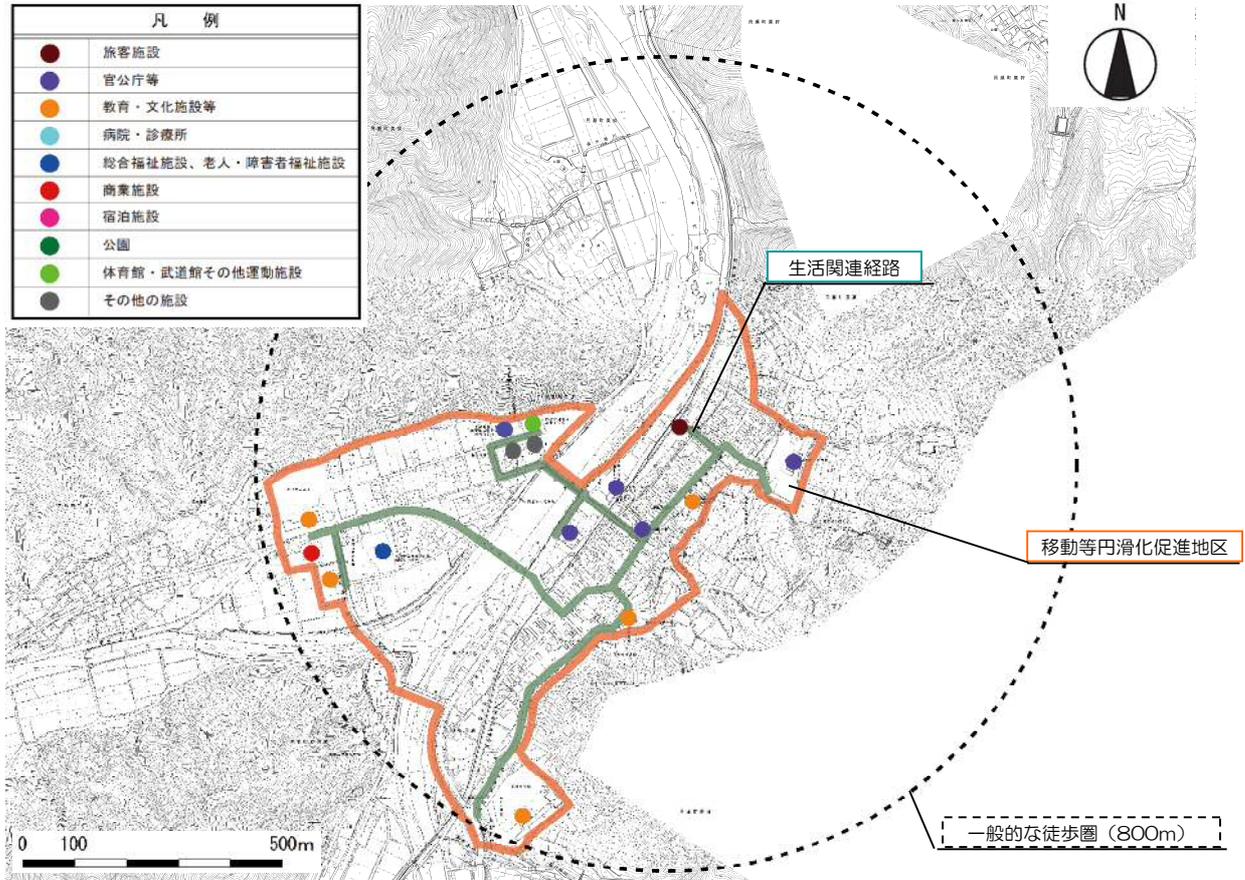
■河原町総合支所周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称	
1	官公庁等	行政機関	河原町総合支所	
2		郵便局・銀行	河原郵便局	
3			鳥取銀行河原支店	
4			JA鳥取いなば河原支店	
5			市民・地区センター、コミュニティセンター等	河原町コミュニティセンター
6	教育・文化施設等	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	河原第一小学校	
7			河原中学校	
8			保育園、幼稚園	河原保育園・幼稚園
9			公民館	河原地区公民館
10	保健・医療・福祉施設	高齢者施設	河原町老人福祉センター	
11		サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム	喜らく庵かわはら	
12		障がい者福祉施設	和貴の郷	
13	公園・運動施設	体育館・武道館その他運動施設	河原町中央公園	
14			河原町総合体育館	
15			河原町勤労者体育館	
16			河原市民プール	

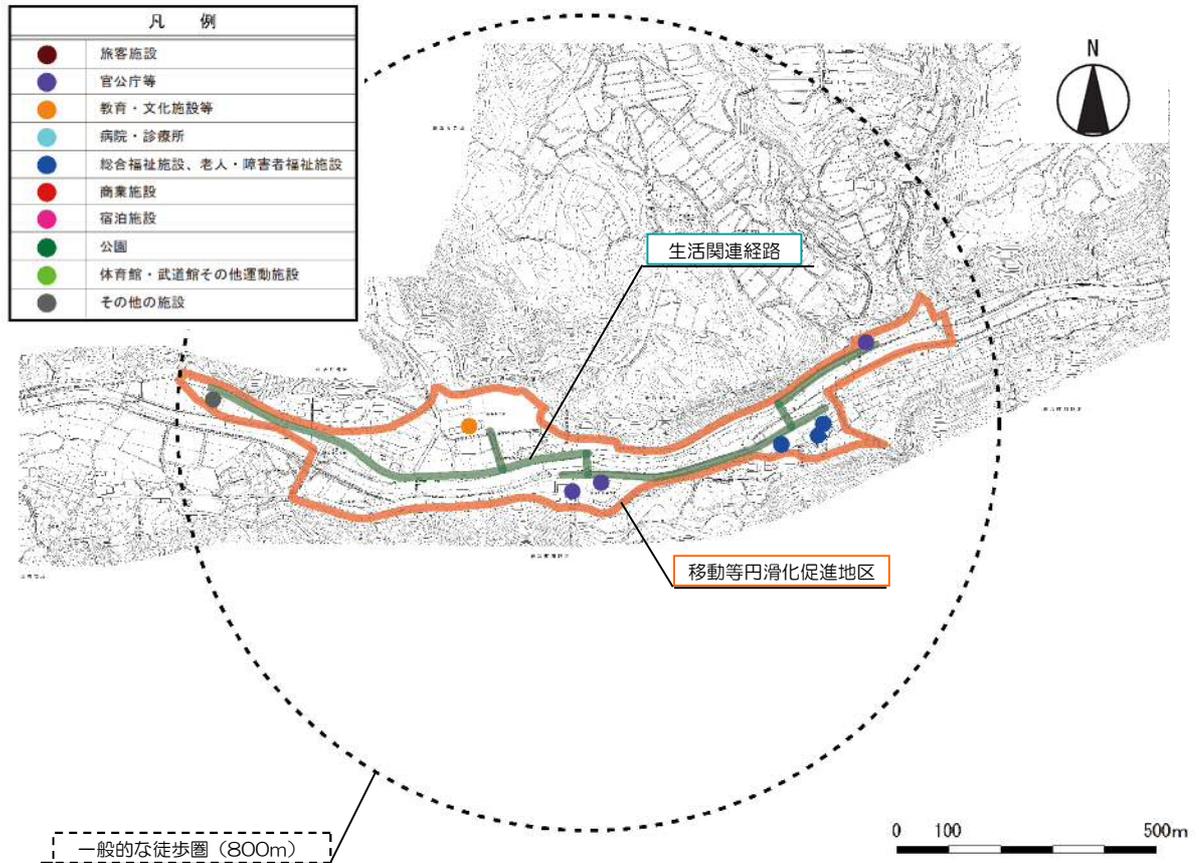
■用瀬町総合支所・用瀬駅周辺地区



生活関連施設

番号	大分類	中分類	名称
1	旅客施設	鉄道駅	JR 用瀬駅
2	官公庁等	行政機関	用瀬町総合支所
3		郵便局・銀行	用瀬郵便局
4			鳥取信用金庫用瀬支店
5			JA鳥取いなば用瀬支店
6		市民・地区センター、コミュニティセンター等	用瀬町民会館
7	教育・文化施設等	図書館	用瀬図書館
8		学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	用瀬小学校
9			千代南中学校
10		保育園、幼稚園	もちがせ保育園
11		公民館	用瀬地区公民館
12	保健・医療・福祉施設	地域包括支援センター	鳥取南部地域包括支援センター
13	商業施設	大規模小売店舗等	ゴガイドドラッグ用瀬店
14	公園・運動施設	体育館・武道館その他運動施設	用瀬町勤労者体育センター
15	その他の施設	観光施設	流しびなの館
16			観光物産センター

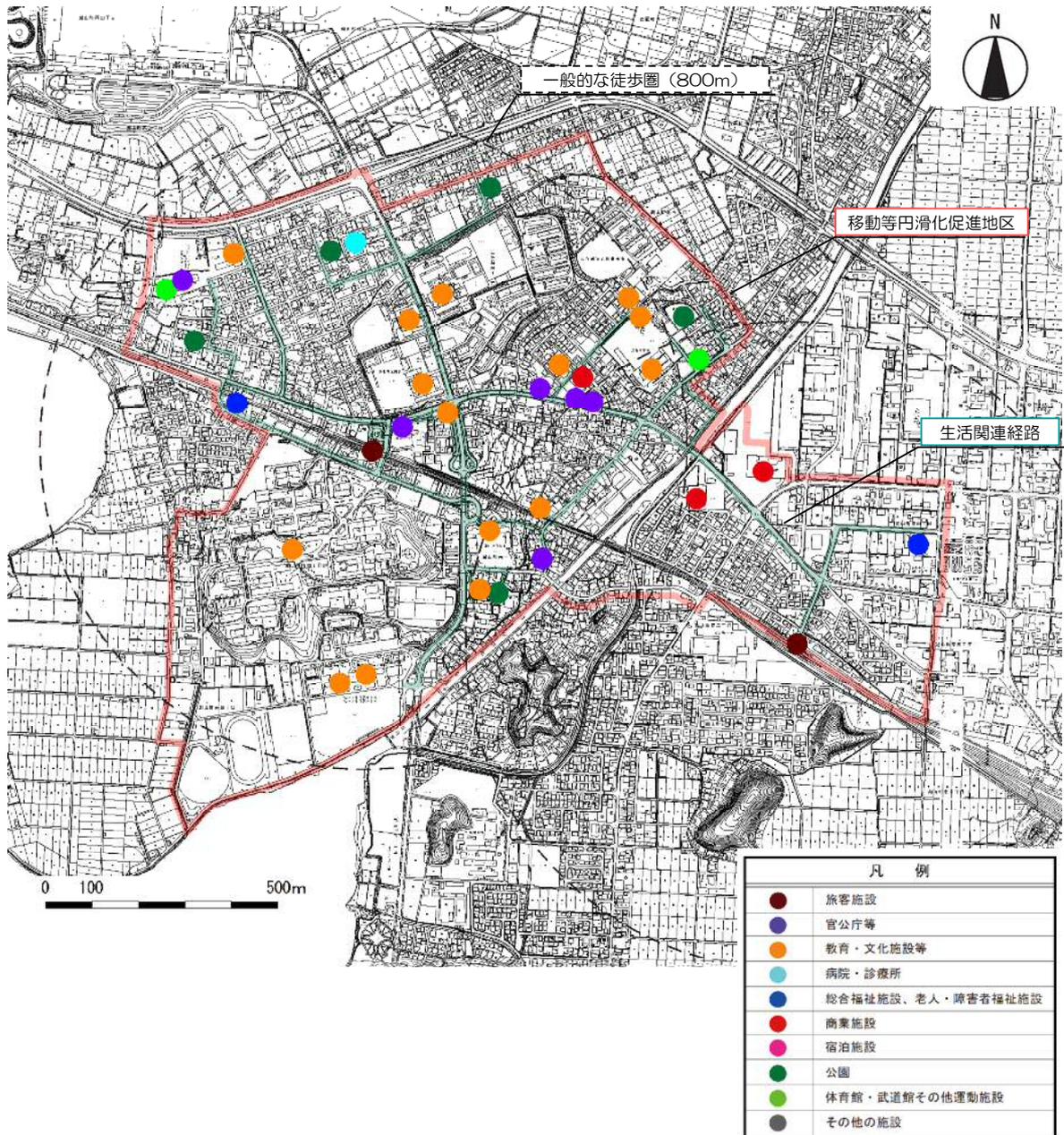
■ 佐治町総合支所周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	官公庁等	行政機関	佐治町総合支所
2		郵便局・銀行	佐治郵便局
3		市民・地区センター、コミュニティセンター等	佐治町コミュニティセンター
4	教育・文化施設等	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	佐治小学校
5	保健・医療・福祉施設	福祉保健施設	佐治地区保健センター
6		高齢者施設	佐治町老人福祉センター
7		障がい者福祉施設	鳥取市社会福祉協議会佐治事業所
8	その他の施設	観光施設	和紙工房かみんぐさじ

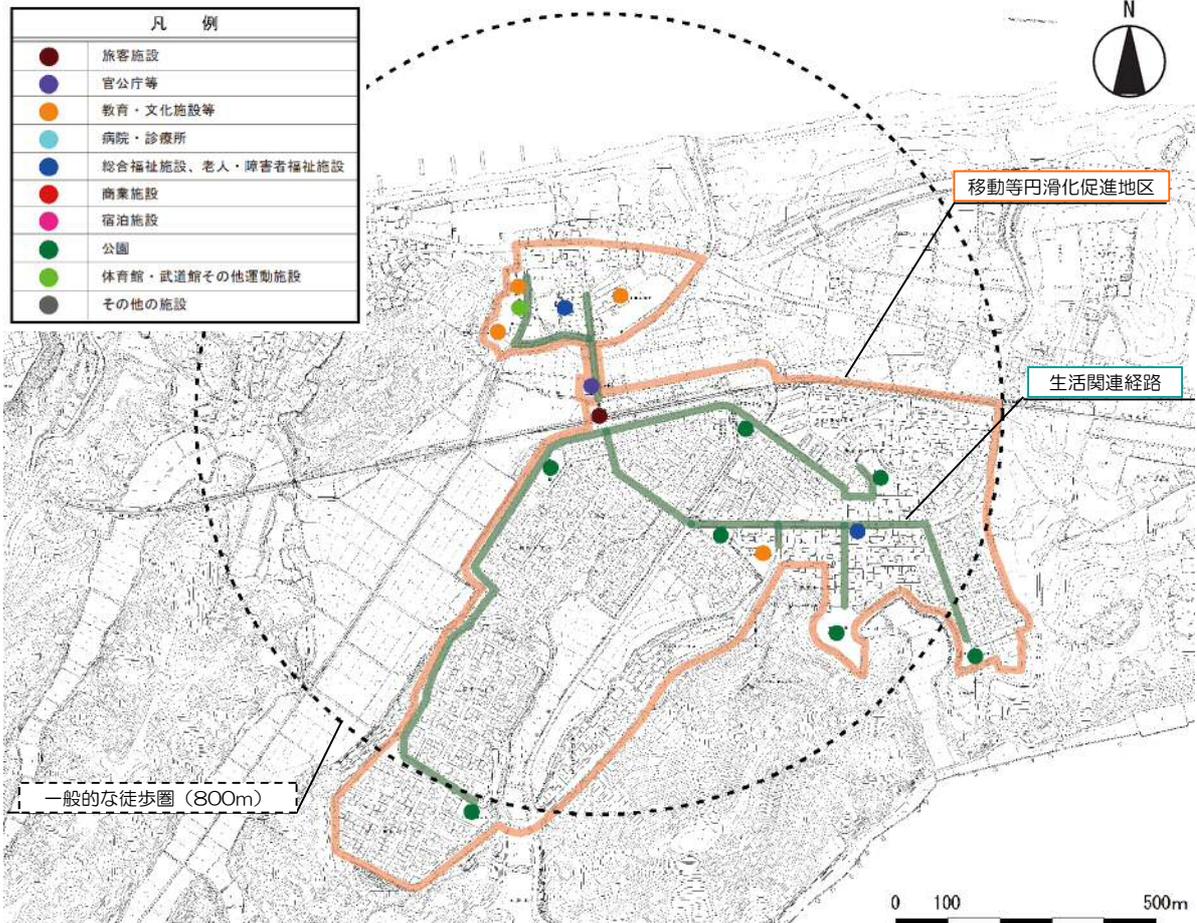
■鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称	
1	旅客施設	鉄道駅	JR鳥取大学前駅	
2			JR湖山駅	
3	官公庁等	郵便局・銀行	湖山郵便局	
4			鳥取湖山北郵便局	
5			鳥取銀行湖山支店	
6			鳥取信用金庫湖山中央支店	
7			山陰合同銀行湖山出張所	
8			市民・地区センター、コミュニティーセンター等	鳥取市国際交流プラザ
9			教育・ 文化施設等	保育園、幼稚園
10	ゆりかご保育園			
11	ひかりのこ保育園			
12	湖山くれよん保育園			
13	湖山保育園			
14	鳥取大学附属幼稚園			
15	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	湖東中学校		
16		湖山西小学校		
17		鳥取大学附属小学校		
18		鳥取大学附属中学校		
19		湖山小学校		
20		鳥取大学		
21		鳥取湖陵高等学校		
22		鳥取商業高等学校		
23	公民館	湖山地区公民館		
24	保健・医療・ 福祉施設	病院・診療所	尾崎病院	
25		総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等	サービス付き高齢者住宅エルスリー湖山	
26			かりゆしの郷	
27	商業施設	大規模小売店舗等	サンマート 湖山店	
28			マルイ 湖山店	
29			エスマート 湖山店	
30	公園・ 運動施設	近隣公園	湖山公園	
31		街区公園	大寺屋1号公園	
32			大寺屋2号公園	
33			湖山北公園	
34			湖山南公園	
35		体育館・武道館その他運動施設	湖山体育館	
36	湖山西体育館			

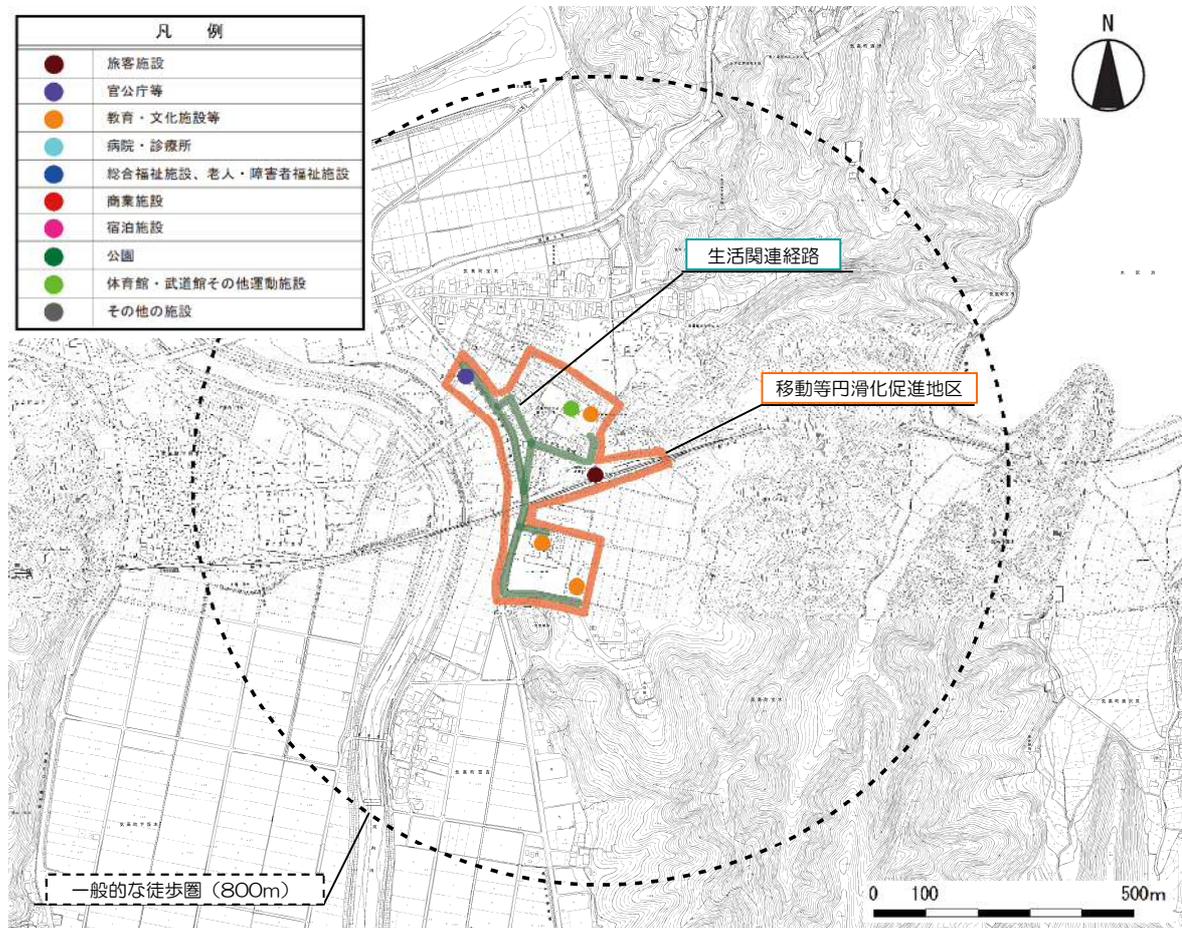
■ 末恒駅周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	旅客施設	鉄道駅	JR 末恒駅
2	官公庁等	郵便局・銀行	末恒郵便局
3	教育・文化施設等	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	末恒小学校
4		保育園、幼稚園	白兔保育園
5		鳥取第五幼稚園	
6		公民館	末恒地区公民館
7	保健・医療・福祉施設	福祉保健施設	白兔はまなす園
8		障がい者福祉施設	地域生活支援センター みんなの家
9	公園・運動施設	街区公園	美萩野西山公園
10			美萩野公園
11			松林公園
12			美萩野三角公園
13			美萩野鳥打場公園
14			美萩野深沢公園
15			みはぎの台公園
16			体育館・武道館その他運動施設

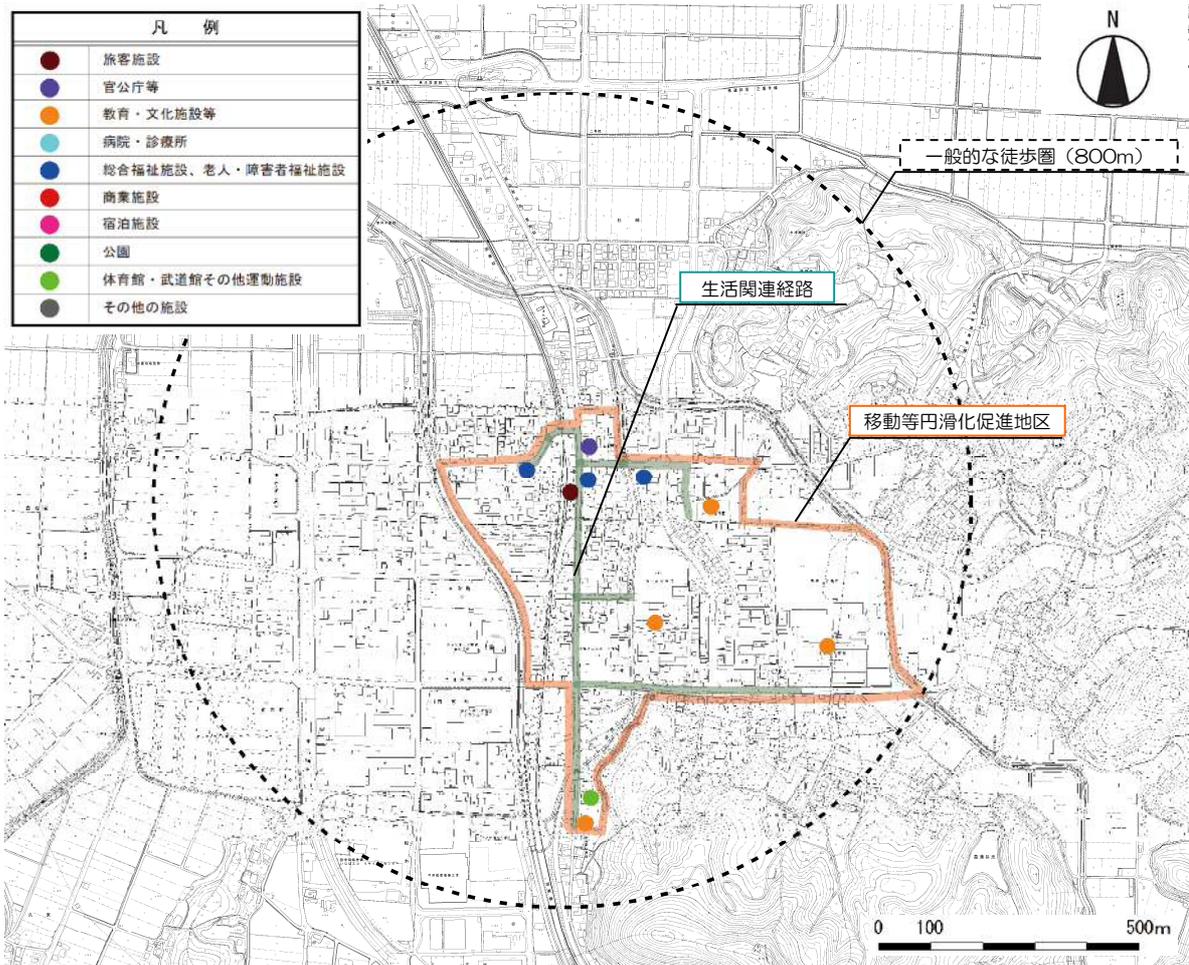
■宝木駅周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	旅客施設	鉄道駅	JR 宝木駅
2	官公庁等	郵便局・銀行	宝木郵便局
3	教育・文化施設等	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	宝木小学校
4		保育園・幼稚園	ひかり保育園
5		公民館	宝木地区公民館
6	公園・運動施設	体育館・武道館その他運動施設	気高町勤労者体育センター

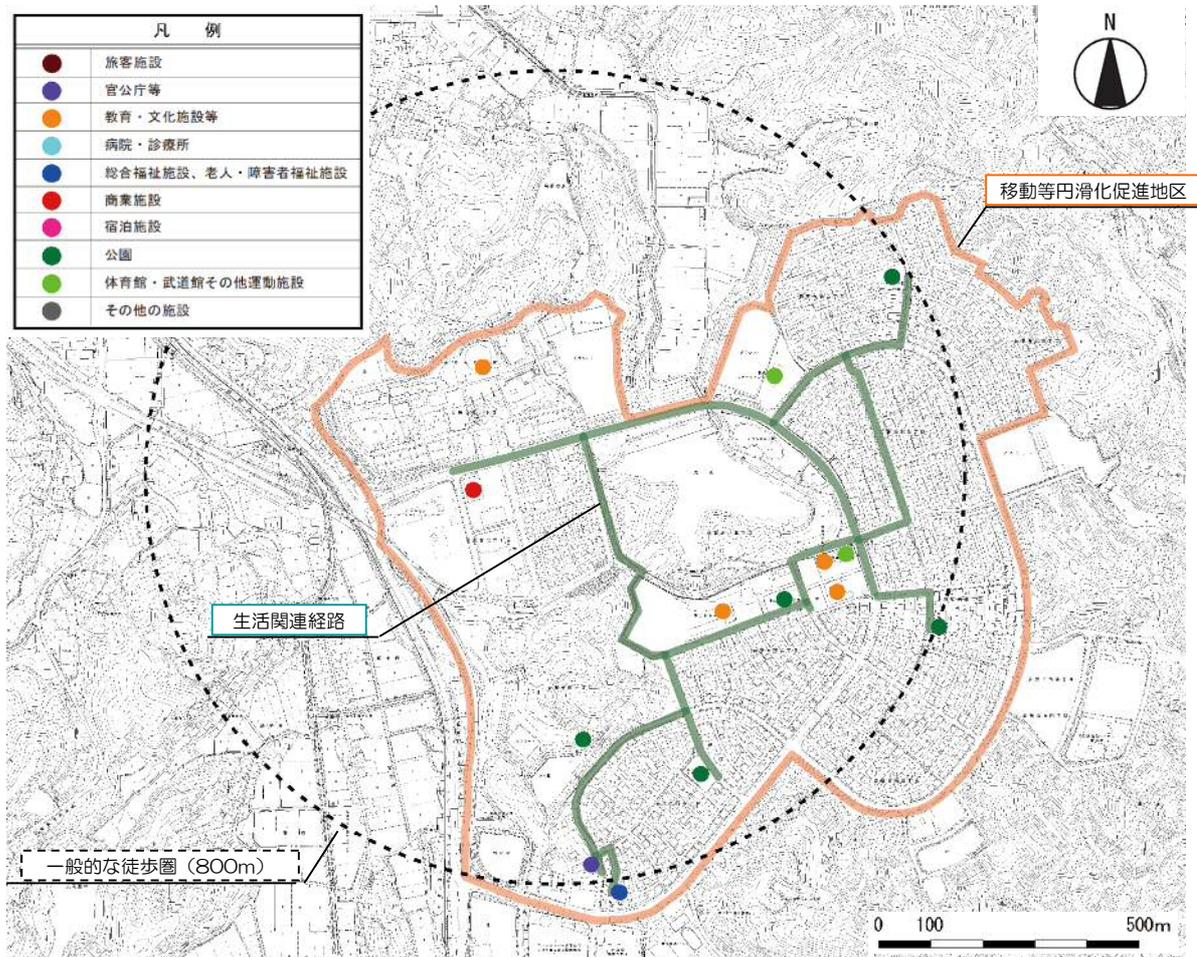
■津ノ井駅周辺地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	旅客施設	鉄道駅	JR 津ノ井駅
2	官公庁等	郵便局・銀行	津ノ井郵便局
3	教育・ 文化施設等	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	津ノ井小学校
4			鳥取工業高校
5		保育園、幼稚園	津ノ井保育園
6		公民館	津ノ井地区公民館
7	保健・医療・ 福祉施設	障がい者福祉施設	トリフィスタ
8			友志陽
9			障がい児支援事業所彩り
10	公園・ 運動施設	体育館・武道館その他運動施設	津ノ井体育館

■ 若葉台地区



生活関連施設一覧

番号	大分類	中分類	名称
1	官公庁等	郵便局・銀行	鳥取若葉台郵便局
2	教育・ 文化施設等	学校(小・中・高等学校、大学、専門学校)	若葉台小学校
3			鳥取環境大学
4		保育園、幼稚園	わかば台こども園
5		公民館	若葉台地区公民館
6	保健・医療・ 福祉施設	障がい者福祉施設	ローズガーデン
7	商業施設	大規模小売店舗等	イオン津ノ井店
8	公園・ 運動施設	地区公園	ニュータウン中央公園
9			わかば北公園
10			若葉台南第二公園
11			若葉台南第三公園
12		街区公園	ニュータウン1号児童公園
13		体育館・武道館その他運動施設	若葉台体育館
14			若葉台スポーツセンター

9. バリアフリー化の促進に関する取り組み

本市におけるバリアフリーの現状と課題やアンケート・ヒアリング調査結果を踏まえ、高齢者や障がい者、乳幼児連れをはじめとする全ての人が利用しやすい施設、移動しやすい環境の整備を促進するための取り組みが求められています。

本章では、公共交通（鉄道・バス・タクシー）、道路、建築物、公園・広場のバリアフリー化について、次章以降で情報のバリアフリーや心のバリアフリーについての方針を示します。

(1) 鉄道

項目	方針
通路	車いす使用者が安全に通行できるよう通路幅を確保
上下移動	エレベーターやスロープの設置による段差の解消
トイレ	車いす使用者でも利用しやすいバリアフリートイレの整備
案内設備	乗車位置の表示等、案内設備（音声案内設備を含む）の充実 日本語が分からない人でも安全で快適に移動できるよう多言語表記やピクトグラムを活用した案内表示の設置等、駅を拠点とした交通手段等の情報提供

(2) バス

項目	方針
車両	車両の更なるバリアフリー化（低床バスやノンステップバスの導入）の推進
乗降場	道路管理者と連携し、安全に乗降しやすいバス停（マウントアップ構造等）を整備 バス停は、降雨時等でも快適な待合環境となるよう、屋根やベンチの設置
案内設備	時刻表や料金表等、分かりやすい表示

(3) タクシー

項目	方針
車両	車両の更なるバリアフリー化（UD タクシーの導入）の推進

(4) 道路

項目	方針
歩道	歩行者が安全・快適に移動できるよう歩行空間を確保
	生活関連経路では、JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックを設置
安全施設	歩行者が安全に移動できるよう街灯（防犯灯）の整備
	交通量が多い道路では、歩行者用信号機・音響信号を設置
維持・修繕	老朽化が進んでいる舗装や視覚障害者誘導用ブロックの改良や修繕
	生活関連経路の除雪

(5) 建築物

項目	方針
出入口	滑りにくい材料による床面の整備・改良
通路	車いす使用者が安全に通行できるよう通路幅を確保
上下移動	エレベーターやスロープの設置による段差の解消
トイレ	施設の規模や利用状況に応じたバリアフリートイレの整備
駐車場	施設内駐車場～施設出入口までの安全な移動経路の確保
	一般駐車場においても、ベビーカー等の利用者を考慮し、余裕を持った乗降幅を確保

(6) 公園・広場

項目	方針
園路	すべての人が安全に移動できるようバリアフリー化された経路の確保
トイレ	一時避難所となる都市公園・広場内にバリアフリートイレの整備

10. 情報バリアフリーの取り組み

■情報バリアフリーとは

高齢者や障がい者を含むすべての人が、情報通信が利用できるようにすることで、インターネットからの情報を受け取るまでの過程（アクセシビリティ）の確保や、文字の大きさや色合い、音声によるガイダンスといったインターフェースの充実も必要とされています。

(1) バリアフリーマップの作成・活用

高齢者や障がい者等が利用可能な施設や経路を選択できるようにするためには、これらの施設や経路が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的であるとされています。鳥取県では、高齢者や障がい者等の社会参加の一助として、県内公共的施設を中心としたバリアフリー施設情報を掲載したバリアフリーマップ（電子地図）をウェブサイト上で提供しています。

本市においても、「鳥取県バリアフリーマップ」を充実させるため、施設管理者に対してバリアフリー情報の提供を促進します。

施設管理者等に提供を求める情報

項目		内容
施設の 情報	出入口	●出入口まで平坦、自動ドアの有無
	廊下等	●視覚障害者誘導用ブロックの有無 ●音声誘導装置の有無
	傾斜路	●スロープの有無
	エレベーター	●身体障がい者用エレベーターの有無
	トイレ等	●車いす対応トイレ・オストメイト対応トイレの有無 ●ベビーキープ・ベビーシート・授乳室の有無、
	ホテルまたは旅館の客室	●車いす対応客室の有無
	駐車場	●ハートフル駐車場・車いす利用者用駐車場の有無
	客席	●車いす対応観客席の有無
	その他	●福祉のまちづくり条例整備基準適合証交付施設 ●あいサポート運動認定団体 ●とっとり子育て応援パスポート事業協賛店舗 ●とっとり子育て隊登録団体
経路の情報	●視覚障害者誘導用ブロックの設置状況 ●音響信号機の位置 ●歩道の凹凸や幅員が狭い等の危険箇所	
その他	●施設のバリアフリー化の好事例	

【事例 1】鳥取県バリアフリーマップ



鳥取県内公共的施設を中心としたバリアフリー施設情報を「Google マップ」に重ね合わせて掲載されています。

鳥取県 HP

(2) 多様なコミュニケーション手段の普及

障がいがある人も自立した日常生活・社会生活が送れるように手話や点字・音訳等の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の導入や、日本語が分からない人でも意思疎通が図れるようなコミュニケーションツールの導入が求められています。

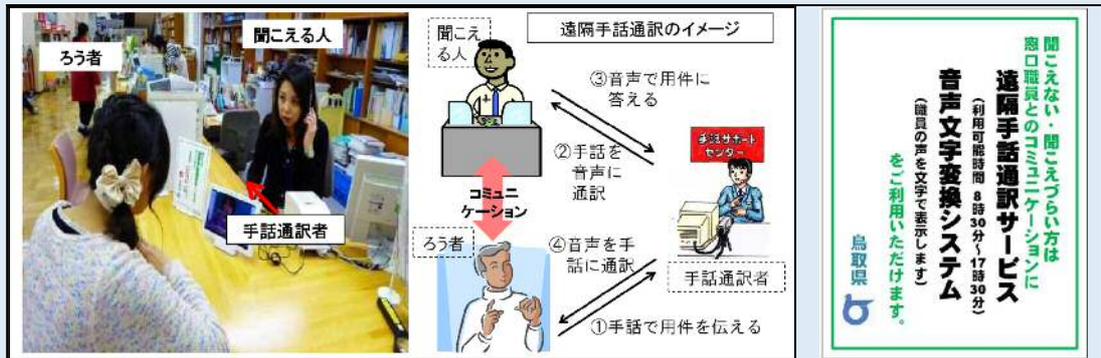
鳥取県では、鳥取駅等において遠隔手話通訳サービス導入しており、鳥取県タクシーハイヤー協会においても、タクシー等で多言語音声翻訳アプリ「TOTTRA」を導入する等、多様なコミュニケーション手段が導入されています。

このような取組みを鳥取市でも展開し、障がいがある人や日本語が分からない人でも特性に応じたコミュニケーション手段が利用可能な施設整備を促進します。

【事例 2】鳥取県遠隔手話通訳サービス・音声文字変換システム

短時間の用事や急に必要に迫られた場面等、手話通訳者の派遣を頼みにくい場面でも手話を利用できるよう、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じてろう者と窓口職員がコミュニケーションをとるためのシステムを導入している。

また、声を文字に変換してタブレット型端末の画面に表示する音声文字変換システムを全国で初めて自治体窓口を導入し、手話を使わない難聴者や中途失聴者も円滑にコミュニケーションできるようにしている。



遠隔手話通訳サービスのイメージ

窓口の案内表示

鳥取県 HP

【事例 3】多言語音声翻訳アプリ「TOTTRA (トットラ)」

全国初の地域版多言語音声翻訳アプリであり、鳥取県に特化した高い変換精度の翻訳がリアルタイムで可能であるため、言葉の壁が無くなり心の通うコミュニケーションが生まれます。タクシーをはじめとし、鳥取県内のホテルや飲食店、アクティビティの場で利用されています。



鳥取県ハイヤータクシー協会 HP

【事例 4】鳥取市防災アプリ

情報取得困難者（聴覚に障がいのある方や外国人旅行客など）に対して迅速かつ正確に情報を発信し、かつ、デジタル化する時代に即応できる新たな緊急情報伝達手段の拡充を目的として、スマートフォン向け防災用アプリケーションサービスの提供をしている。





利用料無料



緊急情報の
通知音は
言葉(言語)
でお知らせ！

目指したものは
「速くて、シンプル。」

鳥取市防災アプリの4大特長

1 緊急プッシュ通知	3 防災地図
2 防災行政無線・Jアラート連動	4 災害3Dイメージ (AR)

防災地図等の表示は8か国語に対応

ダウンロードはこちらから

各ストアより「鳥取市防災アプリ」で検索しインストールしてください。

鳥取市防災アプリ

Android




iPhone/iPad




【要件】Android バージョン 7 以上
iOS 13.0以降/macOS 11.0以降 (Apple M1 チップ搭載)

アプリ機能の詳細は、下記リンクをご確認ください！



鳥取市役所
特命係



鳥取市防災アプリ
～孫子の兵法に学ぶ！
自然災害との戦いで負けない方法～



11. 心のバリアフリーの取り組み

■心のバリアフリーとは

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、体現するポイントは、次の3つとされています。

- ①障害のある人への社会的障害を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人及びその家族への差別を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力を養い、すべてのひとが抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

■心のバリアフリーの取り組み

高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備だけではなく、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」が重要です。

本市では、小学校の「総合的な学習」においてバリアフリー教育を行っているほか、手話通訳者の養成・派遣や職員を対象としたバリアフリー教育を実施しています。公共交通事業者においても、職員を対象としたバリアフリー教育を実施しています。

しかしながら、関係団体のヒアリング調査結果から、手話通訳者の不足や自動車の運転マナーの悪さにより円滑な移動が阻害されていること等が指摘されました。

これらの状況を改善し、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等を含めたすべての人が安全・快適に移動・施設利用ができるように、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から協力し、「心のバリアフリー」を進めていきます。

(1) 市民による取り組み方針

市民一人ひとりが、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性を理解し、思いやりのある行動が必要です。心のバリアフリーの実践するために以下のような取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ◆障がい者理解講座やバリアフリー教室等の開催・参加等により、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性への理解に努めます。
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの上や周囲に支障物を置かない、健常者がハートフル駐車場に駐車しない等、マナーに気を付けます。
- ◆自動車やバスの中で立っている高齢者や障がい者、乳幼児連れ等を見つけたら、声をかけて席を譲ります。
- ◆駅やバス停、ショッピングセンター等で困っている様子を見かけたら、声を掛けます。

(2) 事業者による取り組み方針

日常的に高齢者や障がい者、乳幼児連れ等と接する機会が多い事業者は、利用者の立場でサービスのあり方を考え、実践していくことが必要です。心のバリアフリーの実践するために以下のような取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ◆高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性や必要な配慮について学ぶためのバリアフリー教育を実施し、接遇や介助水準を向上します。
- ◆音声・触知図案内板、筆談やコミュニケーションボード等、それぞれの障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の提供を行います。

(3) 行政による取り組み方針

行政は、市民や事業者による取り組みが促進されるよう、以下のような取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ◆各種学校や地域でのバリアフリーについての学習機会を提供します。
- ◆市広報誌や市ホームページ等を通じて、バリアフリーに関する活動紹介を行い、バリアフリーの意識を醸成します。
- ◆窓口業務等において、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションツールの提供を行います。
- ◆手話通訳者・要約筆記者等の支援者の養成・派遣を継続します。

12. 届出制度

12.1 届出制度の概要

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区の区域内において、旅客施設や道路の改良等により、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに市町村に届出が必要となります。

市町村は、届出のあった行為がバリアフリー化を図るうえで、支障があると認めるときは行為の変更等の必要な措置の実施を要請できるとされています。

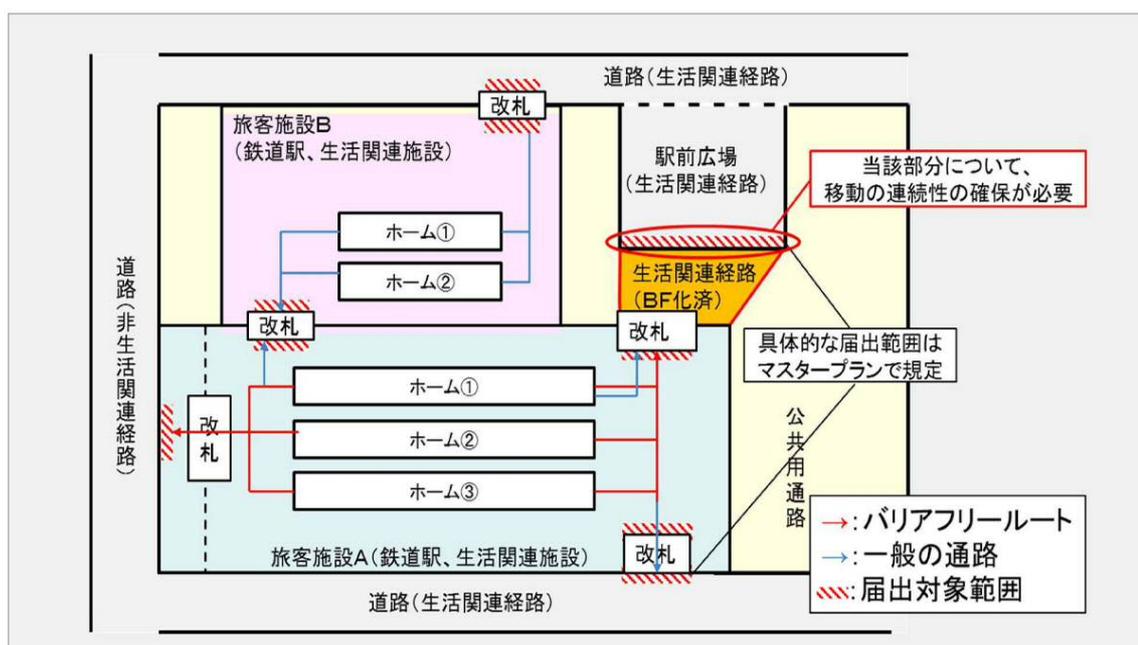
この制度により、施設間の移動の連続性を確保することができます。

12.2 届出対象となる範囲

バリアフリー法では、届出を要する対象の範囲は以下のとおりに定められています。

届出対象範囲

旅客施設	生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」という）のうち、次の範囲 【政令第25条第1号】 ・他の生活関連旅客施設との間の出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口 ・バリアフリールートとの出入口
道路	生活関連経路である道路のうち、次の範囲 【政令第25条第2号】 ・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



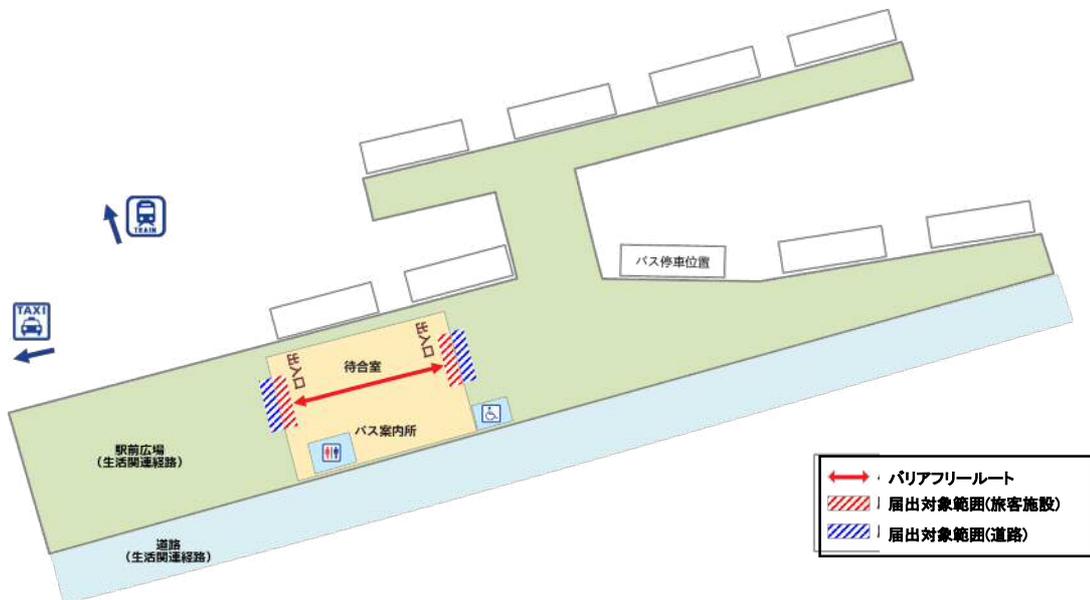
届出対象のイメージ

(1) 鳥取駅周辺地区の届出対象範囲

◆鳥取駅

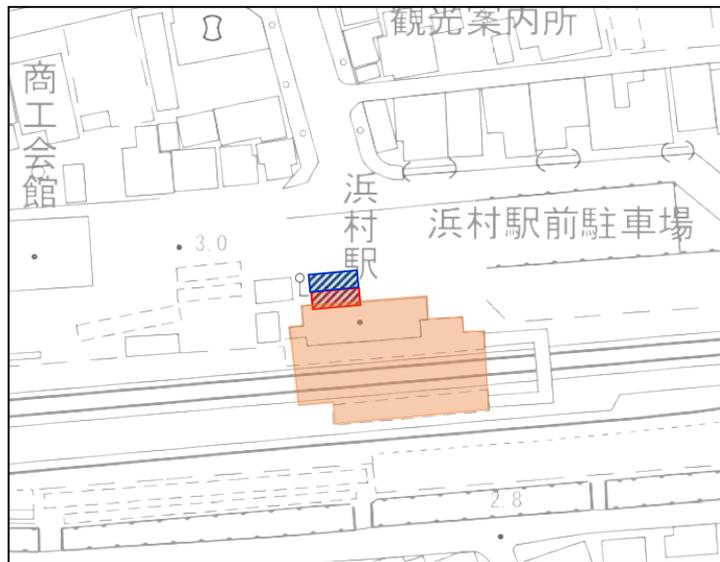


◆鳥取バスターミナル



(2) 気高町総合支所・浜村駅周辺地区の届出対象範囲

◆浜村駅

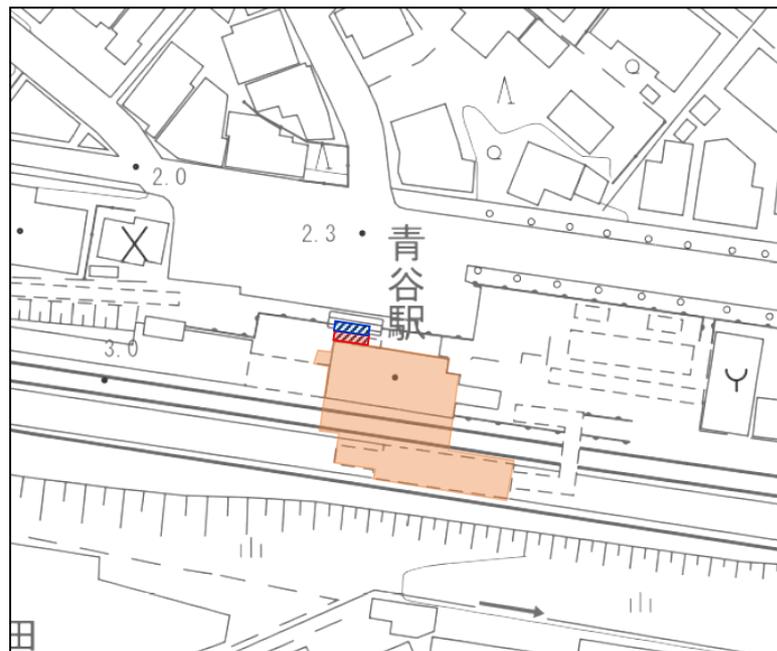


(3) 鹿野町総合支所周辺地区の届出対象範囲

◆該当なし

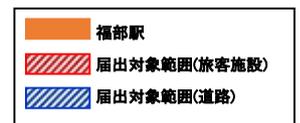
(4) 青谷町総合支所・青谷駅周辺地区の届出対象範囲

◆青谷駅



(5) 福部町総合支所・福部駅周辺地区の届出対象範囲

◆福部駅



(6) 国府町総合支所周辺地区の届出対象範囲

◆該当なし

(7) 河原町総合支所周辺地区の届出対象範囲

◆該当なし

(8) 用瀬町総合支所・用瀬駅周辺地区の届出対象範囲

◆用瀬駅

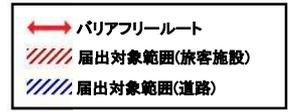
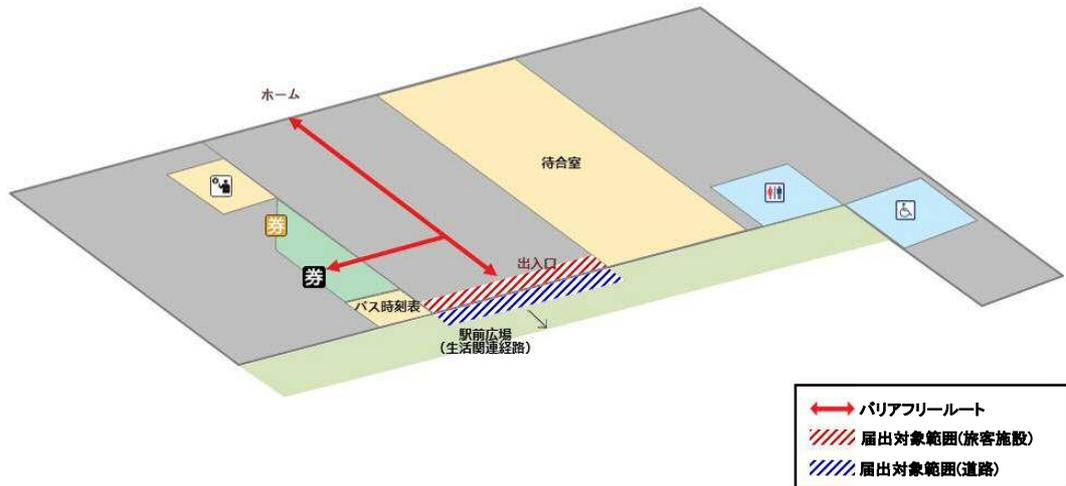


(9) 佐治町総合支所周辺地区の届出対象範囲

◆該当なし

(10) 鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区の届出対象範囲

◆鳥取大学前駅

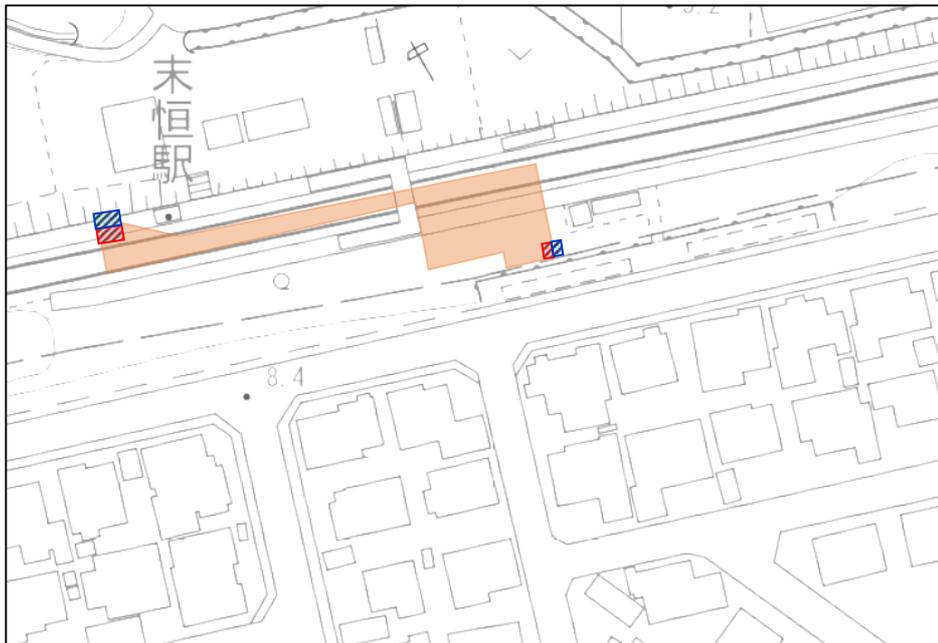


◆湖山駅



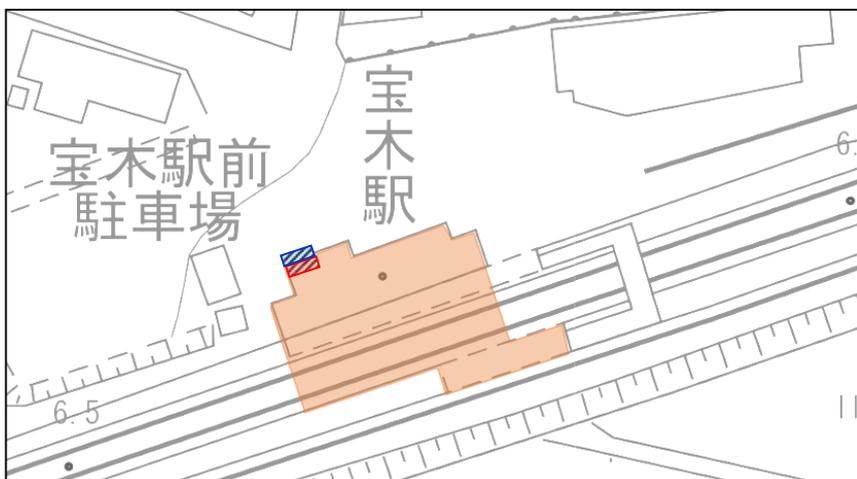
(11) 末恒駅周辺地区の届出対象範囲

◆末恒駅



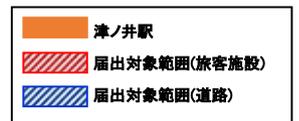
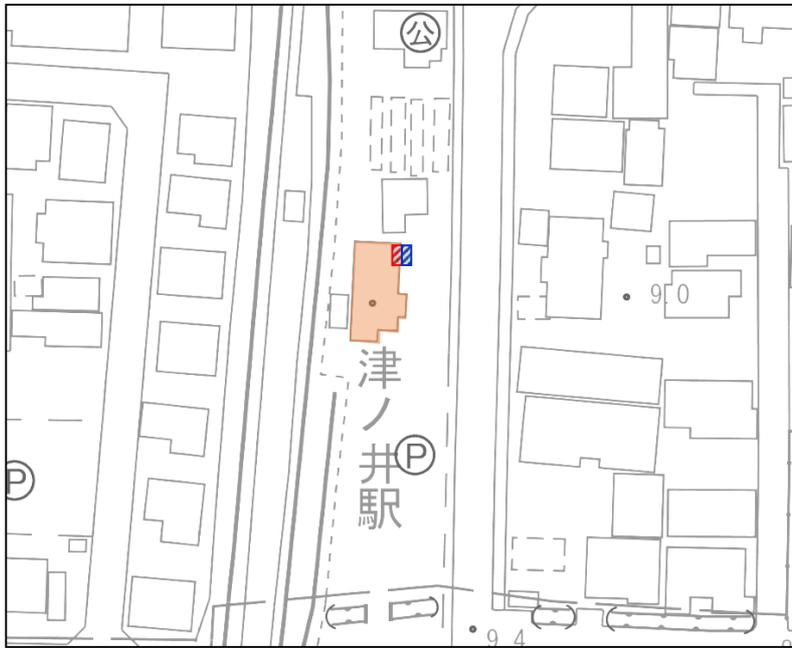
(12) 宝木駅周辺地区の届出対象範囲

◆宝木駅



(13) 津ノ井駅周辺地区の届出対象範囲

◆津ノ井駅



(14) 若葉台地区の届出対象範囲

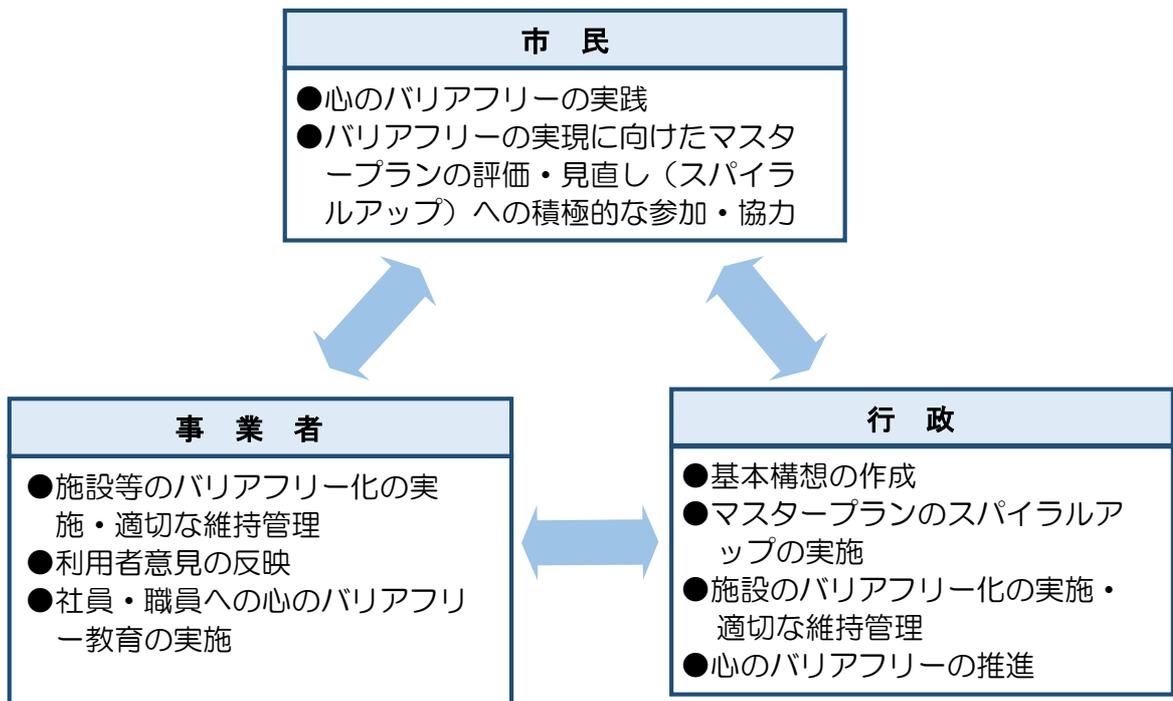
◆該当なし

13. 計画の実現・継続に向けて

13.1 市民・事業者・行政の連携・協働

バリアフリー化の円滑な実現を図るためには、市民及び事業者、行政等が、それぞれの役割を果たしつつ、連携して取り組んでいく必要があります。

下図にそれぞれの役割を示します。



3者協働のバリアフリーまちづくり

13.2 マスタープランの評価・見直し（スパイラルアップ）

本マスタープランの基本方針やバリアフリー化の取り組みを着実に推進し、さらにバリアフリーの取り組みを全市に展開していくために、概ね5年毎に、バリアフリー化の取り組み状況やバリアフリー点検の結果等を踏まえ、必要があれば見直しを検討します。

また、マスタープランの見直しに止まらず、事業化の目処が立った場合には、基本構想の作成へと移行し、具体的なバリアフリー事業を進めていくとともに、バリアフリー・ユニバーサルなまちづくりを全市域に広げていきます。

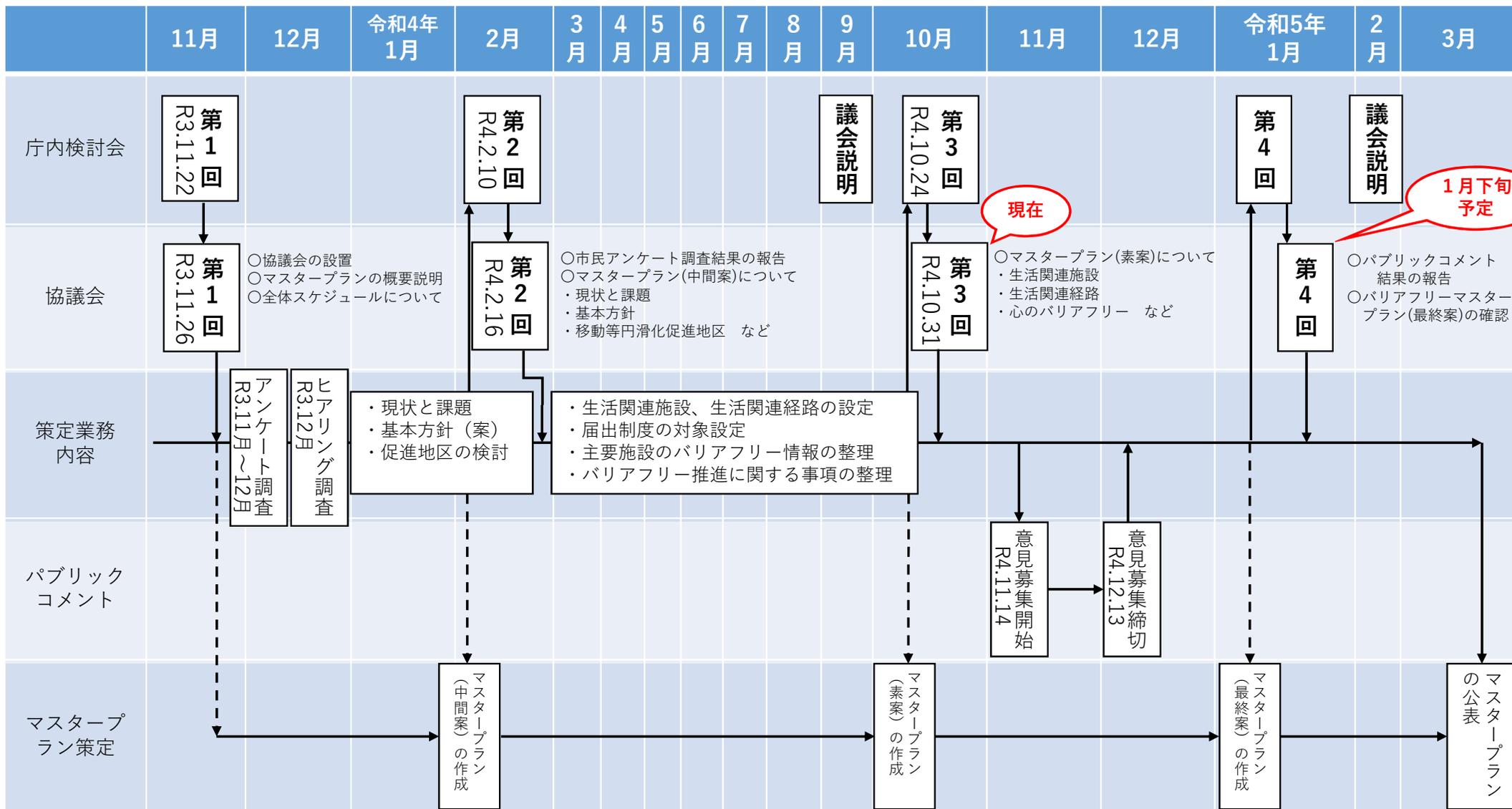
14. 用語集

索引	用語	解説
あ行	アクセシビリティ	国籍、性別、年齢、障がいの有無等に関係なくすべての人が機器やサービスを円滑に利用できること。
	移動等円滑化 (バリアフリー化)	高齢者や障がい者等の身体への負担の軽減を図るため、移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
	移動等円滑化促進地区	鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障がい者等が利用する施設が集まった地区であり、面的・一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区のこと。
	移動等円滑化促進方針 (バリアフリーマスタープラン)	市町村が、移動等円滑化促進地区における、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。バリアフリーについての考え方を広く共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成に繋げていくことをねらいとする。
	オストメイト	病気や事故等により、お腹に排泄のための「ストーマ(人工肛門・人工膀胱)」を造設した人のこと。オストメイト対応トイレとは、「ストーマ」を洗浄するためのシャワー等が設置されているトイレのこと。
か行	交通結節点	駅前広場やバスターミナル等、各種交通機関(鉄道・バス・タクシー等)が相互に乗り換えを行う施設のこと。都市機能の誘導・集積を促進させ、都市部の中心的な拠点地区を形成する機能も併せ持つ。
	交通バリアフリー法 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」	高齢者や身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性を向上するために、旅客施設及び車両について、バリアフリー化を義務付けた法律のこと。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
	コミュニケーションボード (コミュニケーション支援ボード)	障がいや日本語が分からない等により、話し言葉によるコミュニケーションが困難な人と、絵や文字を用いて自分の意思を指して伝え合うボードのこと。

索引	用語	解説
さ行	視覚障害者誘導用ブロック (点字ブロック)	視覚障がい者を安全に誘導するため、足裏の触感覚で認識できるよう、地面や床面に敷設される突起が表面についているブロックのこと。
	情報バリアフリー	高齢者や障がい者を含むすべての人に情報通信が利用できる環境を整えること。
	スパイラルアップ	マスタープラン(Plan)策定後のバリアフリー化の実施(Do)を受け、その結果を評価(Check)し、必要に応じて見直す(Action)といった PDCA サイクルにより、現状に即した計画となるように継続的に改善を行う考え方のこと。
	生活関連経路	生活関連施設を相互に結ぶ道路、駅前広場、建築物等における敷地内通路などのバリアフリー化を図るべき施設のこと。
	生活関連施設	高齢者や障がい者等が日常生活や社会生活の中で利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、商業施設等のことであり、バリアフリー化を図るべき施設のこと。
な行	ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無等に関係なく、すべての人が生活や権利を保障され、かつ特別視されることなく、平等に扱われなければならないという考え方のこと。
は行	ハートビル法 「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」	不特定多数の人が利用し、あるいは、主として高齢者や障がい者等が利用する建築物においてバリアフリー化を義務付けた法律のこと。
	ハートフル駐車場	鳥取県と協定を結んだ施設が設ける専用駐車スペースのこと。専用利用証を交付された高齢や障がい等で歩行が困難な人、あるいは、けがや出産前後で一時的に歩行が困難な人等の車が専用駐車場を利用できる。
	パブリックコメント	市の基本的な政策や計画を定める前に、その案を広く市民に公表し、寄せられた意見等について検討し、政策などに反映していくこと。
	バリアフリー基本構想	市町村が、移動等円滑化促進地区のうち、具体的な事業を素進める地区を重点整備地区に位置づけ、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成する構想のこと。

索引	用語	解説
は行	バリアフリー新法 「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化に関する法律」	ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充し、路外駐車場や都市公園もバリアフリー化の追加対象として義務付けた法律のこと。ハード面に加え、ソフト面の施策の充実も図られた。
	バリアフリートイレ	車いすで利用できる広さや手すり等の設置に加え、オストメイト対応の設備やおむつ替えシート、ベビーチェア等を備え、高齢者や内部障がい者、乳幼児連れ等の多様な人が利用できるトイレのこと。
	バリアフリーマスタープラン (移動等円滑化促進方針)	市町村が、移動等円滑化促進地区における、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。バリアフリーについての考え方を広く共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成に繋げていくことをねらいとする。
	バリアフリーマップ	バリアフリートイレの有無や通路の段差情報等、車いす使用者や高齢者等がバリアフリー情報を知ることができるように工夫された地図のこと。
	ピクトグラム	一般的に「絵文字」等と呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）のこと。国籍に関わらず、直感的に内容を伝えることができる。
	福祉タクシー	歩行が困難な高齢者や身体障がい者が車いす利用のまま乗ることができるリフト付きタクシーのこと。
ま行	マウントアップ	歩道面を縁石と同じ高さに配置し、車道面より高くする構造のこと。
や行	ユニバーサルデザイン	国籍、性別、年齢、障がいの有無等に関係なくすべての人が利用しやすいデザインとする考え方のこと。
	UD タクシー (ユニバーサルデザインタクシー)	高齢者や車いす使用者、ベビーカー利用の乳幼児連れ、妊娠中の人等、すべての人が利用しやすいタクシーのこと。特長は、①車内空間が広いこと、②乗降口に手摺りやステップがあること、③車いすのまま乗れるようスロープが付いていること等。
ら行	路外駐車場	不特定多数の人が利用でき、道路の路面外に設置される自動車の駐車用施設のこと。「時間貸し駐車場」以外にも、商業施設や病院等の駐車場が該当する。

【鳥取市バリアフリーマスタープラン】策定スケジュール



1月下旬
予定